

東京大学公共政策大学院

2024 年度 研究論文

日本の貿易保険史：資金還流効果および財務健全性に関する考察

[キーワード] 貿易保険、資金還流、累積債務、財務健全性

所 属：東京大学公共政策教育部 公共政策学専攻  
国際公共政策コース

学籍番号：51-228019

氏 名：鈴木 愛

指導教官：西沢 利郎 教授

## 目次

序章.....	5
1-1 本論の目的.....	5
1-2 本論の構成.....	6
1-3 先行研究の概要.....	7
1-4 日本の産業構造の変容と貿易保険の継続性.....	8
第1章 輸出補償制度の創設.....	10
1-1 欧米の初期の輸出補償・輸出信用制度.....	10
1-1-1 英国の制度.....	11
1-1-2 ドイツの制度.....	12
1-1-3 その他の国の制度.....	13
1-2 浜口雄幸内閣の金輸出解禁と輸出振興策.....	13
1-2-1 日本の輸出補償制度の創設経緯.....	16
1-2-2 日本の輸出補償制度の仕組みとその変容.....	21
1-2-3 戦時下の輸出補償制度.....	23
1-2-4 輸出補償制度が果たした役割.....	26
第2章 占領下の管理貿易から輸出信用保険制度創設まで.....	31
2-1 占領下の連合国軍総司令部による管理貿易体制.....	31
2-1-1 民間貿易の制限緩和へ.....	31
2-1-2 求められる輸出リスクの低減策.....	32
2-1-3 輸出信用保険法の成立過程.....	34
2-1-4 輸出信用保険特別会計と初年度の引受実績.....	35
2-1-5 日本の民間損害保険会社と貿易保険事業.....	36

2-2 戦後の産業復興と輸出保険 .....	37
2-2-1 繊維産業：繊維は外貨獲得の戦略的輸出製品 .....	38
2-2-2 造船産業：第二次世界大戦前を上回る復興と世界のトップへ .....	39
2-3 新保険種の創設と輸出・投資支援 .....	40
2-3-1 輸出保険法の改正と再保険制度の廃止 .....	41
2-3-2 海外投資の自由化と海外投資保険の創設 .....	42
2-4 自由経済と貿易摩擦の始まり .....	45
2-4-1 標準決済規則の緩和 .....	46
2-4-2 貿易摩擦の始まり .....	47
2-5 開発途上国の累積債務問題の始まり .....	52
2-5-1 インドネシアの累積債務問題と輸出保険の停止 .....	53
2-5-2 日本の産業界と政府の動き .....	53
2-5-3 二国間から多国間の債権国会議へ .....	54
2-5-4 外貨不足によるその他の国の保険事故 .....	57
第3章：二度の石油危機と日本のプラント輸出の増加 .....	59
3-1 海外投資の促進と製造業の高度化 .....	59
3-1-1 海外投資保険の拡充 .....	59
3-1-2 変動相場制移行と輸出保険 .....	60
3-2 二度の石油危機と保険 .....	61
3-2-1 プラント輸出の復興と OECD アレンジメント規制 .....	61
3-2-2 中南米諸国の債務不履行と輸出保険財政の悪化 .....	62
3-3 IJPC プロジェクトの破綻と巨額の保険金 .....	63
3-3-1 相次ぐ非常危険の発生 .....	65
3-3-2 海外投資保険事故による過去最大の保険金額 .....	65
3-4 開発途上国の債務問題の始まりと輸出保険特別会計の財務悪化 .....	66
第4章 中南米諸国の累積債務問題と貿易保険事業の財務危機 .....	68
4-1 脆弱な中南米諸国の経済構造 .....	68

4-1-1	メキシコ政府の債務不履行 .....	68
4-1-2	累積債務問題の深刻化と国際社会.....	69
<b>4-2</b>	<b>重債務国の返済能力の欠如とパリクラブ合意 .....</b>	<b>70</b>
4-2-1	累積債務問題と日本政府 .....	71
4-2-2	国際合意による債務削減と貿易保険事業の財務破綻.....	73
4-2-3	貿易保険特別会計の財務危機.....	73
4-2-4	貿易保険事業の再建 .....	77
<b>4-3</b>	<b>プラザ合意後の急激な円高と日本の輸出額の減少 .....</b>	<b>82</b>
 <b>第5章 独立行政法人 日本貿易保険の誕生と2つの金融危機 .....</b>		<b>84</b>
<b>5-1</b>	<b>過去最大の保険金支払いと海外事業資金貸付保険の創設.....</b>	<b>84</b>
5-1-1	貿易保険事業の独立行政法人化 .....	84
<b>5-2</b>	<b>ソ連の崩壊と貿易保険.....</b>	<b>87</b>
<b>5-3</b>	<b>アジア通貨危機と ECAs .....</b>	<b>88</b>
5-3-1	インドネシアでの IPP 案件のリストラ .....	89
5-3-2	アジア通貨危機による保険金支払いとプロジェクトの高度化 .....	90
<b>5-4</b>	<b>パリクラブでの貿易保険付き商業債権の元本削減 .....</b>	<b>93</b>
<b>5-5</b>	<b>世界金融危機と日本の金融.....</b>	<b>93</b>
5-5-1	欧州の海運会社向け船舶案件と海外の日系子会社支援 .....	94
5-5-2	G20 首脳会合、WTO・OECD 加盟国等による声明.....	96
<b>5-6</b>	<b>日本貿易保険の特殊会社化.....</b>	<b>97</b>
 <b>終章 非常危険の増大と貿易保険の役割.....</b>		<b>100</b>
<b>1</b>	<b>地域紛争や感染症・自然災害リスクの高まり .....</b>	<b>100</b>
<b>2</b>	<b>経済安全保障と貿易保険.....</b>	<b>100</b>
<b>3</b>	<b>開発途上国と貿易保険の債務問題.....</b>	<b>101</b>

4 日本貿易保険の財務健全性の維持.....	102
5 日本の産業構造の変化と今後の貿易保険.....	102
6 インフラ戦略と貿易保険.....	103
7 日本貿易保険を担う人材.....	105
■年表.....	106
■文献.....	108
■引用/参考 WEB サイト.....	111
■聞き取り.....	121

## 序章

### 1-1 本論の目的

日本の貿易保険制度は1930年に施行された輸出補償法に起点を持ち、現在に至るまで約100年の歴史があるが、この長い歴史全体を考察した研究は存在しない。本論は1930年前後から現在に至る貿易保険史上、重要な事象に焦点を当てている。日本の貿易保険事業は政府の信用力に依拠して運営され、政策との一体性が一貫して求められてきた。例えば、日本の国際収支を改善する輸出や、石油・天然ガス・鉱物等の重要な資源の安定的な確保に資する民間企業の投融資案件は、日本政府の政策目的と一致し、支援の対象とされてきた。こうした事案は、通常の民間保険では引き受けられないリスクを含有しており、貿易保険はそれを引き受け、海外で事業展開する日本企業の競争力の強化と維持を支援してきた。貿易保険史をたどることは、海外事業に潜むリスクを知ることと同義であり、それと共に成長した日本経済の歴史を振り返ることでもある。

貿易保険事業の実施主体は、商工省・通商産業省・独立行政法人日本貿易保険・株式会社日本貿易保険（以下、日本貿易保険）と移り変わってきた。現在は、経済産業省が貿易保険法を所管し、同法に基づき貿易保険事業を運営する日本貿易保険を監督し、財務省理財局が唯一の株主となっている。

貿易保険法では、株式会社日本貿易保険が保険金の支払原資不足に陥るような場合には、同社は民間金融機関から長期借入を行ったり、社債を発行することが可能であり、その信用補完のために国会の議決を受けた範囲内において、政府が保証契約を締結することができることとされている。さらに資金が不足する場合には、予算で定める金額の範囲内において政府による財政措置を受けることができる。仮に、貿易保険事業の業績が好転しない場合には、これらの政府支援は結果的に国民負担となる。

本論で貿易保険の歴史を執筆する目的は二つある。一つは、貿易保険が民間資金の還流のためにどのように機能してきたのかを明らかにすることである。二つ目の目的は、なぜ過去に貿易保険の財務健全性が大きく損なわれたのか、その要因と解決の道のりを明らかにすることである。貿易保険事業は中長期での収支相償を標榜しているが、他方で貿易保険は保険の中でも大数の法則が働きにくいものだと言われている。

なお、海外事業を支援する日本の公的金融機関として、日本貿易保険以外に国際協力銀行（JBIC）や国際協力事業団（JICA）等があるが、本論では貿易保険制度に焦点を絞るため、これらの役割について敢えて触れていないが、その実績を否定するものではない。

## 1-2 本論の構成

本論は、序章に加え、以下の6つの章で構成される。

第1章では、1930年に創設された輸出補償制度の創設過程について先行研究や史料をもとに詳らかにする。浜口雄幸内閣は1930年に円高な旧平価で金輸出解禁に踏み切ると同時に、輸出減退に対応するため同年に輸出補償制度を創設した。これは輸出者等が発行する荷為替手形が不渡りとなった場合、手形を引き受けた外国為替銀行に対して政府が一定の損失を補償する仕組みである。本制度は保険機能を含まず金融機能のみを持つ制度であり、貿易保険の歴史は1950年の輸出信用保険法に始まるとする考え方もある。しかし、現在の貿易保険制度の保険種の1つである輸出手形保険は、輸出補償制度を受け継いだ保険種であり、今もなお活用されていることを踏まえ、本論では輸出補償制度を貿易保険制度の起点と位置付ける。

第2章では、第二次世界大戦後の連合軍の占領下の日本における管理貿易と、その後の貿易自由化の中で日本経済の再建のために創設された輸出信用保険制度の導入過程を明らかにし、統計等の資料でその効果を示す。また、高度経済成長期のプラント・船舶・機械輸出の促進に輸出保険が果たした役割、および日本にとって重要な輸出先であったインドネシアの累積債務問題が輸出保険に与えた影響を明らかにする。

第3章では、1970年代に通商産業省が輸出保険制度を活用し、いかに日本企業の海外投資とプラント輸出を支援したのかを明らかにする。また、石油危機後、産油国は自国設備の生産性を向上させるため近代化を目的に、他国からプラント設備を輸入した。イランでは同国並びに日本の官民の資金と、日本の技術によるIJPCプロジェクトが着手されたが、相次ぐ非常危険の発生によってプロジェクトは破綻し、2023年度まで貿易保険史上、最大の保険金支払事案であった。本件についてはプラント輸出に伴う非常危険が最も頻繁に発現したケースとして触れる。

第4章では、中南米諸国の累積債務問題と相次ぐパリクラブ<sup>1</sup>・リスケ合意によ

---

<sup>1</sup> パリクラブ（主要債権国会合）：債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務（ODA債権および非ODA債権）の債務再編措置を取り決める非公式な債権国会合。非ODA債権には、国際協力銀行のアンタイドローンや日本貿易保険の有する付保商業債権等のODAに分類されない公的債務が含まれる。主要債権国22カ国で構成。仏が主催国・議長国を務めており、同国の経済産業雇用省にパリクラブ事務局が設置されている。メンバー国（22ヶ国）：日本、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、カナダ（以上G7）、ロシア、アイルランド、オーストラリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ベルギー、イスラエル、韓国、ブラジル。パリクラブでは、債権国、債務国とも政府代表が交渉し、債務国がIMFとの間で融資を伴う経済プログラムに合意していることを前提に債務の繰延べ又は削減に合意する。債務国の経済状況や債務の状況を踏まえ、適切な措置を適用する。債務国に対しては、パリクラブと合

る債務繰延によって、貿易保険事業が財務危機に陥った過程を明らかにする。貿易保険が中進国や開発途上国への資金還流で果たした役割と、貿易保険事業の再建の過程を明らかにする。

第5章では、旧ソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連）の崩壊に伴うロシア政府の財政危機の救済や、アジア通貨危機によるプロジェクト・ファイナンス案件のリストラが貿易保険事業に及ぼした影響、および世界金融危機時の邦銀と日本貿易保険による資金還流について明らかにする。また、2001年に貿易保険事業が通商産業省から独立行政法人日本貿易保険に移行され、2017年に株式会社化されたことについて触れる。

終章では、経済安全保障が重視される今日、貿易保険が財務健全性と資金還流機能を維持しつつ、どのような役割を果たしていくべきかについて提言する。

### 1-3 先行研究の概要

本論の執筆にあたり、特に参考とした先行研究として、以下の四つの論文を挙げる。見浪知信の「1930年代の輸出拡大と輸出補償法—新市場向け輸出を中心に—」（2018）<sup>2</sup>、岡田保の「事變下に於ける輸出補償制度の概観」（1940）<sup>3</sup>、上坂西三の「輸出信用保証論」（1936）<sup>4</sup>、藤田昌三の「貿易保険制度の変遷と改革の動き」（2012）<sup>5</sup>である。

見浪論文は、①輸出補償法の制定過程とその意義、②輸出補償制度における国と地方自治体との関係性、③戦時期における輸出補償制度の展開と機能的変容に

---

意した措置と同等の措置で、非パリクラブ諸国や民間債権者とも債務再編に合意することを求める（コンパラビリティーの原則）。

参考：外務省

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/economic\\_assistance/others/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/economic_assistance/others/index.html)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03\\_hakusho/ODA2003/html/kakomi/kk02006.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03_hakusho/ODA2003/html/kakomi/kk02006.htm)

<sup>2</sup> 見浪知信「1930年代の輸出拡大と輸出補償法—新市場向け輸出を中心に—」（日本史研究 665巻 p28-p53、日本史研究会発行）（2018年1月）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/nihonshikenkyu/665/0/665\\_28/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/nihonshikenkyu/665/0/665_28/_article/-char/ja/)

<sup>3</sup> 岡田保「事變下に於ける輸出補償制度の概観」（「商工研究4」p31-p73、彦根高等商業学校商工研究会編）（1940年2月）<https://shiga-u.repo.nii.ac.jp/records/10531>

<sup>4</sup> 上坂西三「輸出信用保証論」（「現代金融経済全集」第二巻）（改造社1936年4月19日発行）

<sup>5</sup> 藤田昌三（経済産業委員会調査室）「貿易保険制度の変遷と改革の動き」（「立法と調査」No. 330（参議院事務局企画調整室編集2012年7月発行）

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2012pdf/20120702058.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf/20120702058.pdf)

ついて述べている。見浪論文は、輸出補償制度が導入された後の補償額と輸出額の増加を示し、輸出補償制度は輸出を促進させる効果があったとしている。

次に岡田論文であるが、これは日中戦争の最中、輸出補償制度の実施期間中に執筆されたものである。輸出補償制度について詳述し、国と地方が連携して補償を負担し、填補率を高める努力をしていたことを指摘している。

また、上坂論文は、日本政府が輸出補償制度創設前に参考にした欧米の制度について詳述し、その中で日本政府が選択した輸出補償制度の内容と沿革について述べている。

さらに、藤田論文は昭和初期の輸出補償法制定から、輸出信用保険法第1次～第17法改正と2010年までの貿易保険制度改正の経緯について論じている。前述の三つの論文と比較するとより長期に渡る制度の変遷について述べている。しかし、その対象は法改正に絞られており、貿易保険事業の運営やそれを取り巻く経済状況については言及が少ない。

最後に、第二次世界大戦後に創設された輸出信用保険制度については、通商産業省通商振興局経理部金融保険課による「輸出信用保険の解説」に詳しく、輸出保険法の成立過程・創設時の輸出信用保険の内容を解説している。特に、輸出信用保険制度の当初の内容が詳述されており、前述の四つの論文同様、特に参考としたため記載する。

以上の先行研究と本論には二点の違いがある。一つは、本論が輸出補償制度の創設から現在までの約100年間の貿易保険制度の歴史を扱っていること、もう一つは、本制度を「民間資金の還流の重要性」と「貿易保険事業の財務健全性の維持とその困難性」という二つの視点から論じている点である。これらについては過去に類似の先行研究はなく、ここに本論の意義がある。

なお、本論で言及する保険の引き受け実績について特段の注記が無い場合には、「貿易保険40年のあゆみ」（1990年）・「貿易保険50年のあゆみ」（2001年）・「貿易保険20年のあゆみ」（2022年）貿易保険特別会計収支報告・日本貿易保険の各年次報告書に依っている。

#### 1-4 日本の産業構造の変容と貿易保険の継続性

1980年代の円高や人件費をはじめとするコストの高騰により、日本企業の製造拠点は海外移転が進んだ。貿易保険事業の主軸は日本からの輸出を填補する保険であり、その保険料収入は長く伸び悩んでいる。特別な年度を除けば、事業全体の保険料収入は年間300億円台で推移している。今後、大きな額の個別案件の引き受けにより一時的に保険料が増える可能性はあるが、継続して右上がり伸びていくことは期待できない。2005年度には、民間保険会社も貿易保険に参入

することが可能となり、比較的、リスクが低い案件を中心に引き受けている<sup>67</sup>。

2019年に始まるコロナ禍においては、日本貿易保険は海外投資保険の非常危険の対象を拡大し、日本企業の海外事業の休止による損失に多くの保険金を支払った<sup>8</sup>。加えて、中東、ロシア・ウクライナの紛争、中台リスク等、世界の地政学リスクは増大しており、日本企業の事業環境はより複雑化した。判断を誤れば日本貿易保険は再び巨額の保険金を支払う可能性が高まっている。

本論は貿易保険の歴史を踏まえ、その在り方を問い直すことを狙いとしている。筆者は30年以上、経済産業省で勤務し多角的に貿易保険業務に関わったが、残念ながら貿易保険事業の一貫した歴史を知ることが無かった。おそらく、経済産業省や日本貿易保険においてさえ、ほとんど知られていないと推察する。資源に恵まれない日本が貿易に活路を見出そうと創設した貿易保険制度の意義と、それに尽力した先人について一人でも多くの方に知っていただきたい。

---

<sup>6</sup> 産業構造審議会 貿易経済協力分科会 第1回貿易保険小委員会「中間とりまとめ(案) -今後の貿易保険制度の在り方について- (資料3、p2、図2 過去の保険事故案件)」(2008年6月20日) <https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai53/shiryu2-2.pdf>

<sup>7</sup> 経済産業省「貿易保険の民間開放推進」、「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」資料、「貿易保険分野における民間保険会社の参入状況について」資料  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/243519/www.meti.go.jp/policy/trade\\_insurance/minkankaiho.htm](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/243519/www.meti.go.jp/policy/trade_insurance/minkankaiho.htm)

<sup>8</sup> 株式会社 日本貿易保険 年次報告書 2022年度、p14「(前略) コロナ禍に起因する保険金支払金額は、2020年度は約77億円、2021年度は約462億円、2022年度は約54億円となりました。特に2021年度の保険金支払額約612億円は2001年のNEXI創設以降2番目に多い金額となり、うち75%をコロナ禍に起因する保険金請求が占める(後略)」  
<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2022-j.pdf>

## 第1章 輸出補償制度の創設

### 1-1 欧米の初期の輸出補償・輸出信用制度<sup>9</sup>

第一次世界大戦後、欧州では金本位制に復帰すれば為替相場の安定によって輸出が増加し、失業問題が解決され、通貨に対する信認が高まると考えられた<sup>10</sup>。そのため、欧州各国は自国の製造業を復興させようと金本位制に復帰した。他方、日本は国内物価が高く輸入超過による国際収支の悪化が続いており金輸出解禁には出遅れた。

浜口雄幸内閣は、1930年に実勢レートよりも円高である旧平価での金輸出解禁を実施することを企図したが、他方で輸入増加と輸出競争力のさらなる低下を招くことが危惧された。日本政府は、欧米各国が導入していた輸出補償（保証含む）制度について1928年から調査した<sup>11</sup>。浜口雄幸内閣は旧平価での金輸出解禁と同年に輸出補償制度を創設することによって、輸出への悪影響を抑えようとした。

他方、緊縮財政により予算が限られたため、導入された制度は輸出者が負うリスクを低減する保険的な機能を持ったものではなく、輸出時の資金還流を担う外国為替銀行が負うリスクを低減するものであった。つまり、外国為替銀行は輸出者が振り出す荷為替手形を割り引いて買い取り、手形の満期に支払いがない場合、政府が補償するもので、外国為替銀行は遡求権を行使し輸出者から債権を回収することになっていた。そして回収金は政府に返す仕組みであった。

輸出補償制度は1930年～1941年の太平洋戦争開戦までの約10年間に活用されたが、日・独・伊三国同盟の成立後、対欧米貿易は急速に縮小し、第三国貿易はタイ・仏印・中南米諸国以外はほとんどなくなり、太平洋戦争開戦によって途絶した<sup>12</sup>。同制度は1950年の輸出信用保険法施行とともに廃止されたが、その機能は現在の貿易保険の一つである輸出手形保険に継承されている。

本章では、日本政府が制度創設時に参考とした他国の輸出補償（保証）制度を概観した後、日本の輸出補償制度が輸出促進のために、どのように機能したのかについて考察する。

---

<sup>9</sup> 前掲 見浪(2018)、p34-p35 日本でも欧米のような制度の導入が検討された。主管は商工省であったが、外務省およびその在外公館が他国の制度について情報収集を行った。

<sup>10</sup> 高屋定美・前田直哉「英国による金本位制復帰の選択に関する政策過程の実証分析」関西大学商学論集 第64巻第2号(2019年9月)、p33、関西大学学術リポジトリ  
<https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/record/13545/files/KU-1100-20190925-02.pdf>

<sup>11</sup> 商工行政史談会速記録 第2分冊(財通商産業調査会虎ノ門分室 産業政策史研究所 1975年3月31日発行)、p216

<sup>12</sup> 商工政策史 第六巻 貿易(下)、p298(昭和46年3月31日発行)

### 1-1-1 英国の制度

政府の事業として輸出信用制度が導入されたのは英国が最初であった。英国では、20世紀になる以前から、民間の信託業者や銀行が輸出信用保証業務を試みていたが、海外信用調査の不備により事業として成功せず、ドイツに遅れをとった。第一次世界大戦後、各国の産業が急激に回復し、英国企業は海外市場で激しい競争にさらされ、徐々に輸出不振に陥っていった。

そこで1919年、商務省は輸出保証局（Export Credits Guarantee Department、ECGD<sup>13</sup>）を設置し<sup>14</sup>、1920年の海外貿易法（the Overseas Trade Act 1920）に基づいて輸出資金前貸制度を創設した。英国の輸出者が海外の買主に商品を販売する際、金融機関が必要となる資金を輸出者に前貸し、輸出者が融資金を返済できない場合にECGDが金融機関の損失を填補した。同法は1921年に改正され、海外貿易信用保険法（Overseas Trade Credit Insurance Act 1921）も施行された。これは政府が直接、輸出手形の不払いを保証するもので、この輸出信用保険制度<sup>15</sup>によって輸出者が負う海外の買主の不払いリスクが軽減された。しかし、填補率の低さと手続の煩雑さから、この制度は普及しなかった<sup>16</sup>。そのため、1927年に制度が改められ、保険的機能を持つ契約Aと、保険的機能と金融的機能を持つ契約Bの2つの類型を持つ制度が創設された。

さらに1949年に輸出保証法が施行された<sup>17</sup>。これにより商務省は輸出振興に資する英国事業者の案件を同省内に設けられた輸出保証審議会に諮り、大蔵省の同意を得て、ECGDが保証を付与した。ECGDの責任総額は5億ポンドを超えない

---

<sup>13</sup> <https://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C100> 現在はUK Export Finance (UKEF) のブランド名で保険を引き受けている。

“Export Credit Guarantee Department was set up in June 1919, its existence being regularized the next year by the Overseas Trade (Credit and Insurance) Act 1920. At that time, it was a sub-department of the Department of Overseas Trade. There were two main reasons for its establishment; the need in a period of unemployment to increase the availability of jobs, particularly in the textile industries of the north west, by boosting the export trade; the hope that a similar result would be achieved by assisting the economic restoration of the countries of central and south-eastern Europe following the First World War.”

<sup>14</sup>宇野雅夫、折茂建「政策金融の国際比較」p31-p39、PRI Discussion Paper Series (No. 05A-14) (2005年8月)

<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andl.jp%2Fpid%2F11350266&contentNo=1>

<sup>15</sup>「輸出信用保険の解説」p9-p10、通商産業省通商振興局経理部金融保険課編著(1950年7月) 1921年、英国では改正海外貿易法によって輸出信用制度の基礎ができ、その後の改正で保険的機能を持つ契約Aと、保険的機能と金融的機能を持つ契約Bの2つの類型を持つ制度ができた。

<sup>16</sup> 同上「輸出信用保険の解説」p9-p10 信用期間が1年未満の場合は手形の額面金額までECGDが保証し、1年以上のものは手形の額面金額の85%まで保証した。ECGDは信用期間が1年未満の場合は、手形の額面金額の57.5%まで、1年以上のものは42.5%まで振出人である輸出者に遡求権を持っており差額はECGDが負担した。

<sup>17</sup> 同上「輸出信用保険の解説」、p15-p19

ものとされ、国家に裨益すると考えられる英国事業者の個別案件に保証を与える場合には大蔵省の同意が必要であり、責任総額は1億ポンドを超えないものとされた。保証額の増大と制度の悪用を防止するため、輸出者に損失の一部を負担させることとし、買主の不払いについては契約金額の85%まで、それ以外のリスクについては90%まで填補することとした。輸出信用保険料は、輸出契約の額面金額または送り状記載金額の平均1%で、保証の対象となる危険は以下の①～⑧とされた。

#### <信用危険>

- ①買主の支払不能
- ②買主が支払期日以降12ヶ月以内に支払わない。

#### <非常危険>

- ③買主の国の政府による支払振替の禁止、制限、抑制する法律・法的効力を持つ命令・規則の実施
- ④買主の国と英国間の戦争勃発
- ⑤買主の国における戦争・敵対行為・内戦・反乱・革命・暴動・騒擾その他の事変
- ⑥輸出許可の取り消し、新たな輸出規制
- ⑦英国外における航海の中断、航路変更による買主から回収できない追加運賃または追加保険費用の発生
- ⑧英国外で生じた輸出者または買主の責に帰すことができないその他の事由

### 1-1-2 ドイツ<sup>18</sup> <sup>19</sup>の制度

19世紀末、ドイツでは貿易の相手方である買主の代金不払リスクを担保するものとして、イタリアの間屋業者が商品の委託販売で行ったデル・クレデル（イタリア語 del credere：買主支払保証）方式になったシステムが採られた。外国為替銀行は、輸出者が外国の買主宛に振り出した為替手形割り引く際、信用保証料を上乗せして徴収し、輸出者への遡求権なしで買主の代金不払リスクを負担した。このシステムによって、ドイツの輸出者は買主の信用危険を長期間受容できるようになり事業範囲を広げた。ドイツの外国為替銀行がこのようなシステムを取り入れることができたのは、19世紀末以降、その支店網が世界各地に急速に広がり、各国の貿易業者に関する信用情報を得ることができたためだと言われている。

---

<sup>18</sup> 前掲「輸出信用保険の解説」、p24-p26

<sup>19</sup> 前掲 上坂西三「輸出信用保証論」（1936）、p33-p41、p112-p119

第一次世界大戦後、輸出を促進させたいドイツ連邦経済省は、ヘルメス信用保険会社<sup>20</sup>（1917年設立の民間信用保険会社）とフランクフルター一般保険会社と共に輸出信用保険事業を始めた。本事業では信用危険と非常危険を付保し、輸出者が負う損失の3分の2を引き受けたが、政府の填補責任には上限があり超過した損失に対しては責任を負わなかった。

### 1-1-3 その他の国の制度<sup>21</sup>

オランダでは、1932年に政府が民間保険会社1社を代理人として、代理店契約を結び、スイスも同様の方式を採った。スペイン政府は法律に基づき、1929年、民間保険会社の3分の1を出資し、買主の支払不能または支払拒絶によって輸出者が受ける損失を填補させた。イタリアの場合も同様に民間会社に対する政府の参画によって実施された。非常リスクについては、スペイン・イタリアとも政府が直接、保証した。米国では、1921年にイリノイ州の製造業者組合が一種の相互保険会社である米国製造業外国信用保険取引所を設立し、輸出信用保険事業を行った。これは、荷為替に対して保険証券を発行し、買主の支払不能を担保したもので自由に且つ簡単に保険加入ができ、信用調査が適切であったため普及し発達した。

### 1-2 浜口雄幸内閣の金輸出解禁と輸出振興策

1914年に第一次世界大戦が始まると欧米各国は次々に金本位制を停止し、日本も遅れて1917年に金輸出を禁止した。しかし、第一次世界大戦後、欧米各国は金輸出解禁を実施し金本位制に復帰した。日本においても金輸出解禁を巡り議論が続けられた。1927年、浜口雄幸内閣（井上準之助蔵相）が成立し、金解禁が現実味を帯びた。同内閣は金輸出の解禁を実施することで、外国為替相場を安定させ、輸出の増大を図ろうとした。

日本は工業分野の国際競争力が低く、国内は物価高で輸入超過が続いていた。国内市場は小さく未成熟で、不況を脱するためには輸出の増大を要した。大正末期から1928年にかけて欧米の輸出補償制度や輸出信用保険制度に関する調査がなされ、産業界からも輸出を支援する制度の構築が求められた。1928年11月には、東京商工会議所が「輸出信用保証制度制定に関する建議」を行った<sup>22</sup>。

1929年、金輸出解禁の準備として大蔵省の津島財務官が英米の国際金融専門家

---

<sup>20</sup> 同上「輸出信用保険の解説」、p25

ドイツ連邦共和国政府との業務委託契約に基づき、1949年以降、連邦政府勘定で公的輸出信用保険業務を代行している。

<sup>21</sup> 前掲「輸出信用保険の解説」、p12

<sup>22</sup> 東京商工会議所八十五年史 上巻 p1073-p1074（1966年9月30日発行）同会議所は1929年7月にも輸出補償制度の創設を要望しており、1931年には制度改善の建議を行った。

の意見を聴取したところ、彼らは「日本の金解禁は実力からみて新平価解禁であるべき」と意見し、「特にモルガン家は旧平価に為替をつり上げての解禁は事後の影響が大きかろう、為替の実勢、物価の地位を考慮すべきだという示唆をした<sup>23</sup>」。

当時、井上蔵相は緊縮政策によって割高となっている日本の物価水準を国際水準まで引き下げ、事前に適正な準備を行った上で、徐々に旧平価水準に戻すことを考えていた。一挙に為替レートを旧平価に戻せば、貿易業者や外国為替銀行に不慮の損害が生じ、輸入増、輸出減を招き、国際収支がさらに悪化すると考えていたからであった。

しかし、旧平価で解禁するという点については、与党・野党とも争点とはならず<sup>24</sup>、歴代の蔵相も旧平価での解禁という点で一致していた。「日本の金解禁政策は、単に円の価値を金に結びつけることではなく、解禁することによって金輸出禁止以来、不健全に膨張してきた経済状態を徹底的に整理改革し、国内物価を国際水準にまで引き下げて、やがては海外市場における日本商品の競争力を増大させ、これによって現状を打開しようというねらいをもっていた<sup>25</sup>」からであったと推察する。

また、「日露戦後の 1905 年 11 月に募債した第 2 回 4 分利英貨公債 2,500 万ポンドの未償還額 2,344 万ポンドの償還期限が、1931 年 1 月に迫っており、国際的な円の信認を上げる必要があった<sup>26</sup>」。これも、旧平価での金輸出解禁の必要性を高めた一因であったと考えられる。

しかし、1929 年 10 月にニューヨーク株式市場が暴落し、世界恐慌は日本にも波及した<sup>27</sup>。日本の重要な輸出商品であった生糸の単価が 1929 年（昭和 4 年）の 22,463 円/t から 14,673 円/t と 1 年で 35% の大幅下落を記録した。米国向け生糸の輸出が激減する等、生糸の輸出金額は 1929 年の 741 百万円から 1930 年の

---

<sup>23</sup> 「大蔵省史—明治・大正・昭和—」第 2 巻、p17

[https://www.mof.go.jp/pri/publication/mof\\_history/okurasif.htm](https://www.mof.go.jp/pri/publication/mof_history/okurasif.htm)

<sup>24</sup> 商工省三十五年少史 通商産業省編（1960 年発行）、P14

「当時においても、まったく無準備に金解禁にふみ切ったわけではない。解禁論は、大正六年にわが国が金輸出の禁止を行っていらい、より直接的には大正八年にアメリカが金本位を復帰していらい、いくつかの恐慌期を縫って出たは消え、出たは消え、紆余曲折を経た挙句、ようやく実行に移されたものであった。」「大戦後の世界経済がいわゆる相対的安定期に入り、西欧諸国がつぎつぎと金本位制を回復してゆくにつれて、また国際決済銀行の出資者が金本位国に限られる、などの有形無形の「外圧」が加わるにつれて、解禁論は次第にその力を得、最後には政党間の思惑まではらんだ強引な形で解禁が断行された」

<sup>25</sup> 同上 大蔵省史、第 2 巻、p20

<sup>26</sup> 同上 大蔵省史、第 2 巻、p22

<sup>27</sup> 前掲 商工省三十五年少史 p 15 「金輸出解禁の失敗の原因」はいろいろあろうが、たまたまそれが世界恐慌と時期を同じうしたこと、しかも当時の財界の多くがそのことの重大性に気がつかなかったことが主因であろう。かくして、金解禁はスレ違いの悲劇を演じたまま、昭和六年の満州事変ばつ発とイギリスの金本位制停止によってとどめを刺され」

417 百万円と 46.6%の減少となり、1931 年の日本の貿易額は大正元年以降、最低となった。

世界恐慌によって国内物価も下落したが、国際的な水準から見れば日本商品は依然として割高であった。国内生産、貿易ともに萎縮したため国民所得が減少し、租税収入も激減した。

これに対して、井上蔵相は引き続き緊縮政策等による健全財政主義を貫いた。その結果、租税収入は見積りを下回り、国庫剰余金も底をつき、予算も修正無しには実行できない状態となった。公債発行も抑制され増税もできず、予算編成は各省の経費の削減に重点が置かれた。このような状況下、日本企業は国際競争力を失い、輸出不振が一層強まり昭和恐慌の一因となった。

＜大正中期から昭和初期の生糸の輸出実績と価格の推移＞

表工 3-7 生糸の輸出数量と金額

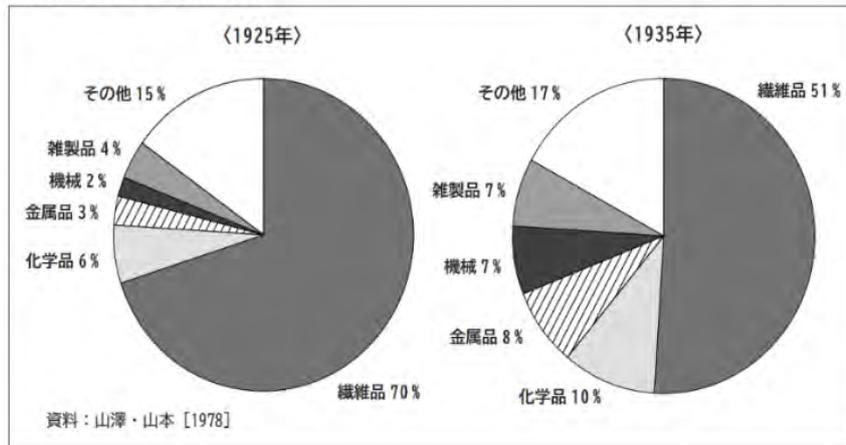
年	数 量	金 額		総輸出に占める割合
			百万円	
大正 9	10,521		382	19.4
10	15,832		417	33.3
11	20,740		669	24.5
12	15,831		565	39.0
13	22,356		683	37.8
14	26,380		878	38.1
15	26,613		732	35.8
昭和 2	31,445		741	37.2
3	33,141		733	37.2
4	34,767		781	36.3
5	28,419		417	28.4
6	33,622		355	31.0
7	33,058		382	27.1
8	29,229		390	21.0
9	30,603		287	13.2
10	33,455		387	15.5

資料：大蔵省 通関統計

出所：愛媛県史 社会経済 3 商工「三 生糸暴落と弱小経営の淘汰と粘着—製糸業 輸出の花形製糸業」

＜金輸出解禁前後の日本の輸出品目の内訳＞

図表5 輸出金額の類別構成



出所：畑瀬真理子「金融研究」p100、「戦間期日本の為替レート変動と輸出 - 1930年代前半の為替レート急落の影響を中心に -」日本銀行金融研究所発行（2002年6月）

### 1-2-1 日本の輸出補償制度の創設経緯

金輸出解禁に先立つ 1927 年 7 月、商工省は輸出促進策として輸出補償制度案をまとめた。同案は輸出者が振り出した輸出手形の不渡り時に、外国為替銀行が被る損失を補償するものであった。政府の補償を受けた後、外国為替銀行は輸出者に遡求し、日本政府に補償額を上限に回収金額を返還するシステムであった。外国為替銀行の損失に対する日本政府の補償や、補償対象となる取引の主体は、輸出組合およびその組合員に限定された。

同年 10 月、商工省は商工審議会第三特別委員会に「輸出補償制度要綱」を提出した。本要綱と前述の 7 月案との違いは、補償案件の主体を輸出組合に限定していないことであった。また、1930 年施行の輸出補償法との違いは、適用範囲に小アジア及び中央アジア諸国<sup>28</sup>が含まれていないこと、補償割合が損失の 8 割と 1 割高いことであった<sup>29 30</sup>。

商工省は各国の制度を調査し、英国の制度についても認識していたが、商工審議会には英国のような保険的機能は持たない案を提出した。その理由は、英国の輸出信用保険制度のように保険的機能を持つものは、保険金の支払いが多くなり、それに応じた予算額を要すると想定されたからである。当時の日本の財政状況か

<sup>28</sup> 中小アジア：アフガニスタン・イラン・イラク・アルメニア・トルコ・シリア・パレスタイン・その他アフガニスタン・イラン以西のアジア地域

<sup>29</sup> 上坂（1936）、p148

<sup>30</sup> 見浪（2018）、p35

ら商工省は、英国方式では大蔵省の了承を得にくいと考えたのではないかと推察する。

商工省案は、外国為替銀行の資金を輸出者に還流させることで輸出を促進する輸出補償制度を構築しようとするもので、金融機能に着目した案であった。この制度は、輸出信用保険制度と比較して、日本政府が損失を補償する割合が低かった。結局、本案は1928年度の最終予算閣議に上がったが、大蔵省に反対され不成立となった<sup>31</sup>。

1929年9月、浜口内閣は旧平価での金輸出の解禁への備えとして輸出促進策を策定するため、国際貸借審議会<sup>32</sup>を設置した。商工省は前述の商工審議会案と同様の輸出補償法案を提示した。

他方、外務省は英国やドイツ等の外国を参考にした輸出補償制度を提案した。同省は、外国為替銀行に対する金融的補償のみとなっている商工省案を批判し<sup>33</sup>、その輸出促進効果を疑問視した。同省は、商工省案では損失が発生した際、輸出者は外国為替銀行から遡求権を行使されるため、体力のある輸出者は敢えてこの制度を利用せず、本制度の利用者は中小輸出者に限定され、加えて政府の補償割合が損失額の8割に限定されており、残る2割のリスクを負うことになる。外務省は、外国為替銀行は信用力が低い輸出者が振り出す荷為替手形の買い取りに慎重になると指摘した。外務省案には、輸出者が外国の買主の代金不払で被る損失も補償範囲に含まれていた。同省は、本制度に関して大蔵省と予算折衝する立場にないことから、制度の輸出促進効果をより重視し、商工省案よりも予算規模が大きく政策効果がより高い制度を主張したのではないかと推察する。

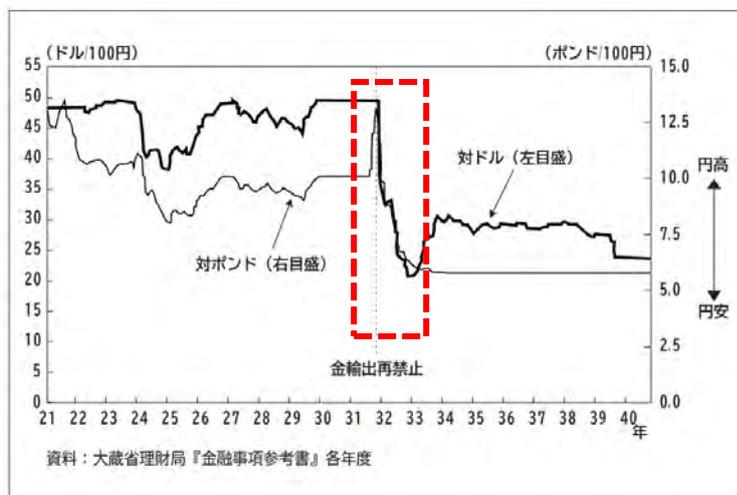
---

<sup>31</sup> 商工行政史談会速記録 第2分冊 (財)通商産業調査会虎ノ門分室 産業政策史研究所 (1975年3月31日発行)、p217 「(前略) 大蔵省に持っていったところ、当時なかなかやかましく、時の内閣の方針が緊縮予算の建前を堅持されておった (中略) 要するに賛成を得られなかった (中略) (昭和) 4年にも必要に迫られたが、同じように蹴られてしまった。このときの担当官は元大蔵大臣の賀屋さん、大野竜太さん、元大東亜大臣の青木さん、この3人が寄ってたかってこちらのいうことを聞いてくれなかった。」

<sup>32</sup> 同上 商工行政史談会速記録 (1957)、p217 憲政会の浜口内閣は政友会当時の商工審議会を解散し、国際貸借審議会を開催した。

<sup>33</sup> 前掲 見浪知信 (2018年1月)、p35

＜金輸出解禁前後の円/ドル・ポンド 為替レートの推移＞



出所：畑瀬真理子「金融研究」p100、「戦間期日本の為替レート変動と輸出 - 1930年代前半の為替レート急落の影響を中心に -」日本銀行金融研究所発行（2002年6月）

他方、大蔵省も次第に輸出振興の重要性を認識するに至り<sup>34</sup>、金融的機能に重点を置いた輸出補償法に賛成した。他方、予算制約は依然として厳しく、損失を補償する金額は16万8千円に限定された。国の補償割合が低かったために地方自治体が追加輸出補償制度を設け<sup>35</sup><sup>36</sup>、国と地方自治体による相互補完的な輸出振興策となった。

1930年5月、第58回帝国議会で「輸出補償法」（昭和5年法律第6号）が成立し、7月に商工省令で施行規則が公布され、貿易振興策として輸出決済で発生する損失の一部を補償する制度ができた。浜口雄幸首相は、その著書「強く正しく明るき政治」（1930年1月28日）の中で輸出補償制度について次のように述べている。「尚ほ我々は昭和五年度予算に於て国産振興に関する経費を増加し、重要なる基礎工業の製造奨励金を増額すると共に、輸出補償法を実施するが為、別に予算を要求致したのである。思ふに国際貸借改善の一方策として、本邦商品

<sup>34</sup> 前掲 商工行政史談会速記録（1957）、p217

「(前略)こういうことになったからどうしても輸出は劣える。これに対する対策としては何とかして輸出を振興させるためにこの制度を実施しなければならぬという羽目になりました。従って昭和5年に本案を提出したときには大蔵省も双手を挙げて賛成した。しかし、何分にも緊縮予算の建前上予算がない。当時16万8,000円の金があるから、これだけでやれ、こういうわけでありまして、損失補償額16万8,000円というのは今から考えるとばかみtainな金額であるが、とにかくそれだけで実施しようということでこれが実施になった。」

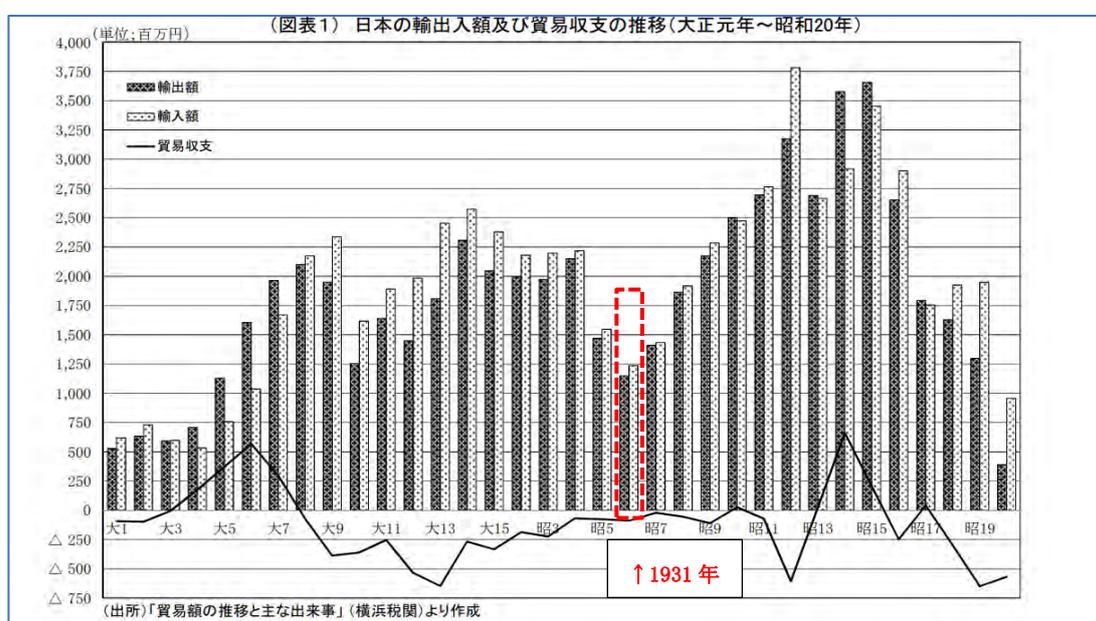
<sup>35</sup> 例えば横浜市では、昭和11年4月25日市告示第62号をもって横浜市輸出補償規定を市告示第63号をもって横浜市輸出補償規程施行細則を公布した。

<sup>36</sup> 国と地方自治体による相互補完的な手法は、2002年の輸出手形保険の制度改正まで続いた。<https://www.nexi.go.jp/topics/system/001985.html>

の販路を開拓し、輸出貿易の振興を図るが為、輸出補償制度を実施することは、最も時宜に適したる政策と信ずるのである」。

1930年1月に金輸出解禁が断行され、旧平価による急激な円高で1931年の日本の輸出は1912年（大正元年）以降、最低となり国内産業は不振に陥った。そのため1931年12月、犬養毅内閣は欧米の金本位制停止に続き、金輸出を許可制とし実質的な再禁止とした。この間、円の対ドルレートは1932年1月（平均）に100円=35.75ドルだったものが<sup>37</sup>、1933年1月（平均）には100円=20.75ドルまで円安となった。日本の輸出額は1931年に底打ちし、1933年には1930年の輸出実績を超えて回復した<sup>38</sup>。

### ＜日本の貿易額と貿易収支の推移＞



出所：藤田昌三(2012)、p59

<sup>37</sup> 日本銀行金融研究所 統計データ 2. 金融市場関連統計(4)外国為替相場 横浜正金銀行建電信買 (1912-1941年) <https://www.imes.boj.or.jp/jp/historical/hstat/hstat.html>

<sup>38</sup> 前掲 商工省三十五年少史(1960) 金輸出再禁止による円安効果により、日本の輸出が急伸長し、特に綿布の国際市場では1933年に世界一の綿布輸出国となった。当時の世界の貿易は縮小過程から脱しきれず、他国から日本に対するソーシャル・ダンピング非難が生じた。同年、インドが日印通商条約を破棄し、各国は続々と日本製品に対する輸入制限と関税引き上げを行った。日本の貿易政策は、輸出促進から輸出統制、輸入統制へと転化した。(参考：前掲商工省三十五年少史)



出所：日本銀行金融研究所 「統計データ 2. 金融市場関連統計（4）外国為替相場 横浜正金銀行建電信買（1912-1941年）」より筆者作成。

下表は、帝国議会で協賛を経た年度ごとの輸出補償限度額の推移である。1937年の支那事変の目的を達成する上で輸出振興が急務とされ、帝国議会での協賛金額（輸出補償限度額）が以降、増額された。1938年以降、補償の対象地域は日本の商圏の維持・確保のため全世界に拡大された。

＜帝国議会の協賛を経た補償限度額推移＞

予算年度	補償限度額	上段：荷為替手形
		下段：約束手形
昭和5年度（1930年度）	938,000	—
昭和6年度（1931年度）	1,867,000	—
昭和7年度（1932年度）	2,814,000	—
昭和8年度（1933年度）	9,313,000	2,813,000
		6,500,000
昭和9年度（1934年度）	9,313,000	2,813,000
		6,500,000
昭和10年度（1935年度）	9,313,000	2,813,000
		6,500,000
昭和11年度（1936年度）	9,313,000	2,813,000
		6,500,000

昭和 12 年度 (1937 年度)	21, 469, 000	6, 469, 000
		15, 000, 000 (為替手形含む)
昭和 13 年度 (1938 年度)	25, 782, 000	10, 782, 000
		15, 000, 000 (為替手形含む)
昭和 14 年度 (1939 年度)	25, 782, 000	10, 782, 000
		15, 000, 000 (為替手形含む)
昭和 15 年度 (1940 年度)	25, 782, 000	10, 782, 000
		15, 000, 000 (為替手形含む)

出所：菱沼勇、商工省貿易局長官「戦時経済と貿易国策」p267-p268、戦時経済国策大系第八卷（産業経済学会発行）（1941年1月）から筆者作成

### 1-2-2 日本の輸出補償制度の仕組みとその変容

輸出補償制度は、輸出者が振り出した荷為替手形（以下、「輸出手形」）を為替銀行が買い取り、その後、当該銀行に損失が生じた場合、政府が損失の一部を補償するシステムであった。日本の海外取引は1919年（大正8年）以降、輸入超過傾向にあり、国際収支を改善するため輸出を増進する必要があった。輸出先として可能性のある国や地域であっても、買主の信用状態が不明であったり、当該国・地域の金融機関が十分に機能していない場合には、外国為替銀行は輸出者発行の輸出手形の買い取りの拒否や、輸出者に高利回りや相当の担保を要求した。

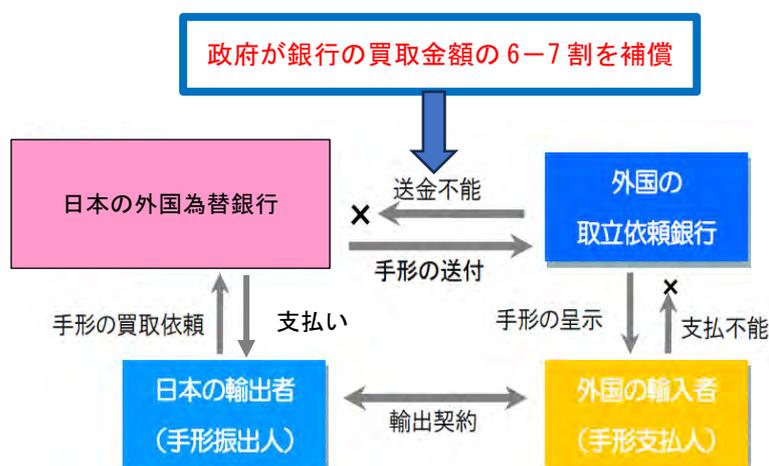
輸出補償法に基づく制度には、甲種補償契約と乙種補償契約の2種類があり、①補償限度の割合（以下、「填補率」）や、②輸出手形が不渡りとなった場合の外国為替銀行の輸出者に対する遡求権の範囲、③輸出者の資格要件で違いがあった。

甲種補償契約は、不渡り時、商工省が銀行に填補率7割で損失を補償する。外国為替銀行の損失が軽減されるため、輸出手形の買い取りが促進された。これにより、輸出手形の流通性が増し、輸出者は輸出で生じた費用の早期回収が可能となった。外国為替銀行が損失を受けた時、同銀行は遅滞なく手形振出人または裏書人に遡求権を行使し、償還された額から満期以降の利息と権利行使の費用を控除した金額の7割を商工省に返還するシステムとなっていた。

他方、乙種補償契約は、外国為替銀行が輸出者から買い取った輸出手形が不渡りとなった際、商工省が銀行に填補率6割で損失を補償した。甲種補償契約とは異なり、外国為替銀行には輸出者（手形振出人または裏書人）への遡求権がな

く、輸出者が受けた海外取引に係る損失の一部を実質的に国が補償するシステムとなっていた。

＜補償制度のしくみ＞



そのため、乙種補償契約の対象となる輸出者は、輸出組合か同組合員、もしくは2年以上継続して輸出業を行う信用のある事業者であることが引受け要件となった。この制度の利用を促進するため、補償料は低廉に抑えられたが、乙種は保険的機能があるため甲種よりも高めに設定された。

菱沼（1941）<sup>39</sup>によると、1936年末までの輸出手形の買い取り総額は1億1,164万円であり、この内、商工省による損失補償額は149万円、補償後に回収、返還された額は75.8万円となっている<sup>40</sup>。

また、制度開始当初の1930年から1932年にかけての傾向としては、甲種よりも補償料が高い乙種の利用のほうが多かった。その多くは、対ソビエト連邦向けの輸出で利用された約束手形<sup>41</sup>であり、同国向けの輸出総額の内、輸出補償制度の適用を受けた手形が10%台後半～25%近くを占めた。

1933年以降は、甲種の荷為替手形による取引が輸出補償制度の中心となり、中南米・アフリカ向け輸出への適用が増加した<sup>42</sup>。また、中南米への輸出は補償を利用した手形の割合が高かった。輸出者は買主が信用できると判断した後は、コストである補償料を抑えるため普通の手形に切り替えて輸出したと考えられ

<sup>39</sup> 前掲 菱沼（1941） p287-p295

<sup>40</sup> 前掲 見浪（2018）、p39

<sup>41</sup> 同上 見浪（2018）、p33-p35

当時、ソ連は国家的に貿易を管理していた。日本企業は日本駐在のソ連通商代表部に商品を販売し、その対価として約束手形を受け取った。外務省はソ連向け輸出の振興のために、輸出補償制度に外国為替銀行がソ連の約束手形を引き受けられるよう特別措置を求め、本制度に組み込まれた。

<sup>42</sup> 同上 見浪（2018）、p37

る。輸出補償制度の収支は黒字基調であったため、1937年以降の輸出補償法改正時に補償割合が引き上げられ、補償料が下げられた。

しかし、輸出補償法で定められた補償割合は利用者にとっては不十分であったため、地方公共団体が荷為替手形の振出人または裏書人が同地に住所もしくは営業所を持つ場合には、独自の財源で国の制度を補完し補償した（追加輸出補償制度<sup>43</sup>）。輸出補償法成立時の海外適用地域は基本的に維持され、未適用国が追加された<sup>44</sup>。

### 1-2-3 戦時下の輸出補償制度

1937年6月、第70回帝国議会で輸出補償法中改正法律（昭和12年法律第22号）が制定された<sup>45</sup>。補償制度の重要な要素は、高い補償率・為替制限への備え・重工業用品を対象とした長期信用・対象指定地域の拡大であるとされ、長期信用供与体制が整えられた。これは、欧米諸国による中国等への輸出に対抗する措置であった。

しかし、1937年7月の日中戦争の勃発以降、米国・英国・ソビエト連邦他、多くの国が日本との貿易を制限し、国際情勢の不安定さも増す中、為替管理等を原因とする輸出不能リスクが高まった<sup>46</sup>。1938年8月、政府は輸出者が負う船積前リスクの低減化を支援するため、「輸出資金前貸損失補償制度」を創設した。これは政府と包括的補償契約を締結した外国為替銀行が輸出者に輸出資金を前貸し、輸出者が輸出不能により同銀行に手形の満期に返済ができない場合、政府が

---

<sup>43</sup> 前掲 岡田（1940年）、p31～p73

<https://shiga-u.repo.nii.ac.jp/records/10531> 地方公共団体による追加補償制度は後継の輸出手形保険の付保率を補完するため2002年まで継続した。2002年4月1日から同保険の填補率が拡大され、地方公共団体による追加補償制度の新規引受は2002年3月31日をもって全国的に停止された。2002年度まで実施していた地方自治体：東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、岐阜県、多治見市、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/001985.html>

<sup>44</sup> 同上 岡田（1940）p31-p73、東京商工会議所八十五年史 p1, 075

1931年6月に東京商工会議所は補償が適用される指定地域の拡張等を要望し、「輸出信用補償制度改善希望要綱」で建議した。

<sup>45</sup> 前掲 藤田（2012）、p59

① 甲・乙種補償契約とも填補率を1割引き上げる。

② 外国で実施される為替取引の制限等により、手形が不渡りになった場合の損失を補償対象とする。

③ 長期信用による重工業製品等の輸出についても本制度を適用する。鉄道車両、船舶、機械器具、建設用品に関しては約束手形、荷為替以外の為替手形を補償対象とした。手形期間：5年間

④ 省令および告示により、補償料率の引き下げ（甲種2割・乙種3割の下げ）、補償手続の簡素化、対象指定地域の拡大等が行われた。

<sup>46</sup> 同上 岡田（1940）、p31-p73

損失額の 8 割を上限に補償する制度である<sup>47</sup>。補償範囲は買主の発注金額を上限とした。

その後、1939 年 5 月に「輸出品製造資金前貸損失補償制度」が閣議に付議、施行された<sup>48</sup>。これは海外の買主から発注を受けた輸出者が製造業者に発注し、製造業者が製造に要する金額を上限に外国為替銀行・普通銀行・日本興業銀行・商工組合中央金庫が融資し、船積不能を原因として製造業者が手形の満期に返済ができない場合、政府が補償する制度である。

輸出補償法は、船積後の輸出手形の不渡りを補償するが、船積前のリスクは対象外であり、前述の二つの前貸制度がそれを補完した。政府の填補率は両制度とも 8 割とされた。これらの制度は、日中戦争時に輸出資金を還流させる緊急措置であった。国と地方公共団体による追加補償制度を合わせると、最終的に本制度の填補率は 9 割以上となった。本制度は 1940 年 5 月、「輸出資金及輸出製造資金融通損失補償法」として法制化された<sup>4950</sup>。

同年、9 月に日独伊三国同盟条約が締結され、欧州とアジアでの新秩序建設に対する指導的地位を三国が相互に承認し、欧州との戦争または日中戦争に参戦していない第三国からの攻撃に対する相互援助を定めた。この後、欧米と日本との貿易は急速に縮小し、タイ・仏印・中南米諸国を除き第三国貿易は見るべきものがなくなり<sup>51</sup>、1940 年の日本の貿易赤字は過去最大となった<sup>52</sup>。

---

<sup>47</sup> 前掲 岡田 (1940)、p57 特定の地方公共団体が地元企業の輸出を支援するため、損失額の 8 割を除く部分に関して追加補償を行った。

<sup>48</sup> 同上 岡田 (1940)、p69

<sup>49</sup> 同上 岡田 (1940)、p31-p73 法律第 86 号 (公布年月日: 1940 年 4 月 2 日)。本法律は戦時体制により 1943 年に廃止された。

<sup>50</sup> 1943 年 法律第 74 号 (公布年月日: 1943 年 3 月 17 日)

第二條 左ノ法律ハ之ヲ廢止ス 輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法

第七條 第二條ノ規定施行前ニ輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法第一條ノ契約ニ基キ銀行 (商工組合中央金庫ヲ含ム) ガ融通シタル資金ニ關シテハ舊法ハ第二條ノ規定施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス <https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/1/318a0074>

<sup>51</sup> 「商工政策史」第 6 卷 貿易 (下) p298 (1971 年 3 月 31 日発行) 通商産業省編・商工政策史刊行会発行

<sup>52</sup> 「両大戦間期 日本の貿易構造 (上) 統計指標による分析」静岡大学法経研究 静岡大学法経学会、p56、山本義彦 (1987 年) 国際収支は 1940 年に約 15 億円の大幅赤字を記録する。外資導入の破綻と満州への投資により赤字へ転落。

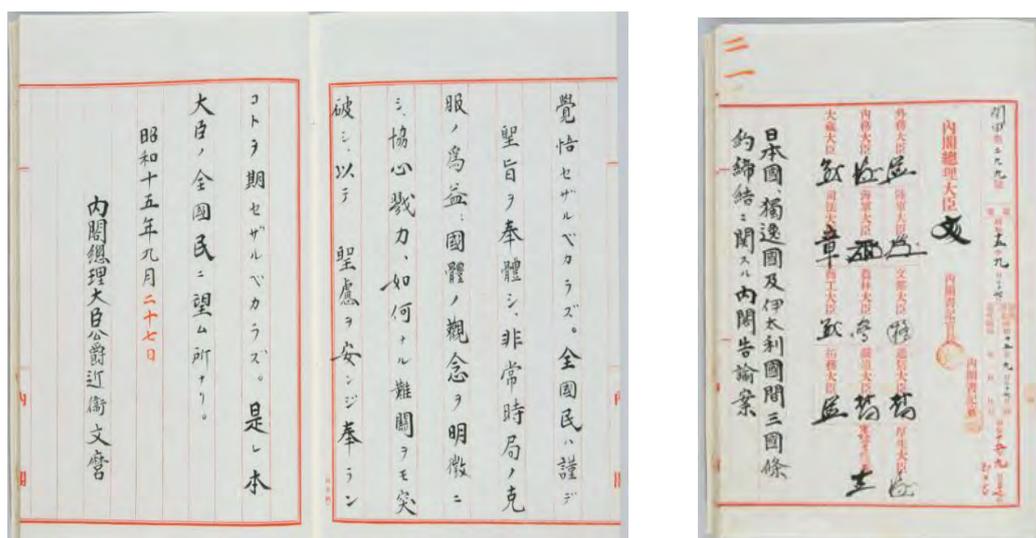
<https://shizuoka.repo.nii.ac.jp/records/1184>

＜帝国ホテルで行われた日・独・伊 三国同盟調印記念祝賀会＞



出所：中央区平和記念バーチャルミュージアム<sup>53</sup>

＜三国同盟締結時の内閣告諭の閣議書＞



出所：国立公文書館「公文書に見る日本の歩み」

日本国、独逸国及伊太利国間三国条約締結ニ関スル内閣告諭（三国同盟条約締結時に発表された内閣告諭の閣議書）<sup>54</sup>

日中戦争の深化を受け、第76回帝国議会を経て輸出補償法中改正法律（1941年法律第44号）が公布された。主な改正内容は、甲種・乙種補償契約の区別が廃止され、より保険的な機能を備えた制度とすること、填補率を9割に引き上げることであった。これは、戦争リスクは民間企業の責めに帰すものではないとの

<sup>53</sup> [https://www.city.chuo.lg.jp/virtualmuseum/sensokiroku/history/1940\\_0927.html](https://www.city.chuo.lg.jp/virtualmuseum/sensokiroku/history/1940_0927.html)

<sup>54</sup> <https://www.archives.go.jp/ayumi/photo.html?m=115&pm=6>

考えによるものであった。

さらに1941年5月23日、「輸出不能に因る損失補償制度実施要綱」が閣議決定された<sup>55</sup>。外国における戦乱・輸入制限など輸出者の責めに帰すことができない輸出不能によって、輸出者が損失を被った場合に政府が補償する制度である。輸出者が円ブロック以外の国から発注を受け輸出不能となった場合、製造業者または販売業者から輸出者が購入した商品の価格を基準とし、FOB<sup>56</sup>価格の8割を上限に日本政府と補償契約を締結した買取機関が商品を買取る制度であった。

しかし、1941年7月25日、ルーズヴェルト米大統領が対日資金凍結令<sup>57</sup>を正式に発表し、英国も翌日、同様に対日資産を凍結したことから、円ブロックを除く日本の輸出は途絶状態となった。

#### 1-2-4 輸出補償制度が果たした役割

1930年代、日本の経済政策は輸入制限を中心とした統制から輸出振興に変わった。輸出補償制度によりソビエト連邦や中南米等への輸出リスクが低減され、日本企業の商圏が拡大した。戦前の日本の輸出額は1931年に底打ちした後、徐々に増加に転じ、1940年（昭和15年）には最大金額を計上した。

輸出補償制度を利用した手形の買取総額は、1930年（昭和5年）は1,903千円であったが、1937年（昭和12年）には約35倍の66,812千円となった。輸出補償制度は、最終的には約1千万円の損失であったとされるが、損失額に比して輸出促進効果は大きかったと考えられる。

しかし、これらの諸制度は1941年12月に日本が太平洋戦争に突入したことにより同年度内に打ち切られた。当時、既に日本の貿易は円ブロック内に限定されており<sup>58</sup>、日本の輸出は激減していた。第二次世界大戦の終戦直前の1944年（昭和19年）には、1912年（大正元年）以降、最低の輸出金額を記録した。このような中、輸出補償法は予算措置されないまま空文化し、1953年に廃止され

---

<sup>55</sup> 「輸出損失補償制度拡充要項」昭和16年5月23日閣議決定（日本金融史資料 昭和編第34巻 日本銀行調査局 大蔵省印刷局（1973年5月）、p348

[https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s16\\_17/bib00317](https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s16_17/bib00317)

<sup>56</sup> FOB (Free on Board) : 貿易取引条件の1つで、輸出港における本船渡し条件を言う。輸入者が手配した本船に貨物を積み込むまでに要した一切の費用と危険は輸出者の負担となる。

<sup>57</sup> 「米国対日資金凍結令に関する件」JACAR（アジア歴史資料センター）

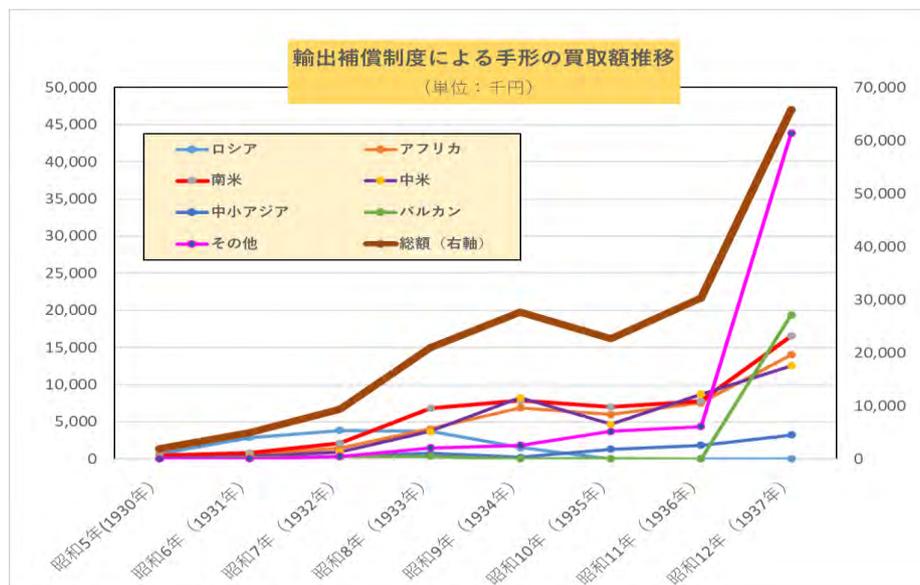
Ref. C04014833300、壹大日記 第4号 昭和16年（防衛省防衛研究所）

<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/C04014833300>

<sup>58</sup> 前掲「商工政策史」第6巻 貿易（下）、p345

た<sup>59</sup> 60。

＜輸出補償制度による手形の買取額推移＞



出所：商工省統計表および商工統計摘要各年<sup>61</sup>より筆者作成

仕向地	昭和5年(1930年)	昭和6年(1931年)	昭和7年(1932年)	昭和8年(1933年)	昭和9年(1934年)	昭和10年(1935年)	昭和11年(1936年)	昭和12年(1937年)
ロシア	662	2,892	3,836	3,725	1,552	0	0	0
アフリカ	621	615	1,515	4,087	6,886	5,966	7,541	14,030
南米	463	842	2,100	6,870	7,843	7,039	7,817	16,615
中米	83	316	943	3,705	8,257	4,664	8,726	12,544
中小アジア	62	141	330	772	211	1,301	1,828	3,221
バルカン	13	151	336	376	16	42	31	19,401
その他	0	0	365	1,485	1,860	3,710	4,363	43,900
総額(右軸)	1,903	4,957	9,425	21,020	27,625	22,722	30,305	65,812

<sup>59</sup> 輸出補償法は、1953年7月24日法律第79号で廃止された。

<https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?lawId=0000045935&current=-1>

<sup>60</sup> 「貿易保険40年のあゆみ」p215(1990年11月財団法人貿易保険機構)

<sup>61</sup> NDLラボ

「商工統計摘要」昭和5年～昭和12年

<https://lab.ndl.go.jp/dl/fulltext?keyword=%E5%95%86%E5%B7%A5%E7%B5%B1%E8%A8%88%E6%91%98%E8%A6%81>

「商工省統計」昭和11年～12年

<https://lab.ndl.go.jp/dl/fulltext?keyword=%E5%95%86%E5%B7%A5%E7%9C%81%E7%B5%B1%E8%A8%88> 両統計の各地域に含まれる国名については定義がなかったが、米国は中米に含まれると思われる。

表2 1938～1945年の輸出入市場構成

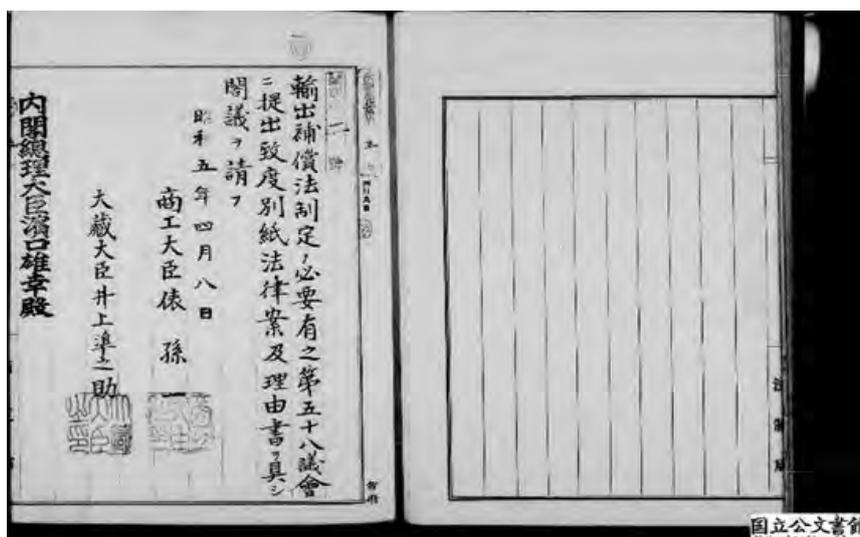
(単位：%)

	アジア								南北アメリカ				ヨーロッパ		アフリカ		オセアニア	
	計		中国		満州		関東州		計		アメリカ合衆国		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1938年	61.9	38.4	43.3	21.2	11.7	12.7	19.9	2.3	19.7	41.5	15.8	34.4	9.7	14.1	5.1	2.3	3.6	3.7
1939年	64.9	40.5	48.9	23.4	15.0	13.9	21.1	2.1	22.1	42.7	17.9	34.4	6.7	10.6	4.3	3.2	2.7	3.0
1940年	68.2	43.8	51.1	21.9	15.9	10.4	16.5	1.7	20.7	44.4	15.6	35.9	5.0	5.6	3.5	2.6	2.5	3.5
1941年	81.3	58.0	62.6	29.5	21.0	13.0	17.8	1.6	14.1	33.1	10.5	19.7	1.8	4.2	1.8	1.5	1.0	3.3
1942年	97.6	95.0	84.4	69.8	31.7	28.8	23.6	2.3	0.0	2.3	0.0	0.8	2.4	2.6	0.0	0.0	0.1	0.0
1943年	98.8	92.8	79.8	68.7	29.5	18.8	19.5	2.0	-	0.3	-	0.2	1.0	6.9	0.0	0.0	0.2	0.0
1944年	99.9	99.2	86.4	87.7	28.9	21.9	19.9	1.5	-	0.2	-	0.1	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1
1945年	100.0	95.0	95.9	89.4	31.2	24.6	13.1	1.3	-	4.5	-	2.3	-	0.4	-	0.1	-	0.0

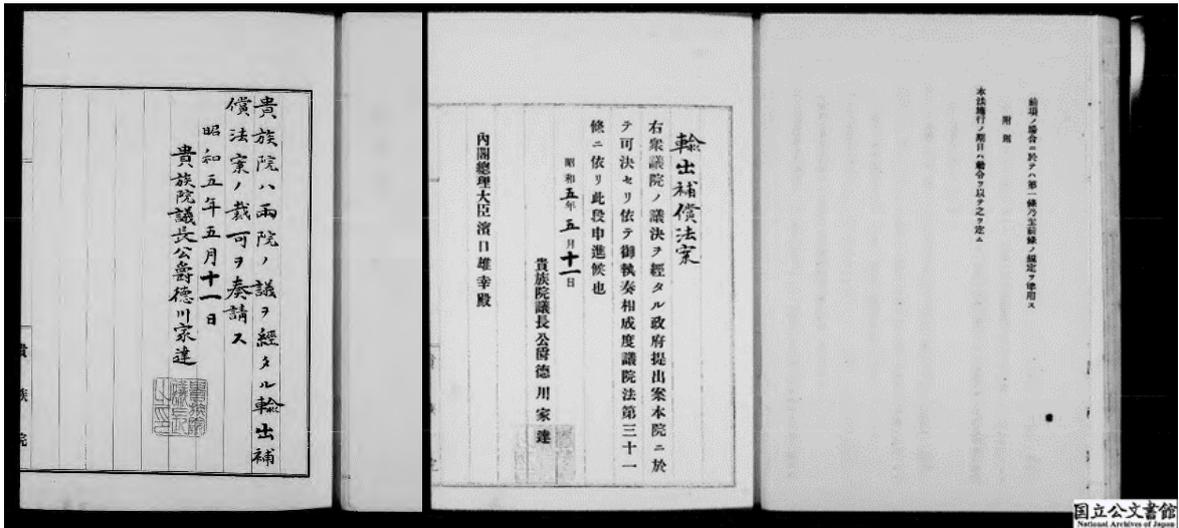
出所：奥和義「戦時・戦後復興期の日本貿易 -1937年～1955年-」、p19 関西大学商学論集 第56巻第3号（2011年12月）、（「完結昭和国勢総覧」第2巻（1991）東洋経済新報社、p150より奥氏作成）

商工省が貿易途絶直前まで輸出補償による輸出促進を模索したのは、同制度が財政負担に比して効果が高いと判断していたためであると推察される。輸出補償制度は、外国為替銀行が受ける手形の不渡り時の損失を軽減し、金融機関が輸出者や生産者へ資金提供しやすい環境を作った。それによって日本の輸出者等は海外市場を開拓し、市場での存在を維持することができた。この資金還流方法は、第二次世界大戦後、輸出信用保険法の制定により輸出手形保険として復活した。現行法である貿易保険法に基づく保険種の1つとして、今なお利用されている。

<輸出補償法 帝国議会提出から公布まで>

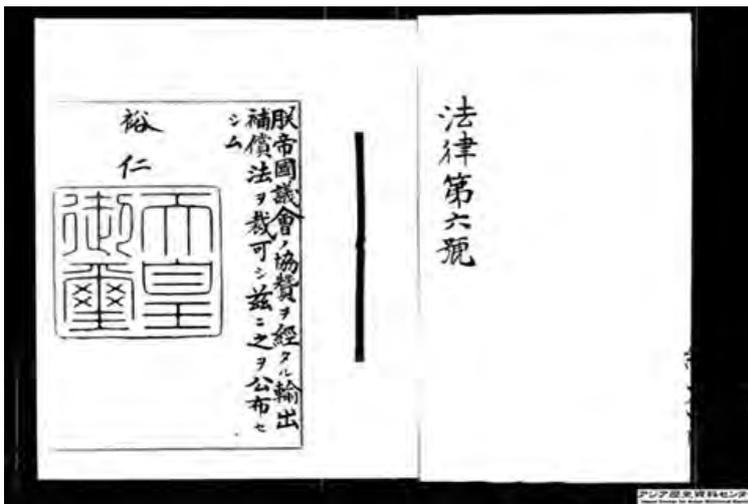


↑1930年4月8日に第58議会に商工大臣と大蔵大臣によって輸出補償法案が提出された。



↑ 貴族院議長の徳川家達公爵が濱口雄幸内閣総理大臣に裁可を奏請した。

出所：国立公文書館デジタルアーカイブ<sup>62</sup>

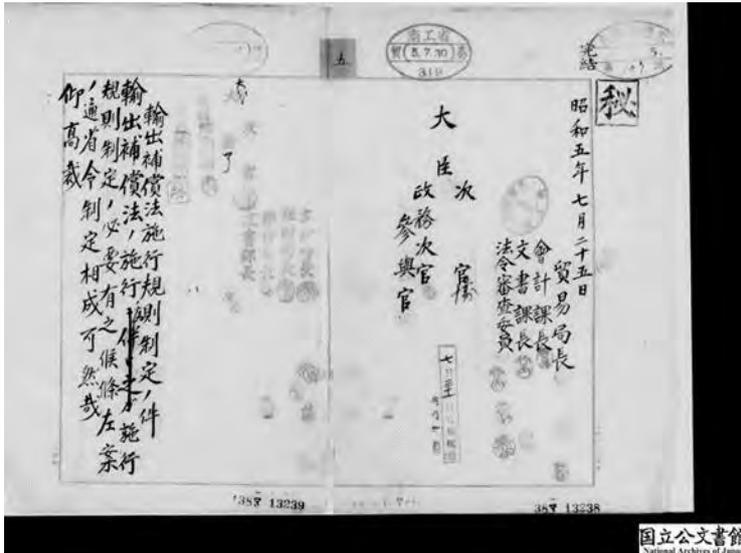


← 帝国議会の協賛後、昭和天皇によって裁可・公布された。

出所：アジア歴史資料センター<sup>63</sup>

<sup>62</sup> <https://www.digital.archives.go.jp/img/1688901>

<sup>63</sup> <https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/137086>



← 商工省による輸出補償法  
施行規則決裁文書

出所： 国会公文書館デジタルアーカイブ<sup>64</sup>

<sup>64</sup> <https://www.digital.archives.go.jp/img/3118317>

## 第2章 占領下の管理貿易から輸出信用保険制度創設まで

### 2-1 占領下の連合軍総司令部による管理貿易体制

第二次世界大戦後、連合軍最高司令官総司令部（General Headquarters：GHQ）の管理下、日本の輸出は政府貿易で再開された。総司令部の事前承認なく一切の輸出入は許可されなかった<sup>65</sup>。1945年、商工省の外局として貿易庁を設置することが閣議決定され、同庁が貿易公団を通じて輸出物資を買い上げ、連合軍最高司令官（Supreme Commander of the Allied Powers：SCAP）に売却した。

他方、輸入物資に関しては貿易庁の指示で貿易公団がSCAPから引き取り、配給公団や食糧管理局に払い下げた。これらの代金については、貿易資金特別会計を通じた円決済で行われ、外国為替は関係しなかった。外国商社等との取引はSCAPが行い、貿易庁は海外の業者と契約する権限がなかった<sup>66</sup>。

#### 2-1-1 民間貿易の制限緩和へ

1948年8月以降、民間貿易の制限が緩和され<sup>67</sup>、輸出については日本の民間事業者が外国のバイヤーと契約できるようになった。

1949年2月のSCAPの覚書「外国為替に関する件」（SCAPIN-1968）に基づき、同年3月に「外国為替管理委員会令」が公布され、総理府の外局として外国為替管理委員会が設置された<sup>68</sup>。同年12月に標準決済規則第一号が定められ、一流銀行取消不能信用状が標準決済となった<sup>69</sup>。当時、日本は外貨不足であったため、確実に外貨を獲得できることが輸出許可の条件となった。

さらに、外貨資金の管理も日本政府に引き渡され、1949年4月にドッジ・ラインで1ドル=360円の為替レートが設定された<sup>70</sup>。同年5月、商工省と貿易庁は廃止となり、通商産業省が設置された。

---

<sup>65</sup> 「商工政策史」第6巻 貿易「下」、p357, p360～p361、p389

<sup>66</sup> 「戦後為替管理の成立」成城大学・経済研究 第195号（2012年1月）p97-p99 浅井良夫  
<https://www.sei-jo.ac.jp/pdf/faeco/kenkyu/195/195-asai.pdf>

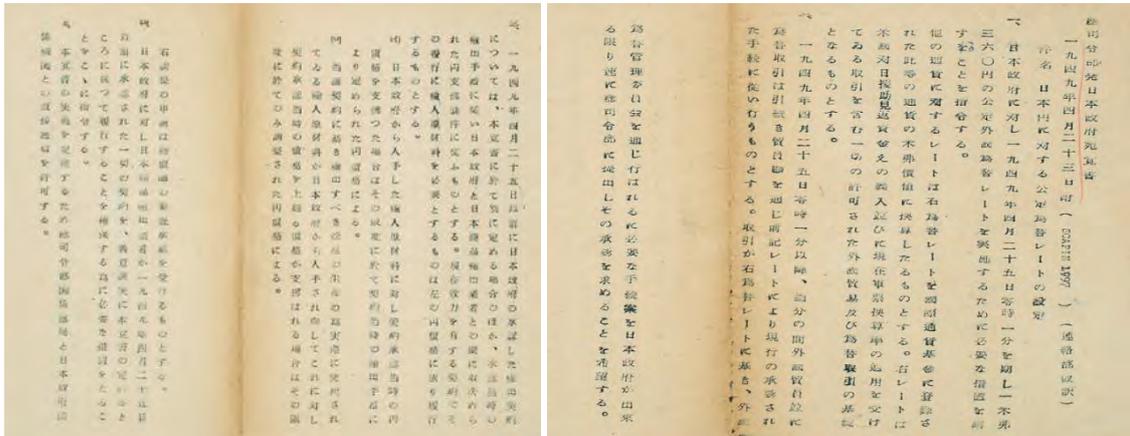
<sup>67</sup> 前掲「商工政策史」第6巻 貿易「下」、p388

<sup>68</sup> 「衆議院議員風早八十二君提出外国為替管理委員会に関する質問に対する答弁書」昭和二十五年十二月八日受領 答弁第一四六号（質問の一四六）内閣衆質第一四六号 昭和二十五年十二月八日 内閣総理大臣 吉田茂 衆議院議長 幣原喜重郎 殿  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b009146.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b009146.htm)

<sup>69</sup> 官報（昭和24年12月1日付け）外国為替管理委員会規則第一号 輸出貿易決済規則（標準決済方法）第二条 一 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2963409/1/23>

<sup>70</sup> GHQの指令に基づき大蔵省告示第237号が公布され、1949年（昭和24年）4月25日から1ドル=360円の単一為替レートが実施された。  
[https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s24\\_1949\\_01.html](https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s24_1949_01.html)

＜総司令部発日本政府宛覚書（1949年4月23日付）の仮訳＞



出所：国立公文書館「公文書にみる日本の歩み」

同大臣は輸出貿易管理令・輸入貿易管理令に基づき貿易管理を行った。実際には標準決済による輸出入の手続は銀行で行われ、標準外決済に関しては同大臣の承認後に銀行で手続きされた<sup>71</sup>。同年12月1日に民間業者による自由貿易が再開されたが、ドル資金の不足や市況の悪化等、様々な問題が表出した。戦後の一定期間、輸出額は順調に増加したものの、やがて徐々に鈍化した。一方、輸入については1949年になるまで政府貿易が続いた。

### 2-1-2 求められる輸出リスクの低減策

1948年の終わり頃から輸出促進のために輸出補償制度または輸出信用保証制度の創設が産業界から要望されるようになった。横浜で開催された全国貿易業者の大会で輸出補償制度の早急な実施が決議され、有力な貿易業者団体、主要都市の商工会議所は政府に強く要望した。

1949年は日本企業が締結した輸出契約が海外の買主からキャンセルされる率が異常に高く、輸出契約金額のうち推定で10%を超えた<sup>72</sup>。通商産業省の当時の調査によると、民間輸出業者の製品滞貨が80億円を超えた。これに貿易公団と民間輸出業者の半製品の滞貨を加えると、輸出滞貨総額は数百億円に上ると推定された。これらは同年に実施された為替レート一本化<sup>73</sup>直前の思惑契約やイン

<sup>71</sup> 立脇和夫「占領期日本の対外経済関係と外国為替銀行（上）」早稲田商学第371号（1996年12月）[https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/12415/files/92923\\_371.pdf](https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/12415/files/92923_371.pdf)

<sup>72</sup> 「輸出信用保険制度の解説」通商産業省通商振興局経理部金融保険課編著（1952年7月発行）、p51

<sup>73</sup> 国立公文書館「公文書にみる日本の歩み」GHQ管理下で再開された外国貿易は品目ごとに別々にレートが設定されていた。

[https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s24\\_1949\\_01.html](https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s24_1949_01.html)

ドの包括輸入許可（O.G.L）の打ち切り<sup>74</sup>、米国の景気後退に基づくマーケット・クレイムの激増が主因とされた<sup>75</sup>。

1950年に始まる朝鮮動乱を前に米国は日本の経済的自立を望み、日本政府は輸出振興をはかる必要があった。過去の日本の輸出補償制度は、外国為替銀行が被るリスクを低減し、輸出者や生産者への資金環流をはかる仕組みであり、直接、輸出者が被るリスクを担保する制度ではなかった。

当時、海外の買主は一流銀行取消不能信用状を開設し、買主の信用危険に関しては一流銀行取消不能信用状によって担保されていた。しかし、銀行は為替取引または輸入制限や禁止等の政府措置や、ストライキ・暴動・戦争・天災地変その他の不可抗力を保証範囲としていなかった。仮に、このような事由で海外の買主の決済前に一流銀行取消不能信用状の有効期間が切れた場合、外国為替銀行に対する支払義務は無いとされた。これらは、現在の貿易保険では非常危険と呼ばれる事由であるが、一流銀行取消不能信用状で対応できないリスクが多く存在した。

1948年末頃、旧貿易庁は輸出信用保証制度要綱を検討していた<sup>76</sup>。これは第二次世界大戦前の輸出補償制度をモデルにしたものであった。海外の買主（輸入者）の取引銀行が発行する信用状が到着する前の貿易手形と、輸出資金需要証明書に基づき、日本政府が日本の銀行に信用保証を行うものであり、日本の銀行が融資する輸出資金の8割が補償の上限であった。しかし、この案は関係者の反対で中断した。その後、通商産業省の発足とともに本格的に制度が再検討されることとなったが、幾つかの争点があった。

まず、輸出金融補償制度は輸出補助金制度に該当し、国際貿易憲章に反するのではないかとの懸念があった。これは輸出信用保険法が成立するまで問題とされた。補償機関の在り方については、信用保証協会・復興金融公庫・民間損害保険会社の補償に対する政府の再補償等が検討されたが、最終的には戦前と同様、政府が金融機関に補償する制度となった。

また、補償事由についても様々な意見があった。例えば、買主による一方的な契約キャンセルを補償の対象とすると補償制度の収支を危うくするとして強く否定された。最終的には、補償の対象は銀行が割引した手形の満期に手形金額の全部または一部の支払を受けることができず生じた損失であって、①外国における輸入、為替取得の制限または禁止、②外国における戦争、内乱、革命、その他の事変等、③輸出契約の買い手の破産、④①から③に準ずるものであって海外事情

---

<sup>74</sup> 前掲「輸出信用保険制度の解説」（1952）、p70 既に取消不能信用状が開設されている契約に対しても輸入禁止の措置が取られた。

<sup>75</sup> 同上「輸出信用保険制度の解説」（1952）、p51

<sup>76</sup> 同上「輸出信用保険制度の解説」（1952）、p56

の変更により輸出契約の当事者が避けることできないもの、または予測できないものとされた。

さらに、政府は、輸出を目的とする商品の生産または商品のために必要な資金を民間損害保険会社が輸出業者に融通し、生じた損失額については、その70%を限度として政令で定める割合を乗じた金額を補償することとした。

その他に、政府が民間損害保険会社に補償する金額の総額については、国会の議決を経た金額の範囲内とされた。補償制度への加入に関しては、強制とする意見もあったが任意とされた。保険的性格を加味するかどうかについては、財政支出の増大となり、独立採算制を維持できなくなるとして採用されなかった。

1949年10月14日に原案から大幅に補償事由が縮小された輸出金融補償法案が閣議決定され、これでは貿易を振興する上で障害となっている輸出金融の不円滑が解消されないとの声上がり、輸出者の損失を直接救済する輸出信用保険制度に急遽、切り替えられることとなった。制度の実施が急がれたため、民間損害保険会社の機能を活用した国営再保険制度案が採用された。こうして、既に閣議決定を経て国会提出の準備が完了した輸出金融補償法案は廃案となった。

当時、ドイツやフランスでは民間の保険会社が輸出信用事業を担い、英国では政府事業として運営されていた。通商産業省は英国のECGD(英国輸出信用保証庁)の事業を参考に輸出信用保険法案を策定した。

### 2-1-3 輸出信用保険法の成立過程

1949年11月26日、通商産業省は閉会間近の第6回臨時国会に、輸出取引に付随する非常危険を担保する「輸出信用保険法案」(閣法第57号)および「輸出信用保険特別会計法案<sup>77)</sup>」(閣法第58号)を提出した<sup>78)</sup>。議員からは、輸出契約後、船積前に海外の買主によるキャンセル等の信用危険が保険対象から抜けている点や、そもそも輸出者や生産者にとって輸出前の製造等に要する資金調達が重要であるにも関わらず、その対応がなされていない等の指摘がなされた。稲垣平太郎通商産業大臣は、填補範囲の狭さについては認識しているが、これは制度創設の第一段階であると答弁した。その後、国会は会期終了となり両法案は審査未了となった<sup>79)</sup>。

1950年3月8日、改めて「輸出信用保険法案」(閣法第91号)および「輸出信用保険特別会計法案」(閣法第92号)が国会に提出された。両法案は同年3月31日に成立し、同日公布(法律67号、68号)された。通商産業省が保険業務に不慣れなこと、保険手続きの対応を行う窓口が少ないことから、民間損害保険会

<sup>77)</sup> 輸出信用保険に関する経理を一般会計と区分するための法案

<sup>78)</sup> 第6回臨時国会 衆議院 通商産業委員会議録 第十九号 P3 中段 (1949年12月1日)

<sup>79)</sup> 前掲 藤田昌三 (2012)、P58

社が元受けとして利用者と保険契約し、通商産業省がそれを再保険するという方式が採られ、民間損害保険会社 15 社<sup>80</sup>と同省の再保険契約が締結された。上述の輸出信用保険法の対象は非常危険のみであり、船積前の海外の買主からの一方的な契約のキャンセルや代金回収不能等の信用危険は含まれていなかった<sup>81</sup>。また、政府が再保険契約に基づいて支払うべき保険金の総額は、国会の議決を経た金額の範囲内とされた。

#### 2-1-4 輸出信用保険特別会計と初年度の引受実績

輸出信用保険事業は、法律および輸出信用保険普通保険約款・輸出信用保険再保険約款に基づいて運営され、輸出信用保険の再保険に関する経理を明確にするため、一般会計と区分され「輸出信用保険特別会計」の中で実施された。本事業の主な歳入は、一般会計からの繰入金と保険料であり、歳出は保険金支払い・事務取扱費その他の経費であった。

初年度は保険契約件数が 12,928 件、保険引受額は 240 億円を計上し、全輸出額の内、この保険が付された輸出契約額の割合（利用率）<sup>82</sup>は 15.7%であった。これは台湾における政治上・軍事上の不安や、朝鮮動乱への中国共産党の介入による同国向けの戦略物資の輸出制限を懸念したものだと考えられる<sup>83</sup>。

1950 年 12 月 9 日、連合軍総司令部の指示による中国共産党（中共）地区向けの船積差止（輸出貿易管理令第 51 条に基づく省令）、および 1951 年 1 月 1 日実施の輸出貿易管理令の一部改正（要許可品目の追加拡大）の影響で保険事故が多く発生し、通商産業省は保険料収入の 2 倍以上の保険金を支払った<sup>84</sup>。

1951 年 11 月 30 日に「輸出信用保険法の一部を改正する法律（法律第 281 号）が公布され（12 月 1 日施行）、従来の輸出信用保険が甲種保険と改称された。また、船舶・車両・プラント類の延払代金債権を付保する乙種保険が創設さ

---

<sup>80</sup> 前掲「輸出信用保険の解説」（1952）、p95

<sup>81</sup> 填補対象は以下の通り。保険金額は輸出貨物金額の 80%以内で政令で定める割合を乗じた金額とされた。

- ①輸出貨物の代金決済について、輸出契約の成立後新たに外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- ②輸出契約の成立後新たに仕向国において実施される輸入の制限若しくは禁止または輸入許可の取り消し
- ③仕向国における戦争、革命又は内乱
- ④このほか、本邦外において生じた事由であって、輸出契約の当事者の責めに帰することができないもの
- ⑤外国為替及び外国貿易管理法による輸出の承認の取消又は輸出契約の成立後新たに実施される輸出の制限若しくは禁止

<sup>82</sup> 保険引受額/輸出額＝利用率

<sup>83</sup> 前掲「貿易保険 40 年のあゆみ」（1990）、p218

<sup>84</sup> 同上「貿易保険 40 年のあゆみ」（1990）、p219

れ、信用危険も填補できるようになった<sup>85</sup>。乙種保険は1件当たりの金額が巨額であり、十分な信用審査が必要とされたため、再保険ではなく通商産業省が引き受けを行った。乙種保険で填補対象とされた信用危険は、海外の買主の破産や6か月以上の債務の履行遅滞であった。

＜終戦から輸出信用保険法施行後の類別輸出入額＞

39. 類別輸出入額

(単位 昭和27年まで 百万円  
昭和28年以降 億円)

年	合計		食料品		原料品		原料用製品		全製品		雑品	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭 1	2,045	2,377	147	350	140	1,342	882	357	852	315	23	13
2	1,992	2,179	146	324	137	1,202	852	348	831	290	26	15
3	1,972	2,196	163	299	90	1,165	861	383	813	333	44	17
4	2,149	2,216	160	271	90	1,224	913	356	937	346	48	19
5	1,470	1,546	129	208	65	829	546	236	691	255	38	17
6	1,147	1,236	102	159	46	684	439	181	533	198	27	14
7	1,410	1,431	104	161	52	839	520	201	701	220	33	11
8	1,861	1,917	158	173	74	1,181	539	329	1,032	221	59	13
9	2,172	2,283	172	174	96	1,414	499	416	1,346	263	60	16
10	2,499	2,472	197	193	110	1,508	672	469	1,451	286	68	17
11	2,693	2,764	204	231	127	1,738	716	477	1,563	294	83	24
12	3,175	3,783	248	251	133	1,995	815	1,095	1,900	421	80	21
13	2,690	2,663	300	199	105	1,296	672	702	1,570	448	42	19
14	3,576	2,918	432	231	181	1,410	951	864	1,940	397	73	15
15	3,656	3,453	391	443	141	1,632	948	901	2,071	448	105	28
16	2,651	2,899	263	507	79	1,530	617	476	1,626	356	66	30
17	1,793	1,752	151	499	62	935	234	223	1,251	65	95	30
18	1,627	1,924	148	374	33	1,118	165	298	1,179	116	102	18
19	1,298	1,947	117	352	58	908	115	540	974	138	34	9
20	388	957	75	231	30	503	18	166	260	55	5	2
21	2,260	4,069	211	1,659	351	2,016	1,399	199	297	188	2	7
22	10,148	20,265	701	10,681	1,692	3,990	2,148	2,088	5,574	3,407	33	99
23	52,022	60,287	2,789	28,890	4,099	14,636	14,635	4,893	30,478	11,261	21	607
24	169,843	284,455	7,640	122,698	5,662	96,631	40,383	33,237	115,612	28,503	544	3,386
25	298,021	348,196	18,667	116,603	8,726	146,287	76,425	22,097	191,904	62,948	2,299	261
26	488,777	737,241	25,128	203,862	13,654	430,708	143,477	54,034	297,032	47,998	9,486	639
27	458,243	730,352	35,564	234,418	13,565	380,557	160,279	48,212	241,257	66,312	7,578	853

出所：大蔵省財政史室編「昭和財政史—終戦から講話まで—」第19巻（統計）（1978年）、p108

2-1-5 日本の民間損害保険会社と貿易保険事業

1950年の通商産業省が輸出信用保険事業を開始する以前に、日本の民間保険会社が輸出信用保険を販売することはなかった。その理由としては、①保険事故発生確率の算定が困難であったこと、②戦争・為替制限等の非常リスクを引き受けると多数の輸出契約が同時に保険事故となる可能性があり、当時の日本の民間

<sup>85</sup> 「日本研究のための歴史情報法令データベース」輸出信用保険法の一部を改正する法律 <https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/1/326a0281>

(乙種保険)

第5条

四 輸出契約の相手方の破産

五 輸出契約の相手方の六箇月以上の債務の履行遅滞（輸出者の責に帰することができないものに限る。）

損害保険会社では保険金の支払いに堪えられず、馴染まなかったからだと考えられる。

また、輸出契約の相手方である海外の買主の破産や債務不履行等の信用危険を回避するためには、大規模な海外信用調査情報と保険契約ごとに詳細な審査を要し、当時はこのような負担を日本の民間損害保険会社が負担することは難しかったのではないかと推測する<sup>86</sup>。貿易保険事業の運営に当たっては、通商産業省は民業圧迫の可能性を排除し、民間損害保険会社が対応できないリスクを引き受けるものとして様々な輸出信用保険を開発した。填補対象となるリスクの種類とその範囲および引受金額については、利用者の要望を取り入れて徐々に拡大した。

## 2-2 戦後の産業復興と輸出保険

1950年代～1960年代は、日本の製造業の復興期であり後年の本格的な高度経済成長を準備する期間となった。朝鮮特需（1950年6月～1954年7月）を経て、日本の繊維産業や造船、特に原油タンカーの建造を主とした造船産業<sup>87</sup>、プラント類を始めとする機械産業の輸出が隆盛を迎えた<sup>88</sup>。

1950年代初めの日本の主要輸出品は繊維製品であったが、1950年代後半から1960年代にかけて船舶、機械機器や金属品の輸出が急増し<sup>89</sup>、やがて重化学工業製品に移行した。日本の産業構造の変容に合わせ、様々な保険が創設された。

1954年にビルマ（現ミャンマー）との賠償・経済協力協定の締結を契機に、フィリピン・インドネシア・ベトナムとの間でも賠償協定が締結された<sup>90</sup>。各国との賠償協定や、1950年代～1960年代の貿易協定（取極）の締結により貿易が促進された。

他方、東南アジアや中南米諸国においては自国の工業化を促進するため、関税

---

<sup>86</sup> 現在は、民間の損害保険会社が海外取引信用保険を販売しており、非常危険・信用危険を付保している。（参考）商工会議所会員向け保険制度

<https://www.ishigakiservice.jp/export-transaction>

<sup>87</sup> 祖父江利衛「1950年代後半～60年代前半における日本造船業の建造効率と国際競争：建造実績世界一と西欧水準建造効率達成の幻影」、51巻、p1-p18 2008年1号

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/rekishitokeizai/51/1/51\\_KJ00007729495/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/rekishitokeizai/51/1/51_KJ00007729495/_pdf/-char/ja)

<sup>88</sup> 「運輸白書」昭和42年度、1新造船建造量

[https://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa42/ind090101/001.html#figII-\(IV\)-1](https://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa42/ind090101/001.html#figII-(IV)-1)

<sup>89</sup> 祖父江利衛「復興期の日本造船業」（2006年3月）21COE, University of Tokyo MMRC Discussion Paper No. 78 [https://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC78\\_2006.pdf](https://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC78_2006.pdf)

[https://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC78\\_2006.pdf](https://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC78_2006.pdf)

<sup>90</sup> 高塚年明「国会から見た経済協力・ODA（1）参議院～賠償協定を中心に～」(「立法と調査」参議院事務局企画調整室編（256），p27-p40）（2006年6月）

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2006pdf/2006062927.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/2006062927.pdf)

の引き上げや輸入制限等が行われた。また、1956年の下期から、徐々に世界の景気が後退し、開発途上国は外貨不足から外貨送金停止・輸入制限・輸入関税引き上げ等が頻発した。日本企業は輸出信用保険でこれらのリスクを低減した。

東南アジアや中南米諸国を長期に安定的な市場とするため、日本企業は地場企業に製造設備の現物出資を含めた投資も行ったが、これらの地域の政治や経済、社会は不安定なケースが少なくなかった。そのため、日本企業は事業リスクだけではなく、投資国の政府による製造設備の収用等の非常危険にも備えなければならなくなった。

1950年代から日本企業による海外投資は徐々に増えていったが、開発途上国における政情不安や原材料輸入に対する輸入税の賦課、外貨規制に基づく原材料や部品の供給難、高金利、エネルギーや交通網等のインフラの未整備によって企業の生産・資本コストが割高となり、これらの国での日本企業の直接投資は減退していった。

通商産業省は、日本企業の海外投資における非常危険を低減するため、海外投資保険を創設した。次の2-2-1および2-2-2では、繊維産業の復興により輸出が拡大し、造船産業が繊維産業に替わって輸出を牽引した際、輸出保険がどのように寄与したかを明らかにする。

### 2-2-1 繊維産業：繊維は外貨獲得の戦略的輸出製品

戦後、日本は経済再建のために復興資材を輸入する必要があったが十分な外貨がなく、繊維産業は外貨獲得の戦略的輸出産業となった<sup>91</sup>。1950年の全輸出金額820万ドルの内、繊維品輸出金額は399百万ドルと48.6%を占め、プラント類や船舶輸出が伸びた1960年代においても、1965年には全輸出金額2,010百万ドルの内、繊維品が749百万ドルを占めた（輸出全体の37.3%）。

日本の商社が世界に支店を置き、販売網を拡大し繊維製品の輸出に貢献したが、天然繊維の輸出において徐々に開発途上国の追上げを受けた。しかし、繊維市場が合成繊維中心の商品構成に切り換わると再び日本製品は国際競争力を回復し、繊維輸出拡大の原動力となった。

輸出信用保険制度においては、1953年に日本綿糸布輸出組合との間で初めて普通輸出保険の包括保険特約が締結され、商品別組合を単位とした包括保険制度ができた。1954年には日本絹化繊糸布輸出組合との包括特約が締結された<sup>92</sup>。しかし、日本経済が高度成長期に入り、重化学工業化が進むと繊維製品の全輸出金

<sup>91</sup> 津久間豊「〈特集1〉 繊維産業のビジョン 戦後の我国繊維産業の推移と今後」（「繊維機械学会誌」36巻11号 p489-p490（1983年）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/transjtmsj1972/36/11/36\\_11\\_P489/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/transjtmsj1972/36/11/36_11_P489/_pdf/-char/ja)  
<sup>92</sup> 前掲「貿易保険50年のあゆみ」（2001）、p6：1953年に日本鉄道車両輸出組合、1957年に日本機械輸出組合と特約締結。

額に占める比重は低下していった。

## 2-2-2 造船産業：第二次世界大戦前を上回る復興と世界のトップへ

1950年代に入ると、日本の輸出は繊維産業に替わり造船産業が牽引した。この背景として、第二次世界大戦中、日本の造船所への被害が比較的軽微であったこと、および連合軍は造船施設を中間賠償<sup>93</sup>の対象としたが、国際情勢の変化を受け米国が「対日賠償は『非軍事化』ではなく、『自立経済』の促進が目的であるという『対日賠償の新原則』を決定し、対日賠償案そのものを日本経済復興案へと変貌<sup>94</sup>」させたことが挙げられる。こうして日本の造船施設は1947年、1948年に戦後賠償のための撤去を免れた<sup>95</sup>。

さらに日本政府の資金支援による「計画造船」<sup>96</sup>で、造船会社は船舶の建造を再開した。朝鮮特需とこれによって引き起こされた世界の海運市場の活況に支えられ、日本の造船産業は戦前を上回る復興を遂げた。1950年代初め、世界の竣工量を誇るのはイギリスであったが、1955年に日本の造船業は受注量で世界一、1956年に竣工実績でも世界一に返り咲いた。1965年以降、日本の造船高は全世界の43%~49%を占めた。1973年度には史上最高の受注量を記録し、その竣工量も1,567万総トンと全世界の49.7%を占めた<sup>97</sup>。これには、1956年のスエズ動乱<sup>98</sup>を機に大型石油タンカーを中心とする世界的な造船ブームが起こったこと

<sup>93</sup> 外務省「日本外交文」占領期1巻「四 中間賠償、1 対象施設の決定と撤去に向けた対応、2 賠償の緩和から中止までの対応」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page25\\_000803.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page25_000803.html)

<sup>94</sup> 王広涛「日本の戦争賠償問題と対中政策」名古屋大学法政論集巻267、p43-p81(2016年9月25日発行)<https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/22781>

<sup>95</sup> 同上 王広涛「日本の戦争賠償問題と対中政策」

<sup>96</sup> 日本政府の計画的な資金援助の下に、民間海運企業が行う船舶の建造制度をいう。戦後、日本は貿易に活路を見出す必要があったが、海運企業は戦時中の大量の船腹損失による疲弊から船舶の建造能力はなく、膨大な資金調達も不可能に近かった。そのため政府が1947年以降、各年度に船種別の建造量や資金量を決定し、適格船主に所要資金の多くを低利かつ長期で融資し船舶の建造を促進した。(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構「石油・天然ガス資源情報」<https://oilgas-info.jogmec.go.jp/termlist/1000521/1000610.html>)

<sup>97</sup> 日本財団図書館「日本財団30年の歩み 本史 本史詳細(昭和37年度下半期~45年度)第3節 造船業への援助 1. 船舶の巨大化への対応 躍進する造船業と問題点

<https://nippon.zaidan.info/kinenkan/history30/1/1311.html>

<sup>98</sup> 1952年のエジプト革命後、同国は経済的自立をめざしてアスワン・ハイダム計画などを推進していたが、1956年7月、米国は同ダム建設援助を撤回。それに対してナセル大統領はスエズ運河国有化を宣言した。国連安全保障理事会で英仏による運河の国際管理案がソ連に拒否され、1956年10月にイスラエル、英、仏軍が運河地帯に出兵(スエズ出兵)エジプト爆撃も開始した。11月に開かれた国連緊急特別総会は米ソ両大国の支持も得て即時停戦・撤兵を決議し国連緊急軍を派遣した。ソ連は英仏にミサイルで報復すると警告するなど、国際世論に押されたイスラエル、英、仏、イスラエルはエジプト侵略を断念し1957年3月までに撤退した。(参考：山川 世界史小辞典 改訂新版「中東戦争」の解説、旺文社世

も関係している。それまで石油タンカーはスエズ運河を通航できるサイズで設計されていたが、スエズ動乱で運河が閉鎖されると喜望峰周りで石油を輸送しなければならなくなった。世界の海運業者は輸送効率を上げるため、石油タンカーを大型化し、日本の造船会社の受注が激増した。

<輸出船舶の竣工量推移（年度別）>

表-2 年度別竣工量の推移

年度	計画造船		国内向け合計		輸出船		総合計		計画造船の割合	輸出船の割合
	隻数	総トン	隻数	総トン	隻数	総トン	隻数	総トン		
1947	15	15,920	393	125,499			393	125,499	12.7%	
1948	35	48,948	224	172,935	2	840	226	173,775	28.2%	0.5%
1949	41	114,125	149	132,618	16	10,500	165	143,118	79.7%	7.3%
1950	37	240,740	173	270,130	23	98,240	196	368,370	65.4%	26.7%
1951	60	414,680	150	452,380	210	20,110	360	472,490	87.8%	4.3%
1952	42	339,610	185	376,123	47	164,953	232	541,076	62.8%	30.5%
1953	38	308,020	246	406,526	136	257,511	382	664,037	46.4%	38.8%
1954	23	208,180	290	280,549	101	149,843	391	430,392	48.4%	34.8%

出典：『現代日本産業発達史Ⅹ 造船』、表 161 より。51 年の輸出船は、タイ向け小型艇 170 隻を含む。

出所：祖父江（2006）、p8

1955 年～1957 年は輸出向け原油タンカーの第一次大量受注時期、1962 年以降は第二次とされる<sup>99</sup>。原油タンカーの受注により、竣工実績世界一の地位は 1960 年代を通じて盤石となり 1999 年まで続いた<sup>100</sup>。1957 年の普通輸出保険の利用率は 25.9%で、日本から輸出される船舶の 1/4 を付保した。輸出代金保険の契約金額の 74%は船舶が占めた。

### 2-3 新保険種の創設と輸出・投資支援

1952 年に輸出信用保険法が改正され、甲種保険の適用範囲が拡大された。当時の輸出は生産者から輸出者に委託されることが多かったが、実質的には輸出の損益の大部分は生産者に帰属していた。この改正により生産者を甲種保険の被保険者とすることが可能となった。生産者は輸出契約成立前に納期等に間に合わせ

界史事典 三訂版 「スエズ戦争」の解説)

<sup>99</sup> 前掲 祖父江（2008）、p4

<sup>100</sup> 同上 祖父江（2008）、p1

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/rekishitokeizai/51/1/51\\_KJ00007729495/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/rekishitokeizai/51/1/51_KJ00007729495/_pdf/-char/ja)

るため、見込生産を行うことがあり、金融機関からそれに要する資金の融資を受けていた。一方で、輸出契約成約前に海外の買主は一流銀行取消不能信用状を開設しておらず、且つ輸出契約締結に至らないリスクもあったため、銀行は中小企業の生産者への融資に難色を示すことがあった。

本改正によって、輸出契約締結後に生産者が保険の被保険者となり、生産者が通商産業省から保険金を受け取ることができるようになった。輸出契約締結後は以前と比較して、より生産者からの債権回収の可能性が高まり、銀行は融資しやすくなった。

また、同年、新たに丙種保険（後の輸出金融保険）と丁種保険（後の海外広告保険）が創設された。丙種保険は、銀行が輸出者や生産者に輸出資金を融資し、その債権回収ができない場合の損失をカバーした。但し、同保険の対象は新市場を開拓する輸出で、ドル決済またはドル地域向けの契約に限定された。丁種保険は、ドル地域の市場開拓に要した広告費用が、その後の輸出増加に結びつかず、費用回収ができずに生じた損失をカバーした。

通商産業省はこの丙種・丁種保険も民間損害保険会社を通さず、直接引き受けた。丙種保険では、輸出者又は生産者の経営悪化による輸出不能により、銀行が融資債権の回収不能に陥った場合は填補対象外とした。この時期、国内の金融引き締めの結果、生産者や輸出者の倒産が相次ぎ<sup>101</sup>通商産業省がこれに起因する輸出不能に対して多額の保険金を支払い、輸出信用保険特別会計が大幅な赤字に陥ったためである。輸出信用保険特別会計の資本強化のため、一般会計から 20 億円が繰り入れられ、資本金は合計 30 億円となった。この他にも、1952 年のエジプトでのクーデター等で中近東の政情が不安定化し、輸出時の迂回運航で運賃や海上保険が増加することが懸念された。通商産業省はこれを非常危険と位置づけ、増加費用の 8 割を填補した。

### 2-3-1 輸出保険法の改正と再保険制度の廃止

1953 年、輸出信用保険法は輸出保険法と改められ、各保険種の名前が改称された。1954 年に新たに委託販売輸出信用保険が創設され、委託販売による輸出も保険対象となった。新市場を獲得するために行う委託販売で、予定通りに商品が売れない損失を填補した。1964 年に制度が拡充され国産航空機 YS11 の委託販売も対象となった。

1958 年度には、これまでの民間損害保険会社による再保険制度は廃止され、通商産業省が直接保険引き受けを行うことになった。保険手続が簡素化され、民間損害保険会社の元受手数料がなくなったことにより、被保険者の保険料負担が

---

<sup>101</sup> 前掲「貿易保険 40 年のあゆみ」（1990）、p229、1956 年度の輸出金融保険の保険金支払いの約 65%はこのような事由による。

軽減された。また、個社が案件ごとに民間損害保険会社に保険を申し込む再保険制度が産業界の実情に合わなくなり、産業・分野別の輸出組合<sup>102</sup>が包括的に保険を契約する制度（組合包括制度）が普及した。

### 2-3-2 海外投資の自由化<sup>103</sup>と海外投資保険の創設

民間企業による開発途上国への直接投資は、資本・技術・経営を包括的に移植し、開発途上国は比較的軽い経済的負担で自国に産業を根付かせることができ、開発効果が高い。日本では、1951年度に海外投資が再開されたが、1964年度までの海外投資額の累計は7.9億ドル止まりであった。これは、①日本の国際収支に余裕がなく、海外投資は政策的にも厳しく制限され許可制であったこと、②高度経済成長期で国内での投資機会が多かったこと、③輸出市場が拡大しており輸出がより優先されたこと、④民間企業の経営資源の蓄積がまだ十分でなかったこと、が主な理由として挙げられている。

しかし、1955年以降の日本経済は高度成長を続け、1960年代後半から世界市場におけるシェアを拡大した。貿易摩擦を経験しつつも国際収支の黒字が徐々に定着し、海外投資の許可基準緩和への要望が強くなった。1965年頃には100億円を超える大口の開発投資が、銅鉱石・鉄鉱石・石油・原料炭・天然ガス等の分野で続いた。1971年に海外投資は完全自動許可制に移行し、日本企業による対外直接投資も活発化した。日本の経済規模が拡大するに従い、資源確保が課題となり海外投資の中心は資源開発であった。

通商産業省は、日本の国際収支の改善に貢献する分野への日本企業の投資意欲を維持するため、1956年に輸出信用保険法を一部改正（法律第73号）し、海外投資保険（後の海外投資元本保険）を創設した。当初の填補対象は日本企業が投資した株式や持分であった。填補要件は、外国政府による株式等の没収・戦争・革命・内乱によって被投資法人が損害を受けて解散し、日本企業が株式等を処分または清算したことおよび被投資法人が6か月以上休止し、投資者が事業再開前に株式等を処分したことに限定された。

1957年、通商産業省は海外投資保険を海外投資元本保険と改称し、填補事由を拡充し戦争・革命・内乱のほかに暴動・騒乱が加わった。填補要件は①被投資法人の設備・原材料等の物に関する権利・鉱業権等の事業運営上、重要な権利や利益を外国政府法人等に侵害され、損害を受けて解散した場合で、投資者の株式

---

<sup>102</sup> 保険者である通商産業省と輸出組合との間で貿易保険契約に関する包括保険特約書を締結しているものを指し、低い保険料率で契約できる。輸出組合が保険契約者、組合員たる企業（輸出者）が被保険者となる。企業は組合を通し、包括的に自社の輸出に貿易保険を付保する。

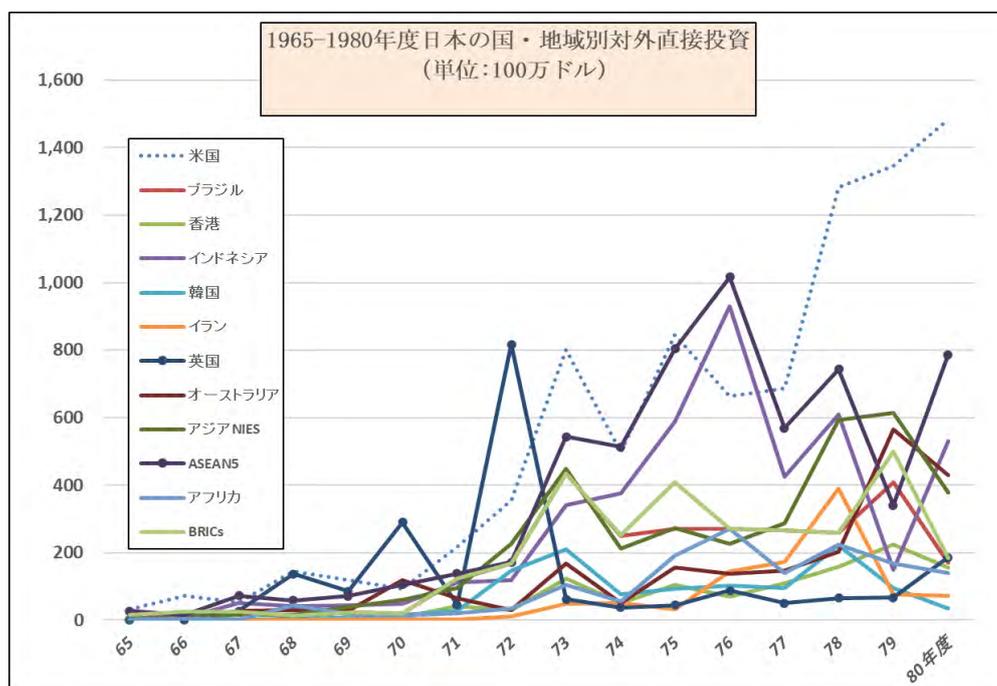
<sup>103</sup> 通商産業政策史 第9巻 - 第Ⅲ期 高度成長期（2） -、p244（1989年3月31日発行）通商産業省編、財団法人 通商産業調査会発行

等の処分または清算が終了したこと、および②戦争・革命・内乱で被投資法人が損害を受け6か月以上事業休止し、投資者が事業再開前に株式等を処分したこととした。

また、海外投資元本保険を補完する保険として、海外投資利益保険を創設し、配当を付保対象とした。為替制限・戦争・革命・内乱による為替取引の途絶、外国政府の配当金の管理、配当金の送金許可取消等の非常危険の発生により、2年以上の送金不能によって受ける損失を填補対象とした。

さらに海外投資保険の創設年度のみ、既存投資（株式等）についても付保対象としたため、過去の投資実績の50%が付保された<sup>104</sup>。1964年度には、海外投資元本保険の適用範囲を生産事業限定から国際収支の改善に寄与すると認められる全ての海外投資に拡大した。

#### <日本の対外直接投資の推移>



JETRO 直接投資データ<sup>105</sup>から筆者作成

<sup>104</sup> 前掲「貿易保険40年のあゆみ」(1990)、p231

<sup>105</sup> <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>

<1950年代に創設された主な保険種>

創設	改称	保険で填補する損失
甲種保険 (1950年)	普通輸出保険 (1953年)	①輸出者が輸出契約後、1)～5)の事由によって輸出契約に基づく貨物の輸出や、貨物の代金回収不能により受ける損失 ②①により供給契約の当事者である生産者が供給契約に基づく引渡しや、貨物の代金回収不能により受ける損失 ③輸出者が1)～5)の事由で航路変更し生じた運賃等の増加費用 1)外国での為替取引の制限 2)仕向国で実施される輸入制限 3)仕向国における戦争、革命、内乱 4)本邦外において生じた輸出契約の当事者の責めに帰することができないもの 5)外国為替管理法による輸出制限または禁止
乙種保険 (1951年)	輸出代金保険 (1953年)	主にプラント類、船舶、鉄道車両、電線等の設備を輸出契約に基づき船積みした後、外国での為替制限等の非常危険および相手方の破産・6か月以上の債務の履行遅延等の信用危険により生じた損失
丙種保険 (1952年)	輸出金融保険 (1953年)	輸出資金を銀行が輸出者や生産者に融資し、その債権回収ができない場合の損失(同保険の対象は新市場を開拓する輸出でドル決済またはドル地域向けの契約に限定)
丁種保険 (1952年)	海外広告保険 (1953年)	ドル地域の新市場開拓に要した広告費用が、その後の輸出増加に結びつかず費用回収できず生じた損失
輸出手形保険 (1953年)	改称無し	信用状を伴わない荷為替手形を買い取った銀行が支払いを受けられなかった場合の損失
海外投資保険 (1956年)	海外投資元本保険 (1957年)	戦争・革命・内乱・暴動・騒乱を填補事由とし、被投資法人の設備・原材料等の物に関する権利・鉱業権等の事業上重要な権利や利益を外国政府法人等に侵害され損害を受けて解散したこと、およびその損害により一定期間被投資法人が事業休止し投資者である日本企業が株式等を処分したことによる損失
海外投資利益保険 (1957年)	改称無し	為替制限・戦争・革命・内乱による為替取引の途絶、外国政府等による配当金の管理、配当金の送金許可の取消等の非常危険により、2年以上の送金不能が生じた場合の損失

## 2-4 自由経済と貿易摩擦の始まり<sup>106</sup>

第二次世界大戦後、世界経済が再編される中、日本を取り巻く環境も大きく変わった。1960年に米国のアイゼンハワー大統領が自国の国際収支を改善するためドル防衛対策を実施した。1961年に金相場の安定をはかり、ドル不安を鎮静させるために金プール<sup>107</sup>が設置された。1963年には、ケネディ大統領が新ドル防衛対策を発表した。1965年頃、国際収支の赤字に起因するイギリスの慢性的なポンド不安やアメリカからの金の流出により、1968年に金プールは活動を停止した。

他方、1964年に日本はIMF8条国入りとOECD加盟を果たし、本格的に自由経済の世界に入っていった。1950年代から1960年代前半の世界貿易は急速に増加したが、日本の輸出はそれを上回る増加率で急増した。1950年の日本の輸出額は約2,980億円<sup>108</sup>、輸出信用保険の契約額は約240億円<sup>109</sup>であった。1950年代末からはプラント類や船舶の輸出が拡大し<sup>110</sup>、延払決済が多用された。輸出者は延べ払いの代金回収リスクを低減化するため、輸出保険を活用した。延払は海外の買主が高額なプラント類を購入するのに適した決済方法であった<sup>111</sup>。

<sup>106</sup> 「年次世界経済報告 第6章 東南アジア経済の現局面と貿易」(昭和41年) 経済企画庁 <https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizai/wp-we66-1/wp-we66-00601.html>

<sup>107</sup> 「昭和37年 年次世界経済報告」世界経済の現勢 第1部 総論 第5章 国際流動性増強をめぐる国際協力 2. 国際流動性増強の方向(1)金プール(1962年12月18日) 経済企画庁 <https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizai/wp-we62/wp-we62-01201.html>

「アメリカおよび西欧の中央銀行が手持ちの金を抛出(プール)し、イングランド銀行はその代理人としてこれを用いてロンドン金市場で操作を行ない、金相場の安定をはかることによってドル不安を鎮静させようとするものである。推定2.7億ドルの抛出額が実際に62年初夏のニューヨーク株式暴落後におけるドル不安の再燃に際して使用され、金相場の安定ひいてはアメリカの金準備の擁護に役立った。」

<sup>108</sup> 財務省貿易統計 年別輸出入総額(確定値)

<https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/nenbet.htm>

<sup>109</sup> 前掲「貿易保険50年のあゆみ」(2001)、資料集p80

<sup>110</sup> 1958年度の保険契約全体に占める普通輸出保険の割合は、件数で85%、保金額で70%を占めていた。輸出形態としてはD/PやD/Aによる取引と延払輸出が増加した。主要案件は、東南アジア・中東向け繊維機械、中南米・東南アジア向け発電プラントと自動車、パキスタン向け肥料プラント、アルゼンチン向けの鉄鋼製品案件であった。普通輸出保険契約に占める延払案件の比率は、前年度の56%から70%へと増加した。

・D/A (Documents against Acceptance) : 手形引受書類渡しのこと。L/C (信用状) なしの荷為替手形で、輸入者(買主)が銀行に対して期限付き荷為替手形の支払いを引き受けることを条件に、船積書類が銀行から輸入者(買主)に引き渡され、貨物を受け取る決済方法。

・D/P (Documents against Payment) : 手形支払書類渡し。L/C (信用状) なしの荷為替手形で、輸入者(買主)が銀行に代金を払うことを条件に、船積書類が銀行から輸入者(買主)に引き渡され、貨物を受け取る決済方法。

<sup>111</sup> 輸出者は数年に渡り債権を管理し回収する必要があった。早期に債権回収と利益を確定し次の案件に資金投入したい輸出者にとって負担であったため、1970年代はバイヤーズ・

1969年には、輸出額は5兆7,564億円、輸出信用保険の契約額は1兆1,483億円となった<sup>112</sup>。

#### 2-4-1 標準決済規則の緩和

日本は、輸出とともに輸入も拡大したため、貿易収支は1960年代まで恒常的に赤字であった。このため、政府は確実な輸出代金の決済方法だけを許可していた。具体的には、外国為替および外国貿易管理法に基づく銀行L/Cによる輸出代金決済方法のみ標準決済方法とし、これによらない決済方法は原則として許可しなかった<sup>113</sup>。しかし、国際取引の正常化とともに各国の輸出競争は激化し、西欧諸国は輸出貿易管理を緩和した。それに合わせ、日本政府も標準決済規則を改め荷為替手形による決済を認め<sup>114</sup>、1950年11月に「外国為替管理委員会規則第十五号 標準決済方法に関する規則附表第一」<sup>115</sup>により、手形決済による輸出取引も認められるようになった。

日本の外国為替銀行は、中南米諸国で商慣習となっていたD/P、D/A決済は支払確実性が劣るため、輸出者からの荷為替手形の買い取りを抑制していた。通商産業省は日本企業が中南米でも市場を獲得できるよう、1953年に輸出信用保険法の一部を改正し、D/P、D/A条件の決済も填補対象とする輸出手形保険を設けた<sup>116</sup>。この保険は、外国為替銀行がD/P、D/A条件の荷為替手形を買い取り、その手形が不渡りとなった場合に損失額の8割を填補した<sup>117</sup>。

さらに、この保険では外国為替銀行の輸出者に対する遡求権を制限した。つまり、輸出者の責めに帰すべき事由がない場合には、保険金額を限度として輸出者に対し遡求権を行使できないとした。これによって輸出者は保護されたため、輸出手形保険の創設とともに、同保険の契約実績は急伸した<sup>118</sup>。しかし、

---

クレジットでの決済が増加した。

<sup>112</sup> Buyer's Credit(B/C)：日本においては、日本からの機械設備等の代金若しくは賃貸料または技術提供等の対価の支払いに充てられる資金を輸入者に国際協力銀行と商業銀行等が協調して貸し付ける方式。

<sup>113</sup> 外国為替管理委員会規則 第一号 輸出貿易決済規則第二条（1949年12月1日）  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2963409/1/23>

<sup>114</sup> 前掲 外国為替管理委員会規則 第十五号 附表第一（1950年11月1日）  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2963691/1/5>

<sup>115</sup> 外国為替管理委員会規則 第十五号 附表第一（1950年11月1日）  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2963691/1/5>

<sup>116</sup> 前掲「貿易保険40年のあゆみ」（1990）、p224

<sup>117</sup> この保険は歴史的には、1930年に制定された輸出補償法を根拠法とする輸出補償制度に遡る。戦後は予算措置されずに空文化していたが、この輸出補償制度は輸出手形保険の創設とともに廃止された。

<sup>118</sup> 1965年度の輸出手形保険は中南米諸国向けが70%を占めた。

輸出手形保険の創設から 1960 年代末まで、1966 年度を除き同保険の支払保険金が最も多く<sup>119</sup>、保険財政の面からは課題があった。

なお、1950 年代の日本は、貿易取極および支払取極の双方またはいずれかを他国と締結し、オープン・アカウント<sup>120</sup>協定に基づいた貿易決済で戦後のドル不足に対応していたが、貿易の自由化とともにオープン・アカウント協定は徐々に廃止され、日本が OECD に加盟する頃には現金取引に移行していた<sup>121</sup>。

## 2-4-2 貿易摩擦の始まり

1950 年代には、主に先進国市場で日本製品を巡る貿易摩擦が生じたが、1960 年代は開発途上国向けの日本の輸出が拡大し、貿易摩擦は地域的により広がりを見せた。1960 年代の日本製品の輸入規制は、その手段や商品分野がより包括的となり、1950 年代に多かった個別分野での輸入制限から全産業分野を対象とする規制へと拡大した<sup>122</sup>。1960 年代は重化学工業分野でも貿易摩擦が起きるようになり、日本企業の鉄鋼品・テレビ等は米国でダンピング容疑ありとされた。通商産業省はこのような輸入規制によって輸出不能に陥った日本企業を保険で支えた。

先進国との貿易では、1950 年代に米国等で対日輸入制限運動<sup>123</sup>が始まり、織

---

<sup>119</sup> 前掲「貿易保険 50 年のあゆみ」(2001)、資料集 p80-p81

<sup>120</sup> オープン・アカウント(open account)：2 国間の支払い協定に基づいて開設された清算勘定。2 国間で貿易その他の取引により生じた債権・債務を取引のつど現金で決済せず、当事国の中央銀行に設けたこの勘定に記帳しておき、毎年定期的に清算し、最終尻(じり)だけを現金決済する仕組みである。勘定を一定時期まで締めないで、オープンにしたままであるところからこうよばれた。第二次世界大戦前から世界的に流行し、日本でも戦後はドルおよびポンド決済以外の多くの国々との間で実施され、ドル地域、ポンド地域と区別してオープン・アカウント地域とよんだ。この方法は現金節約の利点があるので、外貨準備の乏しい国々の中で盛んであったが、双務主義の弊害があるので、貿易・為替(かわせ)の自由化に伴い廃止された。[土屋六郎]「オープン・アカウント」, 日本大百科全書(ニッポニカ) Japan Knowledge

<https://japanknowledge-com.utokyo.idm.oclc.org>

<sup>121</sup> 外務省「昭和 32 年度版わが外交の近況」(1957 年度版)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1957/s32-2-2-2.htm>

<sup>122</sup> 通商産業政策史 第 9 巻 - 第三期 高度成長期(2) - 通商産業省編・(財)通商産業調査会発行(1989 年)

<sup>123</sup> 外務省「昭和 32 年版わが外交の近況」(1957 年度版) 二 最近における通商・貿易交渉 対米貿易および東西貿易の諸問題 1 対米貿易問題 対日輸入制限運動：「米国における日本品輸入制限運動はすでに数年前より一部商品について行われていた(中略)繊維二次製品をも含む日本綿製品に対する全般的輸入制限運動にまで発展し、これを放置すればきわめてドラスティックな関税引き上げないし輸入数量制限の実施による致命的な打撃が避けがたい状況となつたので、昨年夏以来米国政府の意向をも十分聴取した上、これを参考として本年一月以降五カ年にわたる綿製品全般に関する業界自主的輸出調整措置を実施することとなつた。」

維製品、雑貨等軽工業品が対象となった。米国は日本にとって最大の輸出先であり、貿易関係で最も重視されたのは日米繊維交渉の成り行きであった。米国の可燃性織物法に関する輸出規制への懸念から輸出保険の契約額が増加した。日本の西欧貿易は、両者の経済発展で増大したが、英国とフランスが対日ガット第35条援用を撤回し、関係が改善されたことが大きい。しかし、西欧諸国には依然として対日輸入に対する警戒心があり、特に低価格、無秩序輸出、意匠侵害等の問題に関する不信感は根強く、大半の国が実質的な対日差別待遇を維持していた<sup>124</sup>。

＜1960年代の英国の貿易収支の悪化＞

第2-1表 イギリスの国際収支 (100万ポンド)

	1962	1963	1964	1964				1965	
				I	II	III	IV	I	II
経常収支	93	105	△ 412	△ 56	△ 63	△ 192	△ 101	△ 41	25
輸入 (fob) *	4,092	4,366	5,005	1,249	1,254	1,217	1,285	1,227	1,270
輸出 (fob) *	3,994	4,287	4,471	1,126	1,153	1,030	1,162	1,141	1,211
貿易	△ 98	△ 79	△ 534	△ 123	△ 101	△ 187	△ 123	△ 86	△ 59
貿易外	191	184	122	67	38	△ 5	22	45	84
長期資本勘定	△ 93	△ 162	△ 344	△ 86	△ 107	△ 57	△ 94	△ 89	3
公的資本勘定	△ 104	△ 105	△ 116	△ 26	△ 19	△ 28	△ 43	△ 14	△ 10
民間投資	11	△ 57	△ 228	△ 60	△ 88	△ 29	△ 51	△ 75	13
経常および長期資本	—	△ 57	△ 756	△ 142	△ 170	△ 249	△ 195	△ 130	28
調整項目	89	△ 68	35	58	7	2	△ 32	—	△ 19
金外貨準備	△ 183	△ 53	△ 122	1	16	△ 59	△ 80	5	165

(出所) Economic Trends  
(注) \*印は実額

出所：経済企画庁「年次世界経済報告」昭和40年（1965年12月7日）<sup>125</sup>

中南米・アフリカ・アジアでは、恒常的に外貨が不足し為替管理が強化された。日本企業は輸出上の非常危険を低減するため、輸出保険を付保した<sup>126</sup>。中南米においては、各国が自国産業の工業化促進政策をとっており、ヴェネズエラの綿糸布の関税引き上げ、ペルーの輸入関税引き上げ、アルゼンチンの輸入賦課税の増加・輸入制限等を事由とする保険事故が起こった。

<sup>124</sup> 外務省「昭和39年度版わが外交の近況」（1964年度版）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1964/s39-5-4-005.htm>

<sup>125</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we65/wp-we65-s0011.html>

<sup>126</sup> この年の特徴としてはフィリピン向け船舶輸出の増加とブラジルのウジミナス製鉄所向け輸出案件、輸出手形保険の大幅増加、ブラジル造船業に対する日本からの投資の増加による海外投資元本保険の利用が挙げられる。普通輸出保険の契約額は船舶やプラントの輸出の増加により前年度の2倍となり、輸出手形保険も着実な伸びを示した。保険金の支払いは輸出手形保険が大部分を占めた。高度経済成長の入り口の様相を呈していた。

また、日本の産業界は戦前の日本にとって大きな市場であった中国との貿易再開を期待していたが、中国人民義勇軍が朝鮮戦争に参戦したため、米国は対中輸出の全面禁止を公表した。吉田内閣も通商産業省から同様の指示を発令した<sup>127</sup>。1952年に日本は対共産圏輸出統制委員会（Coordinating Committee for Export Control）へ加盟し、日米秘密協定によりココム諸国以上に厳しい対中禁輸を維持した。他方、日本の経済復興・経済自立に必要な物資との交換であれば、輸出が許可されることとなり、実質的には以前より対中禁輸が緩和された<sup>128</sup> <sup>129</sup>。1958年3月に第四次日中民間貿易協定がまとまったが、1か月余り後に中国は岸信介内閣が中国を敵視した政策を遂行しているため本協定の履行を無期限に延期すると述べ<sup>130</sup>、長崎国旗事件をきっかけに日中関係の断交を決定した<sup>131</sup>。

この影響を受け、1958年度に普通輸出保険の保険事故が生じ、保険金の支払いがなされた。1960年に中共の対日貿易三原則に基づいた「友好」貿易が開始され、1962年11月には北京で調印された高碕・塵承志覚書に基づく長期総合取引（LT取引）も行なわれた<sup>132</sup>。1969年には日中貿易の90%は「友好」貿易とな

---

<sup>127</sup> 波多野勝「戦後日中貿易の再開を巡る政治的背景—中日議員連盟の発足と第一貿易協定成立」アジア研究:アジア政経学会季刊 アジア政経学会編 アジア政経学会、如水書房 1巻1号（1954年）

<sup>128</sup> 高瀬 弘文「日本のココム加入と対中貿易—外務省と通産省の政策対立を中心に—」（一橋大学一橋学会一橋論叢編集所編、p57-p76）（2002年1月発行）  
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I6009985>

<sup>129</sup> 前掲 外務省「昭和32年度版わが外交の近況」（1957年度版）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1957/s32-2-2-3.htm#2b>

<sup>130</sup> 杉浦 康「中国の「日本中立化」政策と対日情勢認識 第四次日中民間貿易協定交渉過程と長崎国旗事件を中心に」（アジア研究/54巻(2008)4号、p70）  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/asianstudies/54/4/54\\_70/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/asianstudies/54/4/54_70/_pdf)

<sup>131</sup> 外務省「昭和34年度わが外交の近況」（1959年度版）二 わが国と各地域との間の諸問題 アジア関係6 中共とわが国との関係 第四次日中民間貿易協定  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1958/s33-contents.htm>

「日中貿易は、両国間に国交関係がないので元来民間貿易協定を通じて行われていた。昨年三月五日北京で調印された第四次民間貿易協定に対しても、政府としては日中貿易を拡大することの必要性に基づき、国内法とわが国が現在保持している他国との友好関係とを考慮して最大限の支持と協力を行った。しかるに中共側は四月十三日にいたり、わが政府が民間三団体に対して行った回答をもって「偽りの支持と協力」であるとして協定の実施を拒否し、岸内閣非難を強めた。たまたま五月二日、当時長崎の某デパートで開催されていた中国切手・切り紙展示即売会会場に掲げられた中華人民共和国の国旗を無思慮の一日日本人が引き降したいいわゆる長崎国旗事件を契機として、わが政府に対する非難を激化した。ついで五月九日の陳毅外交部長声明によつて公式に岸内閣を非難攻撃し、五月十二日から全面貿易停止および人的交流、文化交流等を含む日中間の一切の関係を中断するに至つた。」

<sup>132</sup> 外務省「昭和39年度版わが外交の近況」（1964年度版）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1964/s39-5-4-008.htm>

り、日中貿易史上、最大の貿易額を記録した<sup>133</sup>。

その他の地域との関係は、1953年度、イラン向けの輸出手形保険契約が多かった。これは同国政府による米ドルでの決済を行う輸入の制限に備えたものであった。また、インド政府が O. G. L (Open General License 包括輸入許可制) 品目を削減した。1954年度以降、インドネシア向けの綿糸布の輸出が制限され、1957年度には同国政府が化繊布の輸入を禁止した<sup>134</sup>。

1950年代から1960年代にかけて、開発途上国の対外債務(償還期間1年以上)は増大傾向にあった。1958年に90億ドルであった債務額が、1964年には330億ドルに達した。その元利支払額が各国からの援助総額の3分の1に上り、開発途上国は借款の条件緩和を援助国に要請した<sup>135</sup>。中南米はペルーの内乱をはじめ、政情や経済が不安定であり、為替管理の強化等をはかったため保険需要が高まった。コロンビアからのドルの送金不能、ボリビア政府の外貨不足による支払拒絶等も生じた。

1960年代後半から、外貨不足を主因とするアジア・アフリカの保険事故が多発するようになった。日本に最も深刻な影響を与えたのはインドネシアによる債務不履行であった<sup>136</sup>。

---

データベース「世界と日本」：「日中 LT 貿易覚書」、日中関係基本資料集 p215-p216

<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19621109.01J.html>

日中貿易に関する高碓達之助・廖承志の覚書。1962年11月9日北京にて調印)、廖承志氏と高碓達之助氏は1962年9月の周恩来総理と松村謙三氏の中日貿易拡大に関する会談に基づき、両国間の民間貿易を進めるため長期総合貿易を発展させることに同意。

<sup>133</sup> 外務省「昭和45年度版わが外交の近況」(1970年度版)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1970/s44-2-1-1.htm#a9>

<sup>134</sup> 前掲「貿易保険40年のあゆみ」(1990)、p233

<sup>135</sup> 「昭和40年 年次世界経済報告」経済企画庁 第2章 世界貿易の発展 3. 低開発国貿易の変動と援助問題 (2) 国際収支難の再燃と援助問題 (1965年12月7日)

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we65/wp-we65-00303.html>

1965年のDACの上級会議では、政府援助の70%を贈与、類似の供与方法で行っていない加盟国は原則、以後3年間に贈与および年利率3%以下・償還期限25年以上の支援を政府援助総額の約80%まで高めるとの勧告を採択した。日本の援助条件はDACの勧告条件と比して厳しい条件であった。

<sup>136</sup> 「アジアの動向 [インドネシア] 1966」アジア経済研究所発行 (1967年)、p108

<https://ir.ide.go.jp/records/52048>

<1950年代～1960年代の輸出入規制による保険金支払<sup>137</sup>>

年度	国	保険種	制限内容	支払保険金額 単位：百万円
1950	中共	輸出信用保険	連合軍指示による 船積差止措置	43
1951	中共	輸出信用保険	連合軍指示による 船積差止措置	270
1952	インド	甲種保険（後の普通輸 出保険）	O. G. L 品目の削減措 置	17
1954	米国	普通輸出保険 （個別保険）	米国の可燃性織物法 施行に伴う輸出制限 措置	4
1954	インドネシア	普通輸出保険 （綿糸布包括保険）	輸出調整措置	5
1955	アルゼンチン	普通輸出保険 （個別保険）	輸入制限措置	10
1955	米国	普通輸出保険 （個別保険）	可燃性織物輸出制限	7
1955	インドネシア	普通輸出保険 （綿糸布包括保険）	輸出調整措置	50
1955	イラン	輸出手形保険	米ドル決済の輸入制 限	9
1956	インドネシア	普通輸出保険 （綿糸布包括保険）	輸出調整措置	20
1957	インドネシア	普通輸出保険 （化繊糸布包括保険）	輸入禁止措置	12
1957	ペルー	輸出手形保険	関税引き上げ	-
1957	ヴェネズエラ	輸出手形保険	関税引き上げ	-
1957	インドネシア	普通輸出保険 （綿糸布包括保険）	輸出調整措置	-
1958	エジプト	普通輸出保険	輸入禁止措置	30
1958	中共	普通輸出保険 （個別保険）	経済断交	10

<sup>137</sup> 前掲「貿易保険 40年のあゆみ」（1990）の各年度の収支状況より筆者作成

1959	インドネシア	普通輸出保険 (化繊糸布包括保険)	輸入禁止措置	10
1959	イラク	普通輸出保険 (化繊糸布包括保険)	輸入禁止措置	3
1960	インドネシア	普通輸出保険 (化繊綿糸布)	輸入禁止措置	4
1960	ヴェネズエラ	普通輸出保険 (綿糸布包括保険)	関税引き上げ	3
1962	イラク	普通輸出保険 (個別保険)	輸入禁止措置	11
1962	イラク	普通輸出保険 (化繊糸布包括保険)	輸入禁止措置	61
1962	アルゼンチン	輸出手形保険	輸入賦課税の増加	-
1963	イラク	普通輸出保険 (個別保険)	輸入禁止措置	5
1963	イラク	普通輸出保険 (化繊糸布包括保険)	輸入禁止措置	27

## 2-5 開発途上国の累積債務問題の始まり

輸出保険制度は、中長期的には収支相償となる運営が原則とされてきた<sup>138</sup>。しかし、開発途上国の債務不履行等、非常危険が高まると急激に保険契約件数が増え、保険事故による支払金額も一気に巨額となり、貿易保険事業の財務健全性を毀損した。非常危険の発生は産業分野を超えて影響が広がる点が信用危険と異なる。貿易保険事業の財務を安定させるためには、保険料収入を安定して確保することが必要とされ、包括保険制度が導入されることとなった。

包括保険制度は、現在に至るまで保険料収入の主軸となっているが、同制度を利用する企業からの制度改善要望を受け、リスクの低い部分を包括保険の対象から外したのもあった。

1950年代は日本経済の再興の時期であり、その復興の段階に合わせて新しい保険種が次々に導入されたが、1960年代には開発途上国の累積債務問題が起こり始めた。その中でも、インドネシアの累積債務問題は各国に影響を与えた。

<sup>138</sup> 現行法である貿易保険法にもこの考え方は引き継がれており、第四十条第二項第一号で「一 保険料率について、貿易保険の事業の収入が支出を償うに足るものであること。」と定められている。

出所：法令検索 (e-Gov) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000067>

### 2-5-1 インドネシアの累積債務問題と輸出保険の停止

1965年9月、インドネシアで起こったクーデターによりスカルノ大統領が失脚した。その後、経済も不安定化し同国の外貨繰りが悪化した<sup>139</sup>。輸出代金支払いをはじめとする同国の対日決済の送金が顕著に遅延するようになった。同年12月、インドネシア中央銀行の送金遅延を事由とする保険事故が多発し、それ以降、通商産業省は同行の送金遅延については保険の免責事項とした。

これによって、日本からインドネシア向けの輸出は、ほぼ全面的に止まり<sup>140</sup>、綿紡・機械・セメント・紙・アルミニウム・化学肥料・自動車タイヤ・薬品・自動車等で約1億ドルの滞貨が発生した。この内、輸出保険が付されて代金回収不能に陥っている案件が約1,500万ドルあり、これら全てに保険金を支払うと輸出保険の事業資金が不足し、インドネシア以外の国との日本企業の貿易に支障が生じる可能性があった。

通商産業省は、輸出保険再開の条件として、①9月に開催される債権国会議で長期的な援助計画および返済計画が決定されること、②現金取引による短期債務(約7、8百万ドル)はインドネシア側が即時に支払うこと、③今後、再び支払停止とならないようインドネシア中央銀行に保証させることを挙げた<sup>141</sup>。

### 2-5-2 日本の産業界と政府の動き

1966年1月、日本貿易会の輸出入委員会は、日本政府に両国の貿易再開のための要望書<sup>142</sup>を提出し、①インドネシア経済協力を推進するため円借款を供与すること、②インドネシアへの輸出品は他に転売不可能なものが多く、特に中小企業の滞貨や支掛品には早急に金融上の特別措置を行うこと、③今回の輸出停止は産業界の意向ではなく、日本政府の判断であったことをインドネシア政府に説明することを求めた。また、大手商社14社の社長会も同様の意図で要望を行なった。

産業界の動きに併せ、政府内部からの発言も活発化した。三木通商産業大臣も記者会見で、「インドネシア経済再建のためには純経済的判断だけでなく、政治的な配慮をすべき時期に来ている」「政治ベースの判断に基づき、日本が

---

<sup>139</sup> 外務省「昭和41年度版わが外交の近況」(1966年度版)、一 世界の動きとわが国 アジアの情勢 (3) 東南アジアの情勢 (ハ) インドネシアおよびフィリピン

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1966/s41-1-4.htm#3>

<sup>140</sup> 同上 外務省「昭和41年度版わが外交の近況」(1966年度版) 五 貿易経済に関する諸外国との関係および国際協力の進展、アジア諸国(共産圏諸国を除く)と日本、6 インドネシアの対日決済送金遅延問題

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1966/s41-5-1-002.htm>

<sup>141</sup> 前掲「アジアの動向[インドネシア] 1966」、p108

<sup>142</sup> 日本貿易会 沿革 1966年「輸出保険制度およびその運用改善に関する要望」

<https://www.jftc.or.jp/about/history.html>

主導権をとってインドネシア経済に相当思い切ったてこ入れを行なう必要がある」と述べた<sup>143</sup>。1966年5月、日本政府はインドネシアへ3,000万ドルの円借款供与を決め、両国の貿易を新決済方式で再開することを決めた<sup>144</sup>。インドネシアへの輸出停止によって、日本のメーカーや商社は繊維・機械・ジープ等、総額約4,500万ドルの同国向け滞貨を抱えており、円借款でこれらを一扫することを日本政府に求めた。通商産業省はインドネシア政府の意向を尊重しつつ、民生物資を中心に滞貨処理の調整を行なった<sup>145</sup>。

また、インドネシア政府は日本政府に上述の輸出保険の免責措置を速やかに解除するよう要請した。これに対して、日本政府は免責措置の解除と両国間の貿易の正常化の前提として、インドネシアが対日債務、特に標準決済分の債務を返済するとともに、将来の送金不安を解消することが必要だと主張した。標準決済分の未払債務は1968年末までに完済されたが、決済状況の推移を見守る必要があるとし、日本政府は1969年3月に至っても措置を解除しなかった<sup>146</sup>。

### 2-5-3 二国間から多国間の債権国会議へ

1966年6月、ライシャワー駐日米国大使が椎名外務大臣を訪ね、インドネシアの経済再建のために早期に国際債権国会議を開くよう要請した。同年9月に東京で「インドネシア問題に対する国際会議<sup>147 148</sup>」が開催された<sup>149</sup>。インドネシアの対外債務（総額26億9千万ドル）の内、西側諸国分の合計額は12億9千万ドルで、これをどう処理していくのか議論された。インドネシアの債務総額の利子だけで年間平均3億ドルに上った。同国の1966年の輸出目標（石油

---

<sup>143</sup> 前掲「アジアの動向[インドネシア] 1966」、p108

<sup>144</sup> 同上「アジアの動向[インドネシア] 1966」、p181

新決済方式：日本の外国為替銀行にインドネシア中央銀行の特別勘定を設け、日本がインドネシアに支払う輸入代金を同勘定に振り込み、そこから日本は輸出代金を受け取る仕組み。この方式で日本が輸出超過となった場合は、3,000万ドルの円借款の一部を決済資金に充てることとなった。日本のインドネシアからの輸入は、同国向け輸出が止まった後も石油を中心に年間1億5,6千万ドル程度、継続して行なわれ、新決済方式は実効性があると考えられた。

<sup>145</sup> 同上「アジアの動向」[インドネシア] 1966」p181-p182

<sup>146</sup> 外務省「昭和43年度版わが外交の近況」（1968年度版）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-2-1-1.htm#c5>

通商産業省が、輸出保険の免責措置を解除した時期は不詳。

<sup>147</sup> 同上「アジアの動向[インドネシア] 1966」、p241

<sup>148</sup> 同上「アジアの動向[インドネシア] 1966」、p232

<sup>149</sup> 正式参加国：米国、イギリス、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、日本の7債権国とオーストラリア。オブザーバー：カナダ、ニュージーランド、スイス。他にIMFとインドネシアが出席したが11億ドルの債権を持つソ連は招聘されなかった。

を除く)は3.6億ドルで、外貨準備高は約2千万ドルであり、自力での返済は不可能であった。東京で開催された会議の主要な議題は次の3点であった。

- ①インドネシアの債務返済方法
- ②インドネシアの経済を再建するための新規借款の供与額
- ③共産圏諸国を次回以降、本会議に招聘する否か

インドネシアのパンドラキ首席代表(財政省調査局長)は、1967年末まで大幅な国際収支の赤字が見込まれるため、債務返済の繰延べを要望し、各国は以下の2点で合意した。しかし、新規借款や債務の具体的な償還条件は決まらなかった。

①1967年末までの支払債務について繰延べる。繰延べの範囲は既に延滞している債権、および1967年末までに返済期日が到来する債権とし、6ヵ月以内に支払期日が到来するものは繰延べない。

②1966年12月にパリで第2回会議を開催し、ソ連も招請する<sup>150</sup>。

東京での合意通り、パリで第2回会議が開催されたが、既に債務交渉を終えていたソ連は参加しなかった。インドネシアの債務総額は利子を含めて約22億ドルとされ、西側諸国が10億ドル(内、日本は1億ドル)、共産圏への債務がソ連を含めて12億ドルと言われた<sup>151</sup>。本会議では以下の点が合意された。

①1967年末までに期限切れとなるインドネシアの中期・長期対外債務および、現在すでに延滞している全債務について支払期限を13年間繰延べる。

②1967年末までに再び会議を開催し、インドネシアの国際収支を見て債務軽減について検討する。

③1967年の春までに、オランダのハーグで別途会議を開き、新規借款等の供与について意見交換する。

クーデター前からインドネシアの財政収支は赤字であったが、1966年にはさらに大きな赤字を計上した。しかし、同国は各国との貿易再開と新規援助を得て1967年には財政が均衡し、1968年に黒字に転じた。1970年代は日本の対インドネシア輸出は順調に拡大した<sup>152</sup>。1980年代半ばまでインドネシアは一定のGNP比率で債務残高を維持し、公的および民間資金の融資のコミットメントを得た。

---

<sup>150</sup> ソ連は11億ドルの巨額債権を持っており、ソ連が債権の回収を急げばインドネシア経済再建は難しくなった。

<sup>151</sup> 前掲「アジアの動向 [インドネシア] 1966」、p162

<sup>152</sup> 輸出額：1970年113,689,629千円、1975年548,478,308千円、1980年780,380,133千円 出所：財務省貿易統計、貿易統計過去データ(1970年～1987年)

<https://www.customs.go.jp/toukei/suii/index.htm>

＜各国との個別交渉による新規援助額（共産圏諸国は除く）<sup>153</sup>＞

国名	A：1966年のブオノ副首相を団長とする経済使節団 <sup>154</sup> が得た借款（単位：万ドル）	B：ブオノ経済使節団以前（主に1965年9月のクーデター後に得た借款）（単位：万ドル）
日本	3,000	250（贈与）
オランダ	1,800（Bを含む）	6,930
フランス	400（Bを含む）	200
西独	1,900	4,070
インド	1,300	-
米国	3,600	1,950
英国	-	280（贈与）
イタリア	-	3,000
*重複を除くと計2億6,480万ドルとなる。		

＜1960年代のインドネシアの財政収支＞

第53表 インドネシアの財政収支（推定）

（単位：百万ルピア）

	1963	1964	1965	1966	1967	1968
財政収入	162	531	1,547	6,300	81,300	138,685
財政支出	279	840	2,894	18,600	81,300	138,644
収支	△117	△309	△1,347	△12,300	-	+41

出所：昭和41年（1966年）世界経済白書 第53表<sup>155</sup>

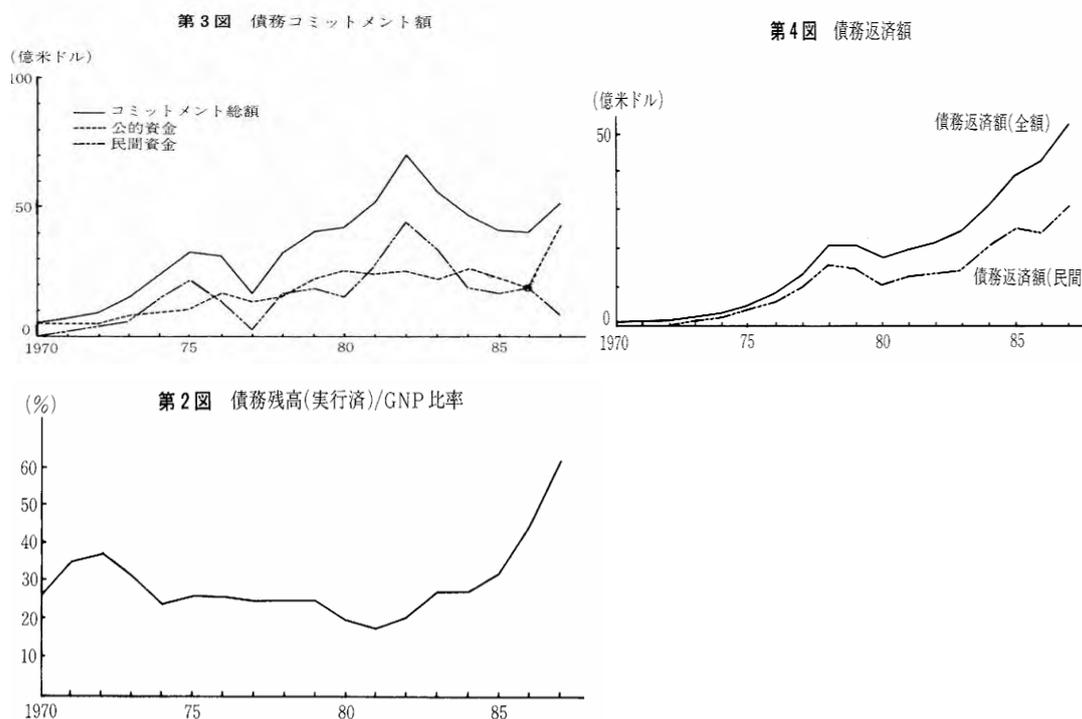
<sup>153</sup> 前掲「アジアの動向〔インドネシア〕1966」、p236を基に筆者作成

<sup>154</sup> 同上「アジアの動向〔インドネシア〕1966」、p155-p156

ブオノ副首相を団長とする経済使節団が訪日し、日本の経済援助を要請。佐藤首相、椎名外相、三木通産相、福田蔵相、藤山経企庁長官らと会談した。日本側関係閣僚会議での結果に基づき「日本側は3ヵ月以内に3000万ドルの円借款を供与する」との方針が伝えられた。椎名外相・ブオノ副首相会談に基づき共同コミュニケを発表され、3,000万ドルに関しては多分に政治配慮が働いていると言われた。関係各省は同国の政治・経済情勢の不安定性や使節団の具体性を欠く援助要請内容等から消極的であったとされる。行政の反対を押し切り政治が援助に踏み切ったのはインドネシア新政権に対する様々な思惑があったと推察され、佐藤首相も「日本にも事情があって決定した金額は決して楽なものではない。インドネシアの経済安定は重要でありそれがアジアの平和に必要である。新政府が対マレーシア紛争の早急な平和解決に努力することを期待し、国連や国際機関への復帰を心から希望する。緊急援助はインドネシア経済の再建に大きく貢献するよう民生安定のために積極的に使用することを期待する」と表明した。

<sup>155</sup> 内閣府 <https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we68/wp-we68san-53h.html>

## <1970年以降のインドネシアの債務負担>



出所：小松正昭「経済環境の変化と経済構造調整政策—インドネシア—」<sup>156</sup>  
 小松氏が World Bank, World Debt tables から作成

### 2-5-4 外貨不足によるその他の国の保険事故<sup>157</sup>

インドネシア以外の国の外貨不足によっても保険事故が生じた。具体的には、トルコ向け綿棒機の延払代金の支払いに対してトルコ政府のドル送金の許可が出ず、被保険者が代金回収不能に陥り輸出代金保険の事故が生じた。また、コロンビアにおけるドル送金不能やボリビア政府の外貨不足による支払拒絶が生じた。さらにイランの米ドル決済の輸入制限やアラブ連合の外貨送金遅延による保険事故があった。1966年度には、ガーナの外貨不足による外貨送金遅延が生じた。同国のエンマルク大統領失脚後<sup>158</sup>、新政権が対ガーナの債務繰延を要請し、相次いで大型の保険事故が発生した。同年12月にはロンドンで

<sup>156</sup> 小松正昭「第10章 経済環境の変化と経済構造調整政策—インドネシア—」（「国際経済環境と経済調整」アジア経済研究所発行（1990））

<https://ir.ide.go.jp/records/44610>

<sup>157</sup> 前掲「貿易保険40年のあゆみ」（1990）p231、p233

<sup>158</sup> 高根務「独立ガーナの希望と現実：ココアとエンクルマ政権、1951-1966年」国立民族学博物館研究報告31(1)：1-20（2006）

[https://minpaku.repo.nii.ac.jp/record/3977/files/KH\\_031\\_1\\_001.pdf](https://minpaku.repo.nii.ac.jp/record/3977/files/KH_031_1_001.pdf)

ガーナ債権国会議が開催されるに至った<sup>159</sup>。

これら一連の保険事故によって、通商産業省は輸出信用保険制度の創設以来の規模で保険金を支払い、財務基盤が大きく揺らぐこととなった<sup>160</sup>。輸出信用保険特別会計は、保険料収入をもとにした独立採算制をとっており、通商産業省は収支がバランスするよう 1952 年に保険料を 2 倍に引き上げたことがあったが、その結果、日本企業はコストの増加を避けるため、保険の利用を抑さえ保険の新規契約数が激減した。通商産業省はやむなく半年後に保険料を元に戻すことになった。

---

<sup>159</sup> 外務省「昭和 44 年度版わが外交の近況（1969 年度）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-2-1-8.htm>

ガーナは同国経済事情の悪化に伴い、1966 年 6 月 1 日以降同国の債務の支払いを停止。日本は 1966 年末の対ガーナ債権国会議の合意議事録に従い、1968 年、東京で債権繰延べに関する二国間交渉を行った。1966 年 6 月 1 日より 1968 年 6 月 30 日までに弁済期の到来する債権の 100%、および 1968 年 7 月 1 日より 1969 年 6 月 30 日までの債権の 50%（対象債権額は 518 万ドル）、ならびに未払い利子の支払い方法に関する合意をした。同年 6 月 14 日に交換公文の署名が行なわれ、それ以降に支払期限の到来する債権についての繰延べ交渉が行われた。

<sup>160</sup> 前掲「貿易保険 50 年のあゆみ」（2001）、p13

## 第3章：二度の石油危機と日本のプラント輸出の増加

### 3-1 海外投資の促進と製造業の高度化

1960年代に日本は自由経済の中に入り、各国の輸入規制や外貨不足に影響を受けながら海外市場を獲得し、高度経済成長の入り口に到達した。貿易保険は、輸出者が必要とする資金を金融機関から調達しやすい環境を提供し、民間資金の還流を促した。特に、貿易保険は海外市場の非常危険を低減することで寄与し、資源の確保を目的とした日本企業の海外投資を後押し、日本は貿易立国として高度経済成長期を迎えた。

1970年代に起こった二度の石油危機は世界の経済を大きく変え、OPEC諸国が莫大な国際収支の黒字を蓄積する一方で、石油輸入国は貿易赤字を計上した。エネルギーコストが上昇し、非産油国ではインフレが進み、経済成長が停滞した。石油危機に先立つ1970年、通商産業省は日本企業による海外投資を促進するため、輸出保険法を改正した。

#### 3-1-1 海外投資保険の拡充<sup>161</sup>

1970年の輸出保険法の改正で<sup>162</sup>、海外投資元本保険と海外投資利益保険が統合され、海外投資保険が創設された<sup>163</sup>。同保険は日本企業の海外投資の5%をカバーするに過ぎなかったため、利便性の向上が図られた。

付保の対象となる海外投資の範囲を拡大し、従来の株式等に加え、経営支配企業に対する長期貸付金債権、経営支配企業が発行する社債、合弁企業の相手方の出資金とするために日本企業が支援した長期貸付金債権、事業の用に供する権利等を対象とした。

また、投資元本については填補される危険の範囲を従来の収用・戦争リスクから拡大し、株式や権利等の喪失等による取得金が一定期間以上、送金不能となるリスクを追加した。

さらに、従来の填補要件は被投資企業の解散や持分の処分であったが、被投資企業が事業継続不能となる重大な損害を受けた場合も加え、填補率も75%から90%へ引き上げられた。

---

<sup>161</sup> 「第63回国会 衆議院 本会議 第18号 昭和45年4月9日」国会会議録検索システム  
<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/106305254X01819700409/7>

<sup>162</sup> 「輸出保険法の一部を改正する法律・御署名原本・昭和四十五年・第三巻・法律第五七号」国立公文書館デジタルアーカイブ  
[https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail\\_F0000000000000116849](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000116849)

<sup>163</sup> 前掲「貿易保険40年のあゆみ」(1990)、p255

<民間直接投資額> (上段：年度、下段：金額 (単位：百万ドル)) <sup>164</sup>

1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
98.4	68.4	76.7	39.3	87.4	68.5	48.9	90.8	144.1	265
1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	
356.2	844.3	3072.1	874.8	273.3	1184.1	1123.6	5014.5	3405.8	

<海外投資保険推移>

年度	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
引受件数	12	9	27	28	79	35	46	41	85	132
保険金額 (単位：百万円)	902	580	1,334	1,192	4,351	1,377	2,291	2,276	4,998	21,427

\*1970年は海外投資元本保険と海外投資保険の合算。

出所：「貿易保険50年のあゆみ」(2001)、p82

### 3-1-2 変動相場移行と輸出保険

1971年、米国のニクソン大統領が突然、同国の国際収支の悪化とインフレの高進に対応するため、ドル防衛策（「新経済政策」）を発表し、金とドルとの交換を停止した。これにより1944年にブレトンウッズで誕生した国際通貨体制は幕を閉じた。日本は1949年に始まった1ドル=360円の固定相場制から、1973年に変動相場制へと移行することとなった。

他方、日本政府は1971年に経常黒字を背景とした円の切り上げを回避するため、対外経済政策推進関係閣僚懇談会を開催し、円対策8項目（バンクローンの推進・資源前払金融の推進を含む）を決定し、臨時国会で輸出保険法の改正を行った<sup>165</sup>。これにより、輸出保険によるバイヤーズ・クレジット、バンクローン、融資買込<sup>166</sup>に係るリスクカバーが可能となった。通商産業省は、資本

<sup>164</sup> 1961年度～1964年度：通商産業政策史 第9巻 第三期 高度成長期(2)、p250-p251、第3-3-5表から民間直接投資額を抜粋。

1965年度～1979年度：「財政金融統計月報」財務省財務総合政策研究所編および「我が国の発展途上国に対する資金の流れ」

<1965年度～1974年度> (1976年6月版) <https://dl.ndl.go.jp/pid/2703211/1/35>

<1975年度～1977年度> (1977年6月版) <https://dl.ndl.go.jp/pid/2703247/1/40>

<1978年度～1979年度> (1984年6月版) <https://dl.ndl.go.jp/pid/2703307/1/41>

<sup>165</sup> 前掲「貿易保険50年のあゆみ」(2001)、p16

主な改正内容は、①バイヤーズ・クレジット、バンクローンに係るリスクカバーの実施、②融資買込に係るリスクカバーを実施可能とする。

バイヤーズ・クレジット (Buyer's credit)：金融機関が海外の買主（輸入者）を直接の貸付相手方とする延払の信用供与。

バンクローン：(Bank Loan) 金融機関が輸入国の金融機関に貸し付け、同金融機関が輸入者に転貸する延払の信用供与。

<sup>166</sup> 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 用語辞典

輸出の促進と輸出構造の高度化を目指し、知識集約型産業としてプラント輸出の促進を対外経済政策の支柱とした。1972年、プラント輸出でフルターンキー契約<sup>167</sup>が増加したため、従来の FOB 条件による輸出契約を前提とした輸出代金保険の運用が変更され、被保険利益は対象輸出貨物の所有権の移転に関わりなく、船積み時点から発生するとした。

### 3-2 二度の石油危機と保険

1973年の第4次中東戦争に起因する第一次石油危機では、OPECが原油の供給制限と輸出価格の大幅な引き上げを行った。国際原油価格は3カ月で約4倍に高騰し<sup>168</sup>、原油の値上がりはガソリン等の石油関連製品の値上げに直結したため、物価は瞬く間に上昇した。

これによって非産油国の国際収支は悪化し、企業の生産コストの上昇や収益の圧迫によって景気が後退した。日本政府は省エネルギー対策や円安による輸出の増加で危機を切り抜けようとしたが、国際収支は一転して赤字に転落し、急激なインフレによって旺盛だった経済活動にブレーキがかかった。1974年度の日本の実質 GDP 成長率は戦後初めてマイナスの-1.2%となり、経済成長率は大幅に鈍化し、日本の高度経済成長期が終わった<sup>169</sup>。

#### 3-2-1 プラント輸出の振興と OECD アレンジメント規制

油価の上昇によって産油国に蓄積された巨額のオイル・マネーが国際金融・資本市場を拡大し、欧米の民間金融機関を経由して中南米等の中進国・開発途上国向け融資として還流した。これらの融資は、比較的償還期間が短期でドル建て変動金利のものが多く、後の累積債務問題を生じさせる要因となった。また、産油国は自国の生産性を上げるため、設備の高度化を目指し、大型プラントの建設を次々に他国企業に発注した。この結果、プラント輸出に関する各国の競争が激化した。

通商産業省は、1974年に延払決済で生じる中長期の外貨建て信用供与で生じ

---

融資買鉱は、第三者の行う鉱山の開発に対して開発資金を融資することによって、その産出鉱産物を長期にわたり買い取る権利を得る方式である。

<https://oilgas-info.jogmec.go.jp/termlist/1001772/1001782.html>

<sup>167</sup> フルターンキー契約 (full turnkey contract) : 設計から機器・資材・役務の調達、建設および試運転までの全業務を単一のコントラクターが一括して定額で、納期、保証、性能保証責任を負って請け負う契約。

<sup>168</sup> 資源エネルギー庁【日本のエネルギー、150年の歴史④】2度の石油危機を経て、エネルギー政策の見直しが進む

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/history4shouwa2.html>

<sup>169</sup> 内閣府 GDP 統計 <https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je08/08b09010.html>

る為替リスクを低減する為替変動保険<sup>170</sup>を、1977年には輸出保証保険を創設した。これは、プラントの輸出者や海外建設工事の受注者が発注者に提出した銀行等の各種保証状（入札保証状・契約履行保証状・前受金返還保証状）を対象とする保険で、発行者である銀行等が、発注者の不当な履行請求を受けて被る損失を填補した。プラントの輸出者等が銀行等を被保険者として通商産業省と保険契約を締結し、同省は損失額の90%を限度に填補した。

自国の企業をより有利な公的輸出信用条件で支援するためには、資金が必要となる。政府予算で公的輸出信用を供与している国は、予算内で事業を行う必要があった。公的輸出信用条件の違いによって、自国企業が他国企業に劣後しないよう、他国の公的輸出信用条件を規制しようとする欧州の国が出てきた。その結果、1978年12月にOECD貿易委員会が事務局となり、参加国の間で公的輸出信用での支援条件を取り決めた紳士協定「輸出信用アレンジメント」が合意された。同アレンジメントの規定よりも譲許的な条件で支援を行う国は、OECDで批判され支援条件の是正を求められた<sup>171</sup>。

### 3-2-2 中南米諸国の債務不履行と輸出保険<sup>172</sup>財政の悪化

1978年末以降、OPEC（石油輸出国機構）が段階的に大幅に原油価格の値上げを実施した。1979、イラン革命を契機にOPECは1、4、7月と原油価格を引き

---

<sup>170</sup> 輸出契約の代金又は技術提供契約の対価の一部又は全部が外国通貨建てとなっている場合で、保険申込日と決済日の対円為替レートを比較し、後者が3%を超えて円高となったことによって被保険者が受ける損失を填補する保険。

<sup>171</sup> 「OECD輸出信用アレンジメント」第1章第2条STATUS、輸出信用アレンジメントは紳士協定とされているが実際は規制に近いと言われている。

“The Arrangement, developed within the OECD framework, initially came into effect in April 1978 and is of indefinite duration. The Arrangement is a Gentlemen’s Agreement among the Participants; it is not an OECD Act, although it receives the administrative support of the OECD Secretariat.”

[https://one.oecd.org/document/TAD/PG\(2023\)7/en/pdf](https://one.oecd.org/document/TAD/PG(2023)7/en/pdf)

「第2回海外面的開発に係る公的関与に関する研究会」（2017年）

[https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk144\\_3.pdf](https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk144_3.pdf) 前田充浩 産業技術大学院大学教授（当時）によると、1950年代、欧州主要国はGATTの場を通じて米国の輸出信用を規制しようとしたが、米国は自国の輸出信用には公的支持が入っていないことを理由に規制を拒み（米国輸出入銀行は債券発行で調達した資金で公的支持のない輸出信用を供与していた）、1973年第一次石油危機で米国の金利が高騰し公的支持付きの欧州主要国の輸出信用の金利より高くなったことから公的支持付きの輸出信用を開始した。

<sup>172</sup> 1950年度に設置された輸出信用保険特別会計は、1953年度に輸出保険特別会計に改編された。さらに1987年度に貿易保険特別会計に改められ、貿易保険事業が独立行政法人化された2001年度からは貿易再保険特別会計となった。その後、日本貿易保険の株式会社化に伴い2000年度に閉じられた。

[https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy\\_history/series/h1-12/3\\_1\\_3.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/h1-12/3_1_3.pdf)

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h13/2001-h13-1059-0.htm>

上げる第二次石油危機が起き<sup>173</sup>、再び世界経済が混乱した。

さらに1980年にイラン・イラク戦争が勃発し、国際原油価格は約3年間で約2.7倍に跳ね上がった。1973年の第一次石油危機以降の長い景気低迷から立直り始めた日本経済にも影響を与えた。中南米諸国では政府の多くが債務不履行に陥り、パリクラブで付保商業債権に関しては相次いで政府債務の繰延や削減が合意され、保険事故として処理された。

1973年に引き続く石油危機による保険金支払によって、輸出保険特別会計の財務は悪化の一途をたどった。通商産業省は、財政融資や一般会計からの繰り入れを継続して行い、1980年代末には同特別会計<sup>174</sup>は巨額の累積赤字を抱えることとなった。

### 3-3 IJPCプロジェクトの破綻と巨額の保険金<sup>175176</sup>

IJPCプロジェクトは日本とイランの共同事業であり、ペルシャ湾沿岸のバンダルシャプール近隣の油田の石油随伴ガスを原料に大規模な石油化学コンプレックスを建設するものであった。当時、イランはパハラヴィ国王が統治し、中東で最も安定した発展性に富む国とされた。イランは石油資源をただ原油として輸出するだけでなく、石油採掘に伴い発生する随伴ガスを有効活用する近代的な化学工場操業の技術移転を受けたいと望んでいた。

IJPCはイラン法人Iran-Japan Petrochemical Co., Ltd.の略称であり、イランのNational Petrochemical Company(国営石油化学会社、略称NPC)と日本法人の海外投資会社イラン化学開発株式会社(英文名Iran Chemical Development Co., Ltd. ICDC)が50%ずつ株式を保有した。

ICDCの主要株主は三井物産、三井東圧化学、東洋曹達工業(現東ソー)、三井

---

<sup>173</sup> 【日本のエネルギー、150年の歴史④】 2度の石油危機を経て、エネルギー政策の見直しが進む(資源エネルギー庁)

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/history4shouwa2.html#:~:text=OPEC>

<sup>174</sup> 1987年度に貿易保険特別会計に改編された。

<sup>175</sup> 「IJPC最後の集い 記憶が繋ぐ 未完の事業」(2023年11月13日) 化学工業日報

<https://chemicaldaily.com/archives/381438>

「IJPC最後の集い サイト被爆も続く絆」(2023年11月14日) 化学工業日報

<https://chemicaldaily.com/archives/382226>

「IJPC清算(1990年) イラン革命・戦争が翻弄 カントリーリスク、教訓に」(2013年7月28日) 日本経済新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGKDZ057831850X20C13A7TY8000/>

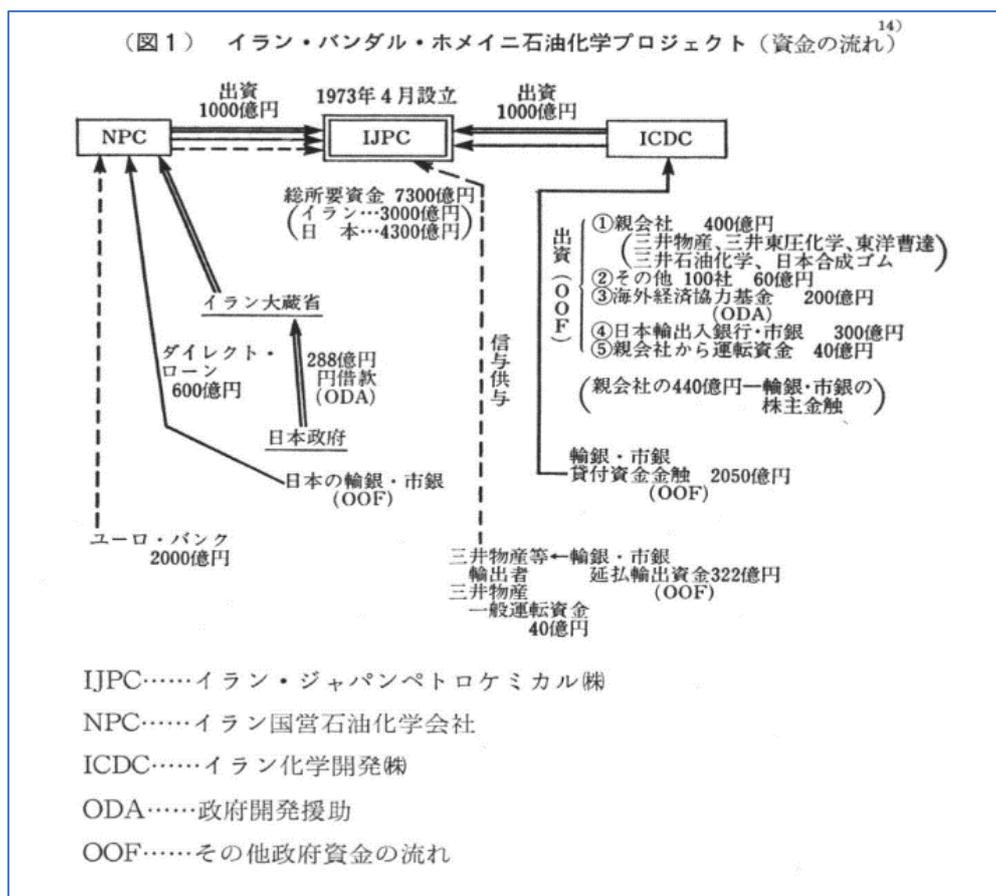
<sup>176</sup> 梅野巨利「イラン・ジャパン石油化学プロジェクト誕生過程の史的分析」(国際ビジネス研究第1巻第2号、p133-p145)(2009年)

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaibs/1/2/1\\_KJ00006221315/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaibs/1/2/1_KJ00006221315/_article/-char/ja/)

石油化学工業、日本合成ゴムの5社で<sup>177</sup>、1971年にNPCとICDCは合弁事業基本契約(Basic Agreement、略称B/A)を締結しIJPCが設立された。

他方、日本は当時の原油総輸入量の約40%をメジャー経由でイランから購入しており、経済発展を維持するため同国との関係は重要であった<sup>178</sup>。イランの要望に応え、同国に石油化学工場を建設・操業する計画の成功を日本政府<sup>179</sup>も産業界も期待した。

<IJPCプロジェクト関係図>



出所：前田幸一「経済援助とカントリーリスク」、「危機と管理」第12巻、p100

<sup>177</sup> ICDCの清算時、5社でICDCの81%の株式を保有していた。

<sup>178</sup> 「IJPCプロジェクト史—日本・イラン石油化学合弁事業の記録—」IJPCプロジェクト史編纂委員会 (IJPCプロジェクト史：日本・イラン石油化学合弁事業の記録、IJPCプロジェクト史編集委員会、1993.3) <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000136-I1130000796648828800>, <https://www.knak.jp/munikai/japan/ijpc-history.htm>

<sup>179</sup> IJPC閣議決定に関する質問主意書

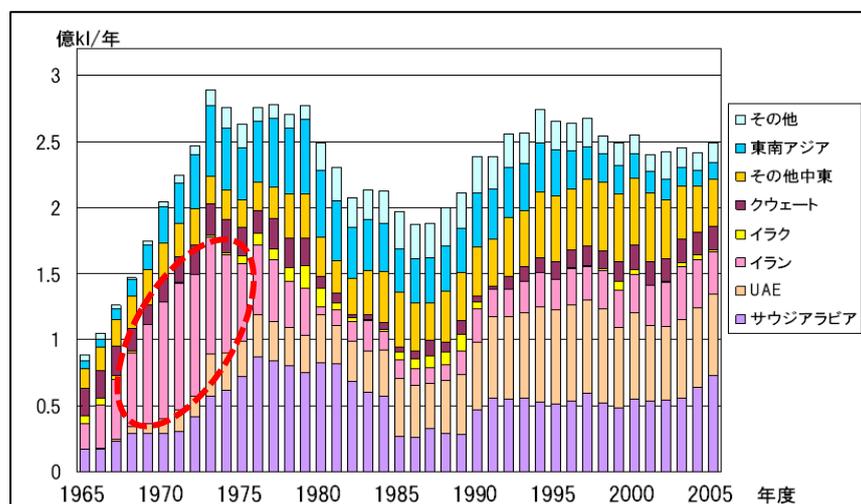
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/096/syuh/s096012.htm>

IJPC閣議決定に関する質問主意書への答弁書

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/096/touh/t096012.htm>

(1984年)、日本リスクマネジメント学会発行<sup>180</sup>

### <日本への原油供給国および供給量>



出所：原子力百科事典「ATOMICA」<sup>181</sup>

#### 3-3-1 相次ぐ非常危険の発生

1973年の秋に第一次石油危機が起り、IJPCプロジェクトのプラント建設費用は大幅に膨らんだ。本格的な建設工事がようやく1976年に始まったが、その2年後にイラン革命が起こり工事中断となった。革命政府は本プロジェクトの完成を望み、工事再開準備が始まったが、今度はイラン・イラク戦争が勃発した。1980年にイラク空軍機が建設現場を爆撃し、1988年に休戦協定が成立するまでに通算20回の爆撃を受け、重量ベースで85%は完成していた石油化学工場の施設に致命的な損害を与えた。

戦争中もイラン側は工事再開を求めたが、日本側はB/Aに基づくプロジェクトの事業性は完全に失われたと主張した。その後一時的な妥協によりB/Aの補完協定が結ばれ、工事再開が試みられたが空爆の激化により再度中断した。IJPCプロジェクトの取扱いをめぐる日本とイランの議論は、1988年にイラン・イラク戦争の休戦協定が成立した後も続けられた。1989年に話し合いが成立し、合弁事業解消合意書(Deed of Separation)が締結された。IJPCプロジェクトはB/A締結後、18年を経て解消された。

#### 3-3-2 海外投資保険事故による過去最大の保険金額

本プロジェクトへの巨額の投融資には海外投資保険が付保されていた。保険

<sup>180</sup> [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jarms/12/0/12\\_89/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jarms/12/0/12_89/_article/-char/ja)

<sup>181</sup> [https://atomica.jaea.go.jp/database\\_fig.html](https://atomica.jaea.go.jp/database_fig.html)

金請求と支払には保険事故の原因である設備の被害の程度を判定する必要があったが、それは困難な作業となった。2024年度に至るまで過去最大の保険金支払いを行った案件となった。1989年に合弁事業解消契約が締結された直後から、ICDCはサイト被害調査団を現地に派遣し、損害鑑定会社の東京損保鑑定株式会社が調査した。通商産業省は長期貿易保険課長が社団法人日本海事検定協会の専門家と現地調査を行い、支払保険金を査定した。ICDCは調査結果をもとに損害額を算出し、貿易保険法と約款に基づき1991年に保険価額1,662億円に対して930億円の保険金請求を行った<sup>182</sup>。他方、通商産業省は査定結果から支払保険金を777億円と決定し、1991年7月31日ICDCに支払った<sup>183</sup>。当時、世界最大の保険金額と言われ、中南米政府の債務不履行による保険金支払いも続いていたため、貿易保険特別会計は破綻状態となった。

<旧IJPCプロジェクトサイト>

IJPC	IJPCの推移	イラン中東
10月イラン石油化学事業合併契約	72	10月第4次中東戦争、石油危機
4月IJPC設立	73	
	74	
6月現場で試験くい打ち開始	75	
	76	
10月工事従事者約1万人	77	5月国王打倒運動、全土に拡大
7月工事再開の覚書	78	1月パーレビ国王出国
10月IJPC「不可抗力宣言」	80	2月ホメイニ師帰国、イラン革命
5月事業再開・継続で合意	81	11月テヘランの米国大使館占拠
10月日本人全員、テヘランへ避難	82	9月イラン・イラク戦争
	83	
	84	
	85	
	86	
	87	
10月合併事業解消で合意	88	8月イ・イ戦争停戦
2月合併解消合意が発効	89	6月ホメイニ師死去
	90	

プラントはイラン側の手により1994年に完成した=共同



出所：「IJPC 清算（1990年）イラン革命・戦争が翻弄 カントリーリスク、教訓に」日本経済新聞（2013年7月28日）<sup>184</sup>

### 3-4 開発途上国の債務問題の始まりと輸出保険特別会計の財務悪化

1970年代後半からの一次産品価格の下落により、一次産品の輸出に依存した開発途上国の国際収支は悪化した。アルゼンチン、ブラジル、インドネシア等の政府は国の経済規模をはるかに超えた対外債務を抱え、パリクラブで債権国

<sup>182</sup> 脚注177の調査参照。

<sup>183</sup> 脚注177の調査参照。「通産省はこれに基づき査定作業を行い、保険金を777億円と決定し、1991年7月31日ICDCに支払った。ICDCと親会社5社は通産省の査定金額に不満であり、不服申し立てを行うべきか、それとも受入れべきかを慎重に協議した末、8月16日にこれを受け入れることを、ICDCから通産省へ回答した。」

<sup>184</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGKDZ057831850X20C13A7TY8000/>

に債務の繰延を求めた。1955年～70年には、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア等の7か国で17件のリスケジュール(債務繰延)が実施された。

1970年代は債務繰り延べをした開発途上国の数は年平均3か国だった。日本企業の商業債権のうち、輸出信用保険が付されているものについては、輸出保険特別会計から巨額の保険金支払いがなされた。

1980年代は、主にこれらの中進国の累積債務問題がさらに深刻化し、通商産業省は1970年代以上の巨額の保険金支払いを行った。これにより保険事業の財務の悪化が続き、保険料収入だけでは返済できない規模の累積債務を負うこととなった。財務状態が改善されないまま、通商産業省は日本企業の輸出・海外投資を支援するため、保険事業を継続した。

## 第4章 中南米諸国の累積債務問題と貿易保険事業の財務危機

### 4-1 脆弱な中南米諸国の経済構造

1960年代から1970年代にかけて生じた開発途上国・中進国政府の債務不履行は例外的なケースであったが、1980年代は中南米諸国を中心に債務不履行が多発した。石油危機による世界経済の減速と保護主義の台頭で貿易が抑制された。1980年から中南米諸国の主要輸出品目である一次産品の価格と輸出量が落ち込み、外貨収入が減少した。中南米諸国は、農産品や鉱物等一次産品の輸出に依存する弱い経済構造の国が多く、輸出先の景気動向や一次産品価格の影響を受けやすかった。

他方、米国では1979年頃から10%台の高インフレが続き、これに対処するため、1977年をはじめに約5%であった政策金利を1981年には19%まで引き上げた<sup>185</sup>。中南米諸国の対外債務は、米国の商業銀行によるドル建ての変動金利によるものが多く、この米国の利上げに連動して、その対外債務の金利も上昇し、債務返済の負担が急速に増加した。また、米国の利上げは中南米諸国との金利差を縮小させ、より高い安定性を有する米国への投資需要が高まり、投資資金が中南米諸国から米国へと流出し、中南米諸国の通貨の対ドルレートが下落した。

#### 4-1-1 メキシコ政府の債務不履行

1982年8月、メキシコ政府は対外債務の支払いが困難となった旨、国際金融機関等と国民に通告した。債務不履行の主因は、①メキシコの輸出品である一次産品価格が低迷したこと<sup>186</sup>、②ドル高・高金利により欧米の商業銀行からの借入による元利払いが膨らんだこと、③新規借り入れの過半がこれらの元利返済のために費消されたことであった<sup>187</sup>。

メキシコ政府の債務不履行は、開発途上国債務に対する欧米金融機関の信用を失墜させ、債務国向けの新規融資が激減した。その結果、資金繰りがさらに

---

<sup>185</sup> 「通商白書 2023年度」p66、第1章 減速感を強める世界経済「コラム1 1980年代の中南米の累積債務問題」<https://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2023/pdf/1-1-c1.pdf>

<sup>186</sup> 「不均衡縮小傾向の中で拡大続く世界経済 4. 一次産品価格の動向（経済企画庁）  
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we88-1/wp-we88-00202.html#sb2.2.4> 一次産品価格（SDR建て、除く原油）は、1970年代の2度の石油危機を契機として大幅に上昇したが1980年代に入って次第に下落へと転じていった。

<sup>187</sup> 前掲「昭和63年 世界経済白書 本編 変わる資金循環と進む構造調整」第2節 やや高まりを示す物価上昇率 第2章 変貌する世界の資金循環 第4節 発展途上国債務問題の新たな展開 1. さらに増大する発展途上国債務（経済企画庁）  
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we88-1/wp-we88-00304.html>

厳しくなった開発途上国の多くは、元利金の支払いに窮し、金融機関に債務繰延を要請する事態となった。

片岡（1998-05）<sup>188</sup>によると、メキシコのデット・サービス・レシオ（debt service ratio:元利支払額/輸出額）は、1971年から1976年のエチェベリア政権期には年平均40.4%であったが、1977年から1982年のポルティージョ政権期には、年平均47.4%にまで上昇した。輸入が年々増え、経常収支は1982年まで一貫して赤字であった。

また、新規借入金の使途の自由度を示すネット・トランスファー率（長期債務実行額-元利払い/長期債務実行額）は、1971年から1976年には年平均43.3%であったが、1977年から1982年にはわずか8.8%にまで低下した。つまり、新規借入額のうち9割は過去の債務の元利払いに向けられ、それ以外に利用できるのは1割にも満たない金額であった。1979年にはネット・トランスファー率は4.5%にまで落ち込み債務増加の悪循環となった。

#### 4-1-2 累積債務問題の深刻化と国際社会

1982年当初は、開発途上国・中進国の債務不履行は、単に一時的に流動性が不足していることが要因であると認識され、元本の支払いを繰延べ、短期流動性を供給すれば対処し得ると考えられていた<sup>189</sup>。

しかし、1983年にアルゼンチン、ブラジル、ペルー等の中南米諸国の政府が次々と利払いが困難な状況に陥った。1985年にペルー政府は一方的に利払いを輸出額の10%を上限とした。ブラジル政府と金融機関の債務繰延交渉は難航した。1980年代後半、累積債務問題の深刻化に伴い、債務国の長期的な返済能力に問題がある場合には、単に債務を繰り延べするだけでは解決できないため、元本の削減が必要であるとサミット等の場で指摘されるようになった。このような中、1985年10月の世銀・IMF総会で、ベーカー米国財務長官は債務問題の解決のために次のような提案を行った。

- ①主要債務国は構造調整を行うこと
- ②IMF・世界銀行および IDB 等の地域開発機関が累積債務問題へ積極的に関与すること
- ③商業銀行は200億ドルのニュー・マネーを供給すること

---

<sup>188</sup> 片岡伊「メキシコの対外債務と金融改革(1)」大阪市立大学経営学会 経営研究 49 (1)、1-24, 1998-05

<https://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/contents/osakacu/kiyo/DB00000489.pdf>

<sup>189</sup> 同上 片岡（1998）

この提案では、債務国が対外債務を返済するためには債務国の経済成長が必要であるとされ、債務国に市場志向型の政策を求めた。また、IMF・世銀からの融資と商業銀行からの新規融資が必要であるとされた。このような新規融資が必要とされた主要債務国は15ヶ国であり、その内10ヶ国が中南米諸国であった。中南米諸国向けの既存債権は、米国の商業銀行が最大のシェアを持っており、ベーカー提案は中南米諸国の政府と米国の商業銀行を救済するものだとの評価もあった。

欧州の商業銀行は、これら債務国の将来を不安視し、返済可能性の低い国への新規融資には抵抗した。米国の一部の商業銀行の中南米諸国からの撤退も続き、1987年9月の世銀・IMF総会では、開発途上国の債務対策として、新規融資の供与の際には各銀行がその参加形態を幅広く選択できるメニュー・アプローチ<sup>190</sup>が提案された。

1988年5月、OECD閣僚理事会で田村元 通商産業大臣が、累積債務問題に直面する開発途上国の活性化には貿易保険の拡充が重要であると世界で初めて述べた<sup>191</sup>。さらに、1989年には米国からブレイディ提案<sup>192</sup>がなされた。

#### 4-2 重債務国の返済能力の欠如とパリクラブ合意

債権国の公的支援が供与されている開発途上国・中進国の債務問題については、現在同様、パリクラブで議論された。1980年代の初めまで、パリクラブでは債務問題は債務国の一時的な流動性の危機と認識され、債務の償還期間の延長で対応していたが、1980年代後半になると最貧国の累積債務問題は単なる流

---

<sup>190</sup> 前掲「昭和63年 世界経済白書 本編 変わる資金循環と進む構造調整」

第2章 変貌する世界の資金循環 第4節 発展途上国債務問題の新たな展開 3. 債務問題解決への動き(ベーカー提案からメニュー・アプローチへ)

<メニュー・アプローチ>

①貿易金融およびプロジェクト融資、②発展途上国政府・中央銀行保有債務の民間部門への振替、③優先弁済権的性格が付与された債務国債券(ニュー・マネー・ボンド)の購入、④既存貸付債権を証券化し、将来の新規融資負担義務が免除されるエクジット・ボンドへ転換する、⑤現地通貨株式への転換可能証書や債券への転換、⑥外国投資家に対し、債務国の対外債務を見返りに当該国への直接投資を行うためにその株式を取得してもらう債務の株式化、⑦一定範囲での金利支払いの元本への組入れ等。

<sup>191</sup> 「貿易保険」(2001年2月号、財団法人貿易保険機構発行)、p33

<sup>192</sup> 1989年3月10日にワシントンの米国の国務省において、ニコラス・F・ブレイディ財務長官が「宮澤構想」を基にした債務問題に関する発表を行った(ブレイディ提案: The Brady Plan)。骨子は、①債務国はIMFとの中期的な構造改善を行うための拡大信用供与取極を結ぶ、②商業銀行は債務国の債務を一定割合削減する等のメニューから望ましいオプションを選択する、③IMF・世界銀行は債務削減後の債務の元利支払いをより確実にするための信用補完措置を行うというものであった。

参考: ペドロ=パブロ・クチンスキー「中南米債務」サイマル出版会(1990年)、「国際協力事業団25年史」国際協力事業団(1999年)

動性の欠如によるものではなく、経済的な構造による返済能力の問題であり、債務の繰延だけでは解決しないとの認識が高まった。問題の解決には、債務国の適切なマクロ経済政策と効率的な投資の実施によって債務国の返済能力を增強することが必要とされ、開発途上国への適切な資金供給を継続的に支援し、民間資金を還流させることが重要とされた。

なお、パリクラブでの債務救済措置の対象は、債権国と債務国の二国間債務であり、最貧国の債務で大きな部分を占める国際金融機関への債務は当時、救済対象とされていなかった<sup>193</sup>。

#### 4-2-1 累積債務問題と日本政府

1988年のトロントサミットでは、重債務貧困国に対し債務の繰り延べを行うだけでなく債務削減が合意され、同年のパリクラブにおいて債務国政府が負う非ODA債権の33%を削減するトロントスキームが合意された。中南米諸国の累積債務は、それまでの「国家の債務は返済される」と言う債権国の認識を歴史的に転換させた。

日本政府はトロントサミットで中南米諸国等の債務不履行に総額300億ドル以上の資金還流措置をコミットし、1988年9月末までに約8割を実施した。1989年9月のIMF・世界銀行総会では、日本政府は中所得国向け債務問題解決の新たなメニュー項目(いわゆる宮沢構想)を提案した。その主な内容は次のようなものであった。

- ①債務国が中期的構造調整計画をIMFと合意する。
- ②同計画を支援するため先進国および国際金融機関は資金フローを強化する。
- ③債務国と銀行で本スキームの対象となる既存債務の一部を債券化、残りの非債券化部分につき、適切な条件でその元本の返済期限を延長する。
- ④債務国は債券化部分、非債券化部分のそれぞれに対応して債務支払いの確実性の強化のための準備勘定をIMFに設けIMFが管理する。

トロントスキームでは日本政府は返済金利の削減を行い、元本そのものの削減は行わなかった。具体的には対象債権の金利を市場金利よりも低く設定し、最長で25年(据え置き14年間を含む)の繰り延べで対応した。しかし、後年、徐々に削減率が拡大し、重債務国の債務には100%削減も導入されるようになった。保険付き商業債権においては、2002年にパリクラブで合意された

---

<sup>193</sup> 1996年、国際金融機関や商業債権者をも包含し、重債務貧困国(HIPCs)の債務を持続可能なレベルまで低減することを目的とした「HIPCイニシアティブ」がリヨンサミットで合意された。1999年のケルンサミットでは、それが拡充され、拡大HIPCイニシアティブ(ケルン債務イニシアティブ)となった。

後、2004年にコンゴ民主共和国向と日本政府の二国間合意がなされ締結された Exchange of Notes (E/N: 交換公文) により、初めて元本が削減された<sup>194</sup>。

累積債務問題の深刻化に伴い、1996年のリヨンサミットで「HIPC イニシアティブ」が合意され、重債務国の債務を持続可能なレベルまで低減することを目的とした債務削減措置には、国際金融機関も包含され、債務削減措置もとられるようになった<sup>195</sup>。

＜パリクラブにおける債務救済策＞

救済措置	クラシックターム	発展的解消		発展的解消		発展的解消	
		トロントターム	ヒューストンターム	ロンドンターム	ナポリターム	リヨントターム	ケルンターム
導入時期	パリクラブが債務国に適用する標準ターム	1988年5月 トロントサミット ↓ ロンドンタームに 置換え	1990年7月 ヒューストン サミット	1991年7月 ロンドンサミット ↓ ナポリタームに 置換え	1994年7月 ナポリサミット	1996年6月 リヨンスミット ↓ ケルンタームに 置換え	1999年6月 ケルンサミット
適用対象国		最貧国	低所得国	最貧国	最貧国	重債務貧困国 (HIPC)	重債務貧困国 (HIPC)
削減率	なし	33%	なし	50%	67%	80%	90%もしくは それ以上 (我が国をきめ G7は100%)
繰延期間	10年 (うち据置5年)	最長で25年 (うち据置14年)	ODA:最長で20年 (うち据置10年) 非ODA:15年 (うち据置2~3年)	最長で30年 (うち据置12年)	最長で40年 (うち据置16年)	最長で40年 (うち据置16年)	最長で125年 (うち据置65年)
概要	IMFプログラムを締結し、リスクが必要とされた債務国に対して、原則として10年(うち据置5年)の繰延	非ODA債権の33%削減 最長で25年(うち据置14年)の繰延	ODA債権は最長で20年(うち据置10年)の繰延 非ODA債権は15年(うち据置2~3年)の繰延	非ODA債権の50%削減 最長で30年(うち据置12年)の繰延	非ODA債権の67%削減 最長で40年(うち据置16年)の繰延	80%の削減 最長で40年(うち据置16年)の繰延	ODA債権は100%、 非ODA債権は90% 又はそれ以上 90%削減の場合、 最長で125年 (うち据置65年)
特色	パリクラブによる債務救済の必要性を示す適切なIMFプログラムを実施している国はクラシックタームによる措置を受けられる	最貧国向けに、初めての削減ターム	最貧国向けには、トロントタームが既に適用されていたので、低所得国向けに新たに設けられた	トロントタームを拡充・強化し、削減率の引き上げ及びストックベース・リスク移行の検討	ロンドンタームを拡充・強化し、削減率の更なる引き上げ、繰延期間の長期化を実現 従来のマチュリティーベース・リスクに加え、ストックベース・リスクをも選択肢として可能にした	重債務貧困国(HIPC)の国際機関(IMF、世銀等)に対する債務負担の軽減を含む包括的な債務救済措置	リヨントタームをさらに拡充・強化したターム ODA債権はボランティアベースで帳消し

出所：(株)日本貿易保険<sup>196</sup>

<sup>194</sup> パリクラブ合意後、二国間でE/Nが締結されるまでには1~2年かかることが多い。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h\\_16/y040415\\_1.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h_16/y040415_1.html)

<sup>195</sup> 外務省 ODA 白書 2006 年度版 第 II 部 第 2 章 第 2 節 2. 持続的成長 (7) 債務問題への取組

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06\\_hakusho/ODA2006/html/ho nbun/hp202020207.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/ho nbun/hp202020207.htm)

<sup>196</sup> <https://www.nexi.go.jp/paris-club/section5/index.html>

#### 4-2-2 国際合意による債務削減と貿易保険事業の財務破綻

貿易保険が付されている商業債権については、パリクラブで返済期間の繰延が合意されると、合意内容に基づいて二国間でE/Nが締結され、その条件に従って貿易保険事業は債務国からの返済を受ける。通商産業省は対象となった個々の保険契約を非常事故案件と認定し、被保険者に保険金を支払った。通商産業省は保険代位債権を取得し、繰延された期日に債務国政府から債権を回収した。

日本では、国際合意での債務削減はOECD・DAC（国際開発援助委員会）での経済協力（ODA）に該当するとして、1989年度から削減額の一部がODA予算で補填されるようになった。貿易保険付き商業債権の削減に対する交付金が一般会計から貿易保険特別会計に繰り入れられた。<sup>197</sup>これは、日本貿易保険が独立行政法人化、次いで特殊会社化した後も継続している。

なお、2024年までに貿易保険事業が債権放棄したパリクラブ債権は1兆141億円（元利合計<sup>198</sup>）に上る。経済産業省は、実績から貿易保険事業全体の回収率を約80%とし、パリクラブ合意で削減された債権の内、約8千億円は合意が無ければ回収できたものと試算している。過去、貿易保険事業への一般会計からの繰り入れ（交付金含む）は総額で3,305億円であり<sup>199</sup>、差額の約5千億円が貿易保険事業の負担となっている。交付金額は、貿易保険や一般会計の財政事情等を踏まえ、毎年の予算編成過程で決定されており直近5年度は約10億円となっている。

#### 4-2-3 貿易保険特別会計の財務危機

1980年代に通商産業省が輸出保険特別会計<sup>200</sup>から支払った保険金総額は約1兆946億円に上り、その内、約6,000億円は開発途上国の債務繰り延べによるものであった。また、保険金支払総額に対する回収率は27%に留まり、輸出保険特別会計の収支は悪化した。事業の運営資金を確保するため、1984年には年度を超えた借入金の借り換えを可能とする規定ができた。1985年には輸出信用保険制度創設以来、初めて資金運用部からの短期借り入れが実施された。

---

<sup>197</sup> 1989年の債務削減では、付保債権に関しては金利のみ削減され、それを補填するために日本政府のODA予算（交付金）で手当てされた。また2004年には二国間のE/Nに基づいてコンゴ民主共和国の債務が削減され、初めての付保債権の元本削減となった。

<sup>198</sup> 金利については、パリクラブ合意までは原契約に基づく遅延金利、合意後は繰延金利で計算される。

<sup>199</sup> 「経済産業省における行政事業レビューの取組について」（令和5年度）2. 対外経済関係の円滑な発展「0035株式会社日本貿易保険への交付金」

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2023/html/1-2saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2023/html/1-2saisyu.html)

<sup>200</sup> 1987年に輸出保険特別会計は貿易保険特別会計に改められた。

1987年、通商産業省は輸出保険審議会提言（1986年）に基づき、輸出保険法を貿易保険法に改正し、輸出保険特別会計は貿易保険特別会計に改称された（輸出保険法の一部を改正する法律（昭和62年3月30日法律第3号））。当時、日本政府は米国政府から日本の貿易黒字還流を求められていた。この法律改正によって新しい保険種<sup>201</sup>を創設し、開発途上国や中進国の累積債務問題の解決を促すとともに、日本企業が直面する多様な対外取引リスクを低減しようとした。

日本政府は、中南米諸国等の債務国の負担軽減のために公的債務のリスケジュールに応じた。これは債務国政府が返済するまでの間、日本政府が日本の民間企業に代金を立て替え、外貨不足に悩む債務国政府に返済資金を融資するのと同様の効果があった。しかし、繰り返されるリスケジュールにより保険金支払いが相次いだため、貿易保険事業は大きな赤字に陥った。通商産業省は財政融資による借り入れを増やさざるを得ず、1989年に借入金額は2,941億円に達し<sup>202</sup>、保険料収入のみによる事業運営は困難となった<sup>203</sup>。

1991年の貿易保険審議会中間報告では、貿易保険の財務基盤を整えることが求められた。同報告によると、1989年度の開発途上国の累積債務残高は約1兆3000億ドルであり、その内、日本の債権額は2,400億ドル（当時の為替レートで約34兆円）に上り、世界の20%を占めた。日本の債権額の内訳は、商業銀行等が18兆円、貿易保険（付保商業債権）10兆円、海外経済協力基金4兆円、日本輸出入銀行2兆円であり、貿易保険は日本の債権額の30%、世界の6%を占めた。貿易保険は、開発途上国への資金還流に大きな役割を果たす一方で、1992年の貿易保険特別会計借入金額は過去最多の6,886億円となった。

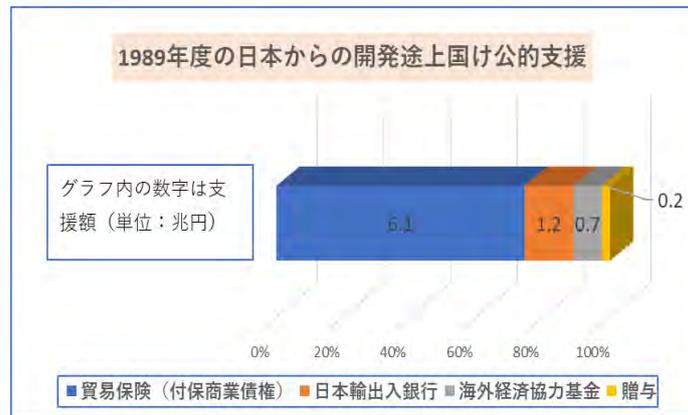
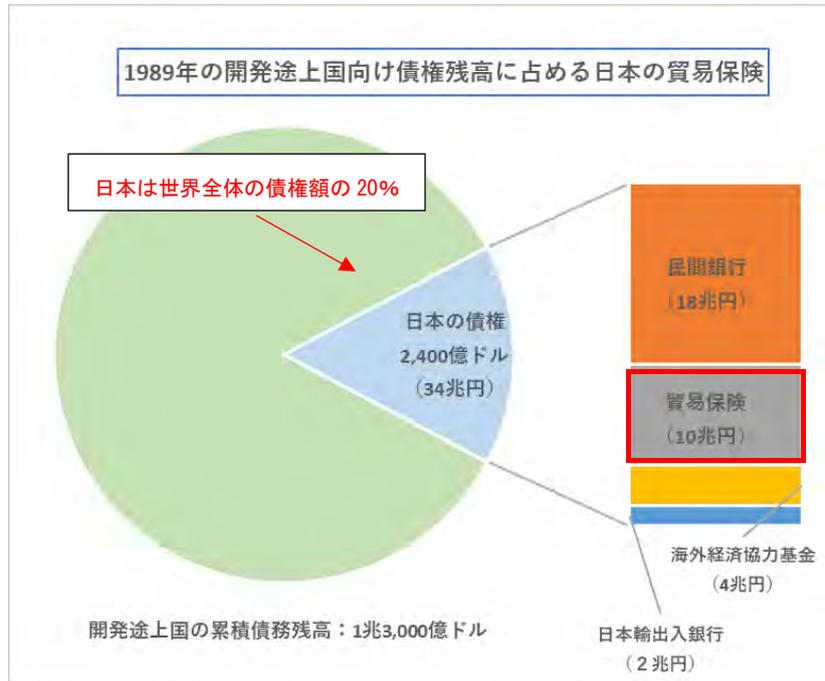
---

<sup>201</sup> 前掲「貿易保険50年のあゆみ」p29-p30 仲介貿易保険、前払輸入保険、技術提供等保険が新設され、輸出金融保険が廃止された。この改正で海外投資保険の拡充が行われ投資者の責めに帰さない投資先企業の倒産も填補可能となったが、帰責判断が困難なことから引受実績はなかった。

<sup>202</sup> 前掲「貿易保険50年のあゆみ」（2001年3月、財団法人貿易保険機構）p28-p29

<sup>203</sup> 1980年に起こったイラク・イラン戦争の際に、イラク軍の爆撃により事業停止に陥ったイラン・バンドル・ホメイニ石油化学（IJPC）プロジェクトには海外投資保険が付保されていた。イランとの外交関係、保険金の支払原資の不足、保険金査定の際の難航により、1991年度になってようやく777億円が支払われた。

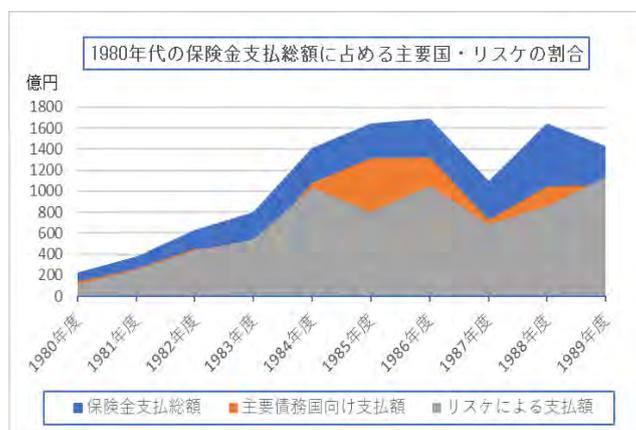
<開発途上国向け民間資金の還流と貿易保険>

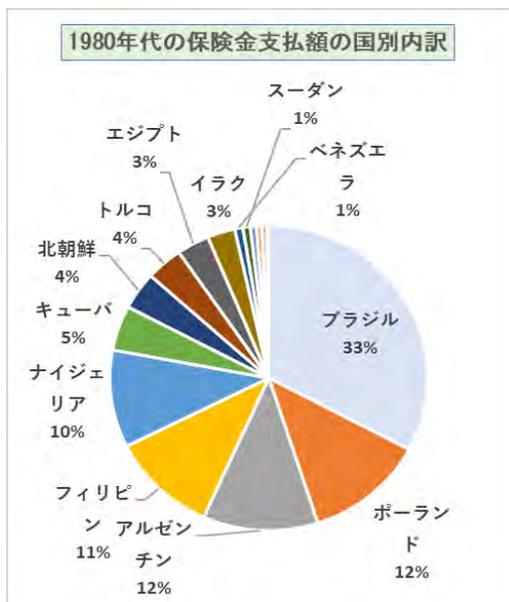


出所：「貿易保険審議会中間報告」（1991年6月10日）p20、p24、p27 を基に筆者作成。

＜1980年代の保険金支払金額推移＞

年度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	総額
保険金支払総額	221	376	627	805	1,415	1,642	1,690	1,095	1,648	1,427	10,946
主要国向け保険支払額	132	261	454	451	1,080	1,314	1,324	725	1,046	1,060	7,847
リスクによる保険金支払額	108	250	434	544	1,035	802	1,052	682	858	1,133	6,898
回収金	45	55	123	152	256	390	536	348	400	693	2,998
回収率（回収金/保険金支払総額）%	20	15	20	19	18	24	32	32	24	49	27
主要国：											
ブラジル				42	569	605	420	357	311	268	2,572
ポーランド		149	210	200	144	129	76	52			960
アルゼンチン			31			315	171	169	110	123	919
フィリピン						181	345	79	249		854
ナイジェリア				72	176				200	364	812
キューバ				95	126	84		68			373
北朝鮮							312				312
トルコ	92	87	115								294
エジプト									176	84	260
イラク										221	221
ベネズエラ					65						65
スーダン		9	50								59
ルーマニア			48								48
イラン	30	13									43
メキシコ				42							42
ザイール	8	3									11
ガーナ	1										1
ペルー	1										1





出所：前掲「貿易保険 50年のあゆみ」  
 (2001)、p27「パリクラブ合意の推移（貿易保険関係）」を基に筆者作成

#### 4-2-4 貿易保険事業の再建

1980年代後半、貿易保険特別会計は巨額の財政融資による借入金を抱え、事業継続に支障が生じていた。通商産業省は貿易保険事業を立て直すため情報収集を重ねた。当時の主管課である貿易保険課長であった荒井寿光氏は、世界でも指折りの保険の老舗であった英国のロイズ保険組合を訪ねた。ロイズの無限責任と言う考え方を知り<sup>204</sup>、国が引き受けた貿易保険は国が保険金を支払えなくなるまで支払うとの方針を固めた。

通商産業省は、貿易保険特別会計の建て直しには同事業への政府による増資

<sup>204</sup> ロイズの無限責任制度：保険金支払総額が収受した保険料総額を遙かに超える事態になった場合、メンバーは出資した資金を提供するだけでなく、個人の財産全部を提供する仕組み。1993年までの300年以上もの間、ロイズのメンバーは「最後のシャツのボタンまで売って保険金支払いに充てる。」といわれた無限責任を負う個人メンバーのみで構成された。1980年代末から1990年代初めに、過去に引き受けた再保険契約における多額の保険金支払いや異常災害の多発等により、多くのシンジケートが巨額の損失を計上。破産者を含めて多くのメンバーが脱退し、深刻な資本不足に陥った。2003年3月を最後に無限責任の個人メンバーの新規受入は停止された。現在は有限責任メンバーしか受け入れていない。

参考：

松岡 順「現代のロイズー ロイズの組織とその仕組みー」損保総研レポート 第90号 (2009.12) [https://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport090\\_2.pdf](https://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport090_2.pdf)  
 杉野文俊「ロイズのコーポレートガバナンスー 新生ロイズの復活と変貌についてー」日本保険学会 保険学雑誌 第610号 (平成22年9月発行)  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsis/2010/610/2010\\_610\\_133/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsis/2010/610/2010_610_133/_pdf)  
 小林 篤 (損保ジャパン日本興亜総合研究所) 亜細亜大学経営学部 2018年度後期「保険論」第3回 [https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/themes/sompori/assets/pdf/asia2018\\_03.pdf](https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/themes/sompori/assets/pdf/asia2018_03.pdf)

が必要とした。しかし、大蔵省は予算要求に厳しいシーリングを取り入れていた。貿易保険事業の運営責任は通商産業省にあり、増資の実現は容易ではなかった。そのため、まずは「貿易保険を始めとする輸出信用機関の弾力的な対応が累積債務問題の解決には必要」との国際世論を形成してから、国内への説明を行うこととした。財務省を始めとする国内関係者には、貿易保険特別会計の財務の危機的状況を説明し、その理解を得ることに努めた。

当時、G7では開発途上国の累積債務問題が課題であり、国際的な資金還流を維持するための債務繰延と債務返済のための新しい資金供与が議論の柱となっていた。1987年秋、通商産業省の荒井貿易保険課長は、米国の輸出入銀行ジョン・A・ボーン<sup>205</sup>総裁（当時）を訪ね、「各国の貿易保険機関は開発途上国の債務繰延で困難な状況にあるが、それでも貿易保険は世界の資金還流のために益々有効なツールになっている」と伝えた。さらに、荒井課長は7ヶ国の貿易保険の責任者が共同声明を出し、翌年のG7トロントサミットの経済宣言に声明の内容を反映させることを提案した。

ボーン総裁はこの議論を経て、貿易保険は累積債務問題を解決するための公的金融として有効であり、且つ日本の貿易黒字を還流させる手段としても重要であると認識し、非公式の会合M7（先進国7ヶ国貿易保険会合）<sup>206</sup>の立ち上げに同意した。米国輸出入銀行が各国に呼びかけ、1988年1月にワシントンで準備会合、3月に第1回会合が開催された。日本案によるM7の共同声明が出された。M7の「（貿易保険を含む）公的金融は世界の資金還流にとって重要である」との主張は、G7財務大臣会合を経て1988年6月19日に開催されたG7トロントサミットの経済宣言に盛り込まれた<sup>207</sup>。

一方、日本国内では産業構造審議会、自民党商工部会が開催され、齋藤英四郎経団連会長、三村庸平日本貿易会会長等が貿易保険の基盤強化を強く求めた<sup>208</sup>。また、田村元通商産業大臣が宮澤喜一大蔵大臣や竹下登総理に働きかけ、

---

<sup>205</sup> <https://cleantechlaw.com/teams/john-bohn/>

<sup>206</sup> 7ヶ国の貿易保険の責任者が共通のポジションを作る世界の主要なECAsの会合で、G7と混同しないようM7と称した。通商産業省 荒井貿易保険課長（当時）が考案。現在はG7のECAsによる公式会合として継続されている。

<https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2023052201.html>

<sup>207</sup> 経済宣言（仮訳）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toronto88/j14\\_a.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toronto88/j14_a.html)  
25. 公的融資は、パリクラブ（1983年以来、730億米ドルの元本と金利が繰り延べされてきた）、および輸出信用供与機関の柔軟な方針を通じ、債務戦略において中心的役割を果たしてきている。（後略）

<sup>208</sup> 前掲「貿易保険」（2001年2月号、財団法人貿易保険機構発行）、p2-p5、p32-p34  
通商産業省は1987年から貿易保険事業への資本繰り入れのための予算要の検討を開始したが、貿易局は東芝ココム事件対応に注力せざるを得なかった。その間、荒井貿易保険課長が省内の貿易保険関係課と問題の抽出と解決について検討し、貿易保険審議会での議論も

最終的に竹下総理の裁断がなされた<sup>209</sup>。大蔵省と通商産業省は貿易保険特別会計の再建について包括合意に達し、それまで70億円であった資本金をその15倍に相当する1,002億円まで引き上げるようになった。1988年度に補正予算で900億円、1989年度に一般予算から32億円が繰り入れられた。

### <貿易保険事業の資本金額の推移>

#### 資本金総額

(単位：億円)

1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
70	970	1,002	1,439	1,759	1,965	2,193	2,435	2,683	3,102	3,329	3,471	3,912	4,018

また、前述のように、国際合意に基づき政策的判断で国が重債務貧困国等の債務削減のために債権放棄した場合、特別会計法に基づき当該債務削減による影響額の相当分を一般会計から貿易再保険特別会計に繰入れることが1989年度から可能となった。

1992年度以降は保険代位債権の回収も順調に進み、貿易保険特別会計の借入金は1999年度末に完済された。さらに、2000年度からは余裕金が生じ、これを財政融資資金（旧資金運用部資金）に預託する等、本会計の財務は以前に比べて大きく改善された<sup>210</sup>。

開始した。1988年4月に畠山襄貿易局長は貿易保険の基盤強化を1989年度の新政策で思い切った手を打つべきとし、自民党幹部へ説明を始め、産業界とは保険料の値上げ40%で合意した。続いて熊野英昭貿易局長と荒井貿易保険課長は大蔵省、産業構造審議会、自民党への説明を行い、議論を行った。両者は、「貿易保険を使ったプラント輸出は、債務国が経済の立て直しに要する社会インフラを延払で入手することを可能にするものであり、国際的な資金還流の重要な手段。単に過去の保険引受案件への保険金支払いのために一般会計から増資を受けるのは難しいが、世界経済に必要な資金還流を促進するためであれば関係省庁や与党の理解も得られるのではないかと考えていた。

<sup>209</sup>前掲「貿易保険」(2001年2月、財団法人貿易保険機構発行、p33)「竹下元総理の早稲田大学の卒業論文は保険であったということもあり、極めて好意的であったのは幸運だった。」

<sup>210</sup>平成元年度決算検査報告第4章 歳入歳出決算その他検査対象の概要 第1歳入歳出決算 2 特別会計(会計検査院)貿易保険特別会計(26)通商産業省所管 貿易保険特別会計

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h01/1989-h01-0450-0.htm>

平成25年度 貿易再保険特別会計財務書類

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13022278/www.meti.go.jp/main/downloadfiles/boueki/boueki\\_25fyzaimusyoriui.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13022278/www.meti.go.jp/main/downloadfiles/boueki/boueki_25fyzaimusyoriui.pdf)

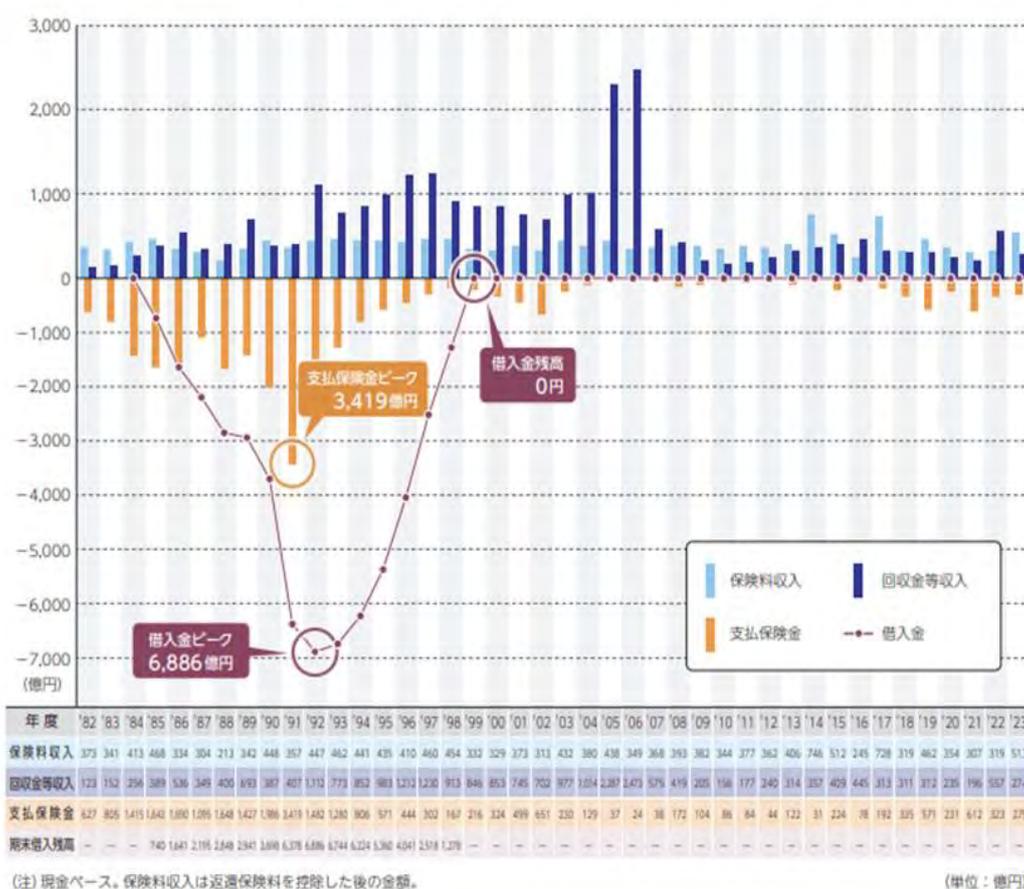
債務削減の歴史

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04\\_hakusho/ODA2004/html/hopen/hp202030207.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/hopen/hp202030207.htm)

他方、通商産業省はこれらの資金支援の前提として、①保険料の値上げ<sup>211</sup>、②保険利用者を増やすために自動車・家電・エレクトロニクス産業の理解を得て、包括保険の利用を取り付け、③保険代位債権の回収を約束し実行した。

＜1982年度～2023年度の貿易保険事業収支＞

### 貿易保険事業収支の推移



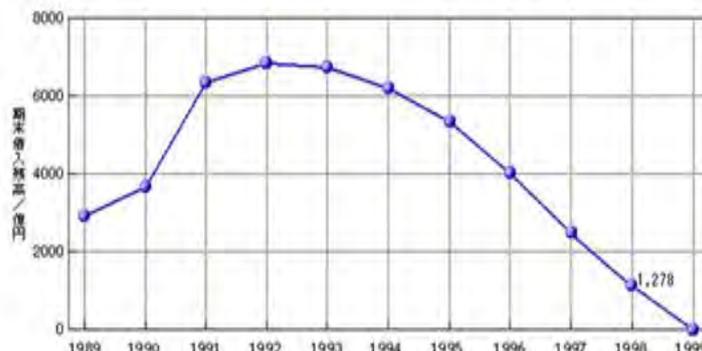
出所：株式会社日本貿易保険「2023年度 年次報告書」<sup>212</sup>

<sup>211</sup> 当時の通商産業省荒井貿易保険課長は、値上げの影響が大きいと想定された商社を始めとする大口保険利用者に個別に保険収支表を作成し、各社の社長に保険料引き上げのインパクトについて説明して回り、保険料値上げへの理解を得た。

<sup>212</sup> <https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2023-j.pdf>

### 期末借入残高の推移

貿易保険特別会計の期末借入残高は、順調な回収ならびに保険料収入等を反映して、1999年度において全額返済を完了しました。



出所：株式会社日本貿易保険「貿易保険事業収支の推移」<sup>213</sup>

<一般会計から貿易保険特別会計への繰り入れの例<sup>214</sup>>

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2009	2010	2011	2012	2013	2016
金額 億円	170.9	179.2	133.5	440.4	106	100	70	532.5	24	16	16	16	16	650

<sup>213</sup> <https://www.nexi.go.jp/corporate/profile/transition/index.html>

<sup>214</sup> データの出所：

外務省

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji97/n8\\_3\\_34.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji97/n8_3_34.html)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji99/n6\\_3\\_34.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji99/n6_3_34.html)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02\\_hakusho/ODA2002/html/siry/sr3150006.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02_hakusho/ODA2002/html/siry/sr3150006.htm)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04\\_hakusho/ODA2004/html/siry/sr3150006.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/siry/sr3150006.htm)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06\\_hakusho/ODA2006/html/siry/sr3150005.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/siry/sr3150005.htm)

首相官邸

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryoku2-2-3.pdf>

独立行政法人 日本貿易保険

[https://www.nexi.go.jp/corporate/general/administrative/report/pdf/ol\\_houkoku\\_main2016.pdf](https://www.nexi.go.jp/corporate/general/administrative/report/pdf/ol_houkoku_main2016.pdf)

## ＜貿易保険事業収支の推移<sup>215</sup>＞

### 事業収支（2000年～1986年度）

（単位：億円）

年度	保険料収入	回収金	支払保険金	払戻金	事業収支
2000	329	853	324	23	881
1999	332	845	216	18	943
1998	454	912	167	12	1,187
1997	460	1,230	302	52	1,336
1996	410	1,212	444	22	1,156
1995	435	983	571	17	829
1994	441	852	806	22	466
1993	462	773	1,280	14	△58
1992	447	1,112	1,482	12	66
1991	357	407	3,419	9	△2,664
1990	448	387	1,986	11	△1,162
1989	342	693	1,427	15	△406
1988	213	400	1,648	21	△1,056
1987	304	349	1,095	22	△465
1986	334	536	1,690	16	△838

### 4-3 プラザ合意後の急激な円高と日本の輸出額の減少

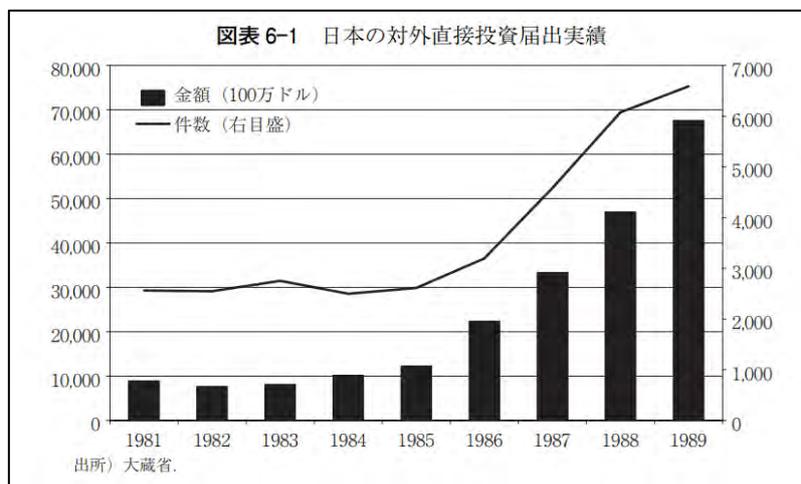
1980年代は急激なドル高が進行し、その是正を求めた米国の呼びかけで、1985年、先進国5カ国（G5：日・米・英・独・仏）の蔵相（米国は財務長官）と中央銀行総裁が集まった。外国為替市場への協調介入で基軸通貨ドルに対して5カ国の通貨を一律10～12%切り上げるプラザ合意が発表された。米国の狙いは、ドル安を誘導し自国の輸出競争力を高め、貿易赤字の主因であった日本からの輸入を抑制することであった。

その結果、急激に円高が進み、1987年、先進7か国（G5+加、伊）財務相・中央銀行総裁会議によるルール合意で相場維持のために協調するとされたが円高は止まらなかった。円高により日本製品の価格競争力が失われ、米国向け輸出が減少し、日本国内の景気は低迷した。円高不況に対する懸念から日本銀行は低金利政策を継続した。その後、日本企業は円高メリットを享受し始め、国内景気は回復に転じたが、低金利と金融機関による過度な貸出が過剰流動性をもたらし、それが不動産・株式市場に流入した。その結果、不動産価格が高

<sup>215</sup> <https://www.nexi.go.jp/corporate/profile/transition/index.html>

騰するバブル景気が起った<sup>216</sup>。円高と製造コストの高さから日本の製造業の空洞化も進み、日系企業の海外生産拠点からの輸出が増えた。

<日本の対外直接投資の推移<sup>217</sup>>



日本企業の輸出に対する保険が主軸である貿易保険は、保険料収入が伸び悩み、これは今に続く課題となっている。海外の日系企業の生産拠点から製品を購入した外国法人に対して海外事業資金貸付保険で事業資金の支援を行う（ローカル・バイクレ）等、日本の製造業を支援する制度改善が行われた。日本の産業構造が大きく変わる中、貿易保険の在り方も問われるようになった。

<sup>216</sup> 野村證券 [https://www.nomura.co.jp/terms/japan/hu/plaza\\_a.html](https://www.nomura.co.jp/terms/japan/hu/plaza_a.html)

<sup>217</sup> 内閣府経済社会総合研究所「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」（2011年）、p352、第2部 プラザ合意・内需拡大政策とバブル（1985～89年を中心に）第6章「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」第1巻『日本経済の記録－第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで－』

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/history/history\\_01/history\\_01.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/history/history_01/history_01.html)

## 第5章 独立行政法人 日本貿易保険の誕生と2つの金融危機

### 5-1 過去最大の保険金支払いと海外事業資金貸付保険の創設

1980年代を通じ貿易保険の収支は悪化の一途をたどり新規の保険引受には制約があった。そのため、1989年以降、一般会計からの繰り入れと保険収入を増やす努力が行われた。また、1991年の旧ソ連の崩壊後、新たに市場経済へ移行する国に対して、資金還流の面で貿易保険が積極的な支援を行うことが求められた。他方、1991年度は、イラク政府の債務不履行やイランのIJPCプロジェクト等への保険金支払いにより、年間の保険金支払額は過去最大の3,419億円を計上した。

1990年代はプロジェクト・ファイナンス等の新しい金融手法を用いて、大規模なインフラ・プロジェクトが組成されるようになった。貿易保険事業は、財投融資の借入額が積み上がり財務的に非常に厳しい状況ではあったが、1993年に民間金融機関の資金を効果的に還流させる機能を持つ海外事業資金貸付保険を創設した。この保険は日本企業の輸出に直接紐付くことを要件とせず、海外事業に対して日本の金融機関が融資する際、その融資債権を保険でカバーするものである。これによって、日本の金融機関は返済リスクの低減化が可能となり、より長い償還期間と大きな融資金額を借入人に提供した。この保険は、プロジェクト・ファイナンス案件等での利用が進み、日本製品との結びつきを求めるバイヤーズ・クレジット（適用される保険は貿易代金貸付保険）よりも次第にニーズが高まった。

他方、金融手法の高度化は貿易保険に携わる通商産業省の職員に専門性の向上を求めたが、通常、職員は2～3年で異動しており難しい課題であった。

#### 5-1-1 貿易保険事業の独立行政法人化

貿易保険事業は1950年代から通商産業省で運営されてきたが、1990年代に行われた橋本内閣による行政改革の影響を大きく受けた。1996年に橋本内閣は行政改革会議を設置した。同会議は行政の政策立案機能と実施機能を組織的に分離し、それぞれの機能特性に応じた最適な組織編成を行い、役割と責任の分担関係を明確化することを掲げた<sup>218</sup>。

また、産業界は1998年に経済団体連合会（経団連）が海外での民活インフラ案件に対する公的支援を日本政府に求めた。経団連は、民活インフラ事業は長期間にわたり実施され多様なリスクを伴うため、新しい対応が求められるとした。さらに、行政改革の観点から通商産業省の一部局として存在する制度の

<sup>218</sup> 行政改革会議 最終報告(1997年12月3日)

<https://www.gyokaku.go.jp/siryou/souron/report-final/index.html>

あり方の見直しが迫られているとし、貿易保険の業務改革について次のように提言した<sup>219</sup>。

① 効率的な貿易保険の構築

貿易保険業務は、いわゆる現業であり、行革に際しては政策・立案を担当する省と切り離し、独立行政法人とすべきである。これに伴い、組織の簡素化と業務の効率化を進めてコストの削減を図るとともに、透明性を確保し、職員の専門性とサービスの向上を目指すべきである。

なお民活インフラ推進のためには、迅速なる引受け・審査体制の整備が極めて重要であり、早急な改革を促したい。

② 機能の充実

信用危険のてん補率の引き上げや、海外投資保険のてん保事由の拡大および期間の拡大など、民活インフラ事業に対応した保険の充実、ないし弾力的な適用を行うべきである。さらにグローバル・スタンダードを考慮しつつ、途上国の貿易保険制度の整備に協力し、わが国貿易保険の再保険引受け制度の活用之道を開くべきである。

同年、中央省庁等改革基本法が成立し、1999年には貿易保険の知見の高度化等を目的に貿易保険法が改正された。これにより、通商産業省から新法人に業務を移行することとなった。2000年、経団連は「新たな貿易保険制度に対するわれわれの考え<sup>220</sup>」で改めて次の点を提言した。

- ①経営陣に民間人を登用すること
- ②政府保証無しの中長期案件における信用危険の積極的な引受を行うこと
- ③保険のてん補率の引上げること
- ④国際協力銀行と業務を連携すること
- ⑤財政基盤を確立すること
- ⑥新法人と経済産業省が政策面において緊密に連携すること
- ⑦新法人の職員の専門性を向上させること
- ⑧民間人を登用すること、等である。

これらの要望を踏まえ、2001年に独立行政法人 日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance: NEXI<sup>221</sup>）が設立された<sup>222</sup>。初代理事長には1980年代の中南米の累積債務問題等による貿易保険の巨額赤字解消に担当課長

---

<sup>219</sup> 経済団体連合会「開発途上国における民活インフラ事業の推進に向けて」  
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol1161.html>

<sup>220</sup> 経済団体連合会 <https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/039.html>

<sup>221</sup> 通商産業省貿易局が貿易保険事業を行っていた時の英語名称はEID/MITI。

<sup>222</sup> 独立行政法人 日本貿易保険「貿易保険事業の独立行政法人化について」  
[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/topics-o/to\\_001201.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/topics-o/to_001201.html)

として対応した荒井寿光 元通商産業審議官が就任した。日本貿易保険は、2001 年度に発足した 57 の独立行政法人<sup>223</sup>の中でも、数少ない非公務員型・非交付金型の独立行政法人であった。産業界からの要望を踏まえ、事業運営の透明性と専門性を確保し、中期目標・計画の策定・企業会計原則に基づく財務処理を行う体制に移行した<sup>224</sup>。

財務は、通商産業省の貿易再保険特別会計と日本貿易保険の会計との二本立て構造となり、日本貿易保険は政府出資金 1,044 億円を持って事業を開始した。1999 年度の貿易保険の事業規模（保険引受金額の総額）は約 12 兆円<sup>225</sup>で、日本の当時の輸出総額（約 48 兆円<sup>226</sup>）の約 25%をカバーし、保険料収入は年間約 400 億円であった<sup>227</sup>。

経済産業省は日本貿易保険との再保険契約に基づき、日本貿易保険の引受額の 90%~95%を再保険し、それに応じた保険料を日本貿易保険から受領した。日本貿易保険は、経済産業省に再保険部分を除く 5%~10%を填補した。日本貿易保険が被保険者から受領した保険料は、経済産業省と日本貿易保険の各々が填補する比率に応じて分けられ、経済産業省が再保険で填補する部分は貿易再保険特別会計に繰り入れられた。残りの保険料は、日本貿易保険の保険料収入となった<sup>228</sup>。

---

<sup>223</sup> 笠松鉄兵「独立行政法人制度の現状と問題点—独立行政法人改革とは何だったのか？」（日本科学者会議編集・発行「日本の科学者」Vol. 54 No. 12）（2019 年 12 月）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsci/54/12/54\\_04/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsci/54/12/54_04/_article/-char/ja)

<sup>224</sup> 長年の課題であった財政融資からの残債は、独立行政法人移行前の 1999 年に完済していた。

<sup>225</sup> 株式会社 日本貿易保険「貿易保険事業収支の推移」

<https://www.nexi.go.jp/corporate/profile/transition/index.html> )

<sup>226</sup> 財務省貿易統計 年別輸出入総額（確定値）

<https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/nenbet.htm>（2024 年 7 月 27 日最終閲覧）

<sup>227</sup> 「経団連くりっぷ No. 128」（2000 年 7 月 13 日）「2001 年 4 月に、独立行政法人化される貿易保険—通産省 加藤貿易保険課長より聞く」国際協力委員会 政策部会（部会長 佐藤和夫氏）<https://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/CLIP/clip0128/cli015.html>

<sup>228</sup> 経済産業省「平成 18 年度再保険てん補率について（通知）の一部改正について」

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/243519/www.meti.go.jp/policy/trade\\_insurance/saihokenntuutibunsyo.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/243519/www.meti.go.jp/policy/trade_insurance/saihokenntuutibunsyo.pdf)

独立行政法人 日本貿易保険「貿易保険法第 59 条に規定する再保険てん補率を定める手続等に関する規程（平成 18・03・30 貿保総第 1 号）」（改正：平成 20 年 4 月 7 日）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/outline/pdf/kitei.pdf>

経済産業省「貿易保険法第 59 条に規定する再保険てん補率を定める手続等に関する規程に基づき経済産業大臣が定める基準について」（平成 18・03・30 貿保総第 2 号）

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11241027/www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/trade\\_insurance/seido/8.bouekihokenhou.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11241027/www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/trade_insurance/seido/8.bouekihokenhou.pdf)

なお、現在に至るまで使用されている日本貿易保険のロゴマークは独立行政法人への移行時に考案されたものである。Nを地球に見立て、左を海、右は大地をイメージしたもので世界一の貿易保険機関になることを目標に掲げた<sup>229</sup>。2001年度の日本貿易保険の引受金額の総額は約10兆円、年間保険料収入は421億円（再保険料込）で、量においては世界でも指折りであったが、業務品質を向上させ、業務処理スピードを上げる必要があった。

## 5-2 ソ連の崩壊と貿易保険

1990年代終わりまで貿易保険事業の財務は改善されず、財政融資の借入に依存した経営が続いていたが、1991年にソ連が崩壊し、ロシア政府がその対外債務700億ドル（約7兆8千億円）<sup>230</sup>の支払いについて履行責任を負うこととなった。債務の大半は「ペレストロイカ（改革）」で民主化が推進された1985年～1991年に生じたものであったが、その返済は1990年代のロシア政府の財政を圧迫する要因となった<sup>231</sup>。

日本はロシア政府を支援するため債務支払いを猶予する等、1993年～1996年に計4回の救済措置を行った。1997年にアジア通貨危機が起き、ロシア・中南米にも伝播した<sup>232</sup>。1999年にはロシア政府が引き継いだ旧ソ連債務に関し、ロシア政府と17の債権国は債務返済条件等の交渉を行い、パリクラブで合意した<sup>233</sup>。これにより、ロシア政府が日本に対して負う旧ソ連の債務（国際協力

---

<sup>229</sup> 独立行政法人 日本貿易保険 初代理事長（元貿易保険課長）荒井寿光氏との2024年9月18日との談話。

<sup>230</sup> Le Monde diplomatique 《Manière de voir》#173, octobre-novembre 2020 “Qui a payé la dette soviétique ? (誰がソ連の負債を支払ったのか)” Hélène Richard (エレーヌ・リシャール) <https://www.monde-diplomatique.fr/mav/173/RICHARD/62239>

「(前略) 概ね1980年代の終わりにソ連政府が銀行や他国から借り入れたものの総額に当たる。1991年には、旧ソ連に所属しその後独立した各国の分担金が覚書で定められていた。ロシアが61%、ウクライナが16%、その他の国には数%ずつ、というものだったがしかし、それは空文となった。西側諸国は、今互いに離別しようとしている15カ国を相手とするよりも、単一かつ支払い能力のある1国、すなわちロシアだけを相手することを求めたのだ。ロシアは、ソ連の対外資産と金準備を引き継ぐ代わりに、その全債務を引き受けることを承諾した。ソ連の後継者としての地位を引き受けることは、世界に広がる大使館網や国連での地位をどうしても継承したいとする(後略)」

<sup>231</sup> AFP「ロシア、旧ソ連時代の対外債務を完済へ」(2017年3月26日) 発信地：モスクワ/ロシア <https://www.afpbb.com/articles/-/3122795>

<sup>232</sup> 内閣府 経済社会総合研究所「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」、第2巻『日本経済の記録—金融危機、デフレと回復過程—』、第4部第三章「アジア通貨危機とその伝播」p43

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/history/history\\_02/history\\_02.htm](https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/history/history_02/history_02.htm)  
1

<sup>233</sup> 外務省「債務救済措置に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の二の書簡の交換」

銀行および貿易保険が付された商業債権)は、最長で20年の債務繰延措置を行うこととなった。過去に債務救済措置の対象とならなかった未繰延債務は、2002年2月に開始する38回半年賦払いとし、過去に債務救済措置の対象となった債務は同じく2002年2月に始まる30回半年賦払いとされた。貿易保険事業は約2,000億円の保険金を支払った。

その後、ロシア経済は2000年代初めの原油価格の上昇によって国家収入が急激に増え、2005年にはIMFからの融資を完済した。続く2006年には独立行政法人日本貿易保険に対しても残債の支払期限を繰り上げ、一括返済した<sup>234</sup>。この予想外の返済で日本貿易保険の財務は大きく改善した。同年8月、ロシアはパリクラブ(主要債権国会議)で債務を完済したと発表し、ロシアが引き継いだ旧ソ連時代の主要な対外債務が解消された。

### 5-3 アジア通貨危機と ECAs

1990年代以降、東南アジアでは経済発展とともに増大する電力需要に応えるため、プロジェクト・ファイナンス<sup>235</sup>方式で発電事業を運営する Independent Power Producer (以下、IPP) 案件が数多く取り組まれ、各国の Export Credit Agency (以下、ECA)<sup>236</sup>がバイヤーズ・クレジットによる支援を行った。日本企業や邦銀<sup>237</sup>が参画する IPP プロジェクトには、日本の ECA である日本輸出入銀行(当時)や貿易保険も支援を行った。

しかし、前述のように1997年にタイよりアジアの通貨下落が生じた<sup>238</sup>。ヘッジファンド等の機関投資家がタイ・パーツの大量の空売りをを行い、タイ中央銀行はドルペッグ制の維持のため、為替介入を行ってパーツ買いを行った。しかし、タイ中央銀行の外貨準備のドルが枯渇し、ドルペッグ制から変動相場制(管理フロート制)への移行を強いられた。これにより、パーツは対ドル相場

---

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc\\_00/r\\_eco7.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_00/r_eco7.html)

<sup>234</sup> 「ロシア・プリペイメントについて」(2006年8月)経済産業省 貿易経済協力局貿易保険課財務室、独立行政法人日本貿易保険 債権業務部債権企画グループ

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv\\_syuppan/magazine/200608/paris.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv_syuppan/magazine/200608/paris.html)

<sup>235</sup> 特定の事業を目的とする会社に対して銀行が融資を行い、事業から生み出されるキャッシュフローを融資の返済の原資とする。債権保全のための担保は対象事業の資産に限定し、株主責任も契約に基づく範囲に限定する案件組成方法。

<sup>236</sup> 公的輸出信用機関のこと。日本では国際協力銀行(旧日本輸出入銀行)・日本貿易保険を指す。

<sup>237</sup> 1988年、バーゼルIが合意され商業銀行の自己資本強化規制が導入された。

<sup>238</sup> 2009年7月 e-NEXI「2008年度の保険事故の特色について」

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv\\_m\\_tokusyu/sv\\_m\\_tokusyu\\_0907-1.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv_m_tokusyu/sv_m_tokusyu_0907-1.html)

で急落した。この背景には、パーツは米国のドル高政策に引きずられて高くなり、タイの輸出が鈍化する兆しが表れてもそれが進行したため、投資家がパーツの過大評価だと判断したことがあったと言われている。

通貨の急落は、同じくドルペッグ制を採用していたマレーシアやインドネシア、韓国にも波及し、アジア各国は変動相場制への移行を余儀なくされた。アジア通貨危機の影響で短期資金がアジアの国々から引き上げられ、タイ、インドネシア、韓国は IMF や世界銀行、アジア開発銀行の融資を受けた。IMF は支援の条件として緊縮財政や高金利政策を課し、その結果、これらの国々の経済はマイナス成長に陥った<sup>239</sup>。これにより、日本企業のアジアでの事業展開も大きな影響を受けた。

### 5-3-1 インドネシアでの IPP 案件のリストラ

アジア通貨危機は、東南アジアで民活インフラ案件を進めていた日本企業へ大きな影響を与えた。インドネシアで日本企業が参画する IPP 案件が受けた影響は深刻であった。IPP は、国営電力会社から電力料金の支払いを受けることが難しくなり、彼らを支援していた各国の ECAs は連携してインドネシア政府との協議を行い、解決策を模索した。

各国の ECAs は、インドネシアで組成されたプロジェクト・ファイナンスによる発電 IPP 事業に対して、融資や保険で支援していた。これらの IPP はインドネシアの国営電力公社と PPA (Power Purchase Agreement : PPA) を締結し、電力を供給して売電料金を国営電力公社から得ていた。

PPA 上、売電力料金は米ドル建てとなっており、決められたタイミングの為替レートでインドネシアルピアに換算され、国営電力公社が IPP に支払うことになっていた。アジア通貨危機時には、インドネシアルピアと米ドルの為替レートは PPA 締結当初の想定からかけ離れ、インドネシアルピアは対米ドルで 1/5 まで暴落していた。

IPP 事業は、売電先の電力公社の電力料金の支払延滞により、事業収入が得られず、金融機関へ借入金の返済ができなくなった。金融機関の融資には貿易保険が付保されており、旧日本輸出入銀行とともにバイヤーズ・クレジットで支援していた通商産業省も債務繰延等の事業リストラに対応することになった。

---

<sup>239</sup> 公益財団法人 国際通貨研究所「アジア通貨危機」  
<https://www.iima.or.jp/abc/a/2.html>

<インドネシアルピアの対ドル為替の推移:1992年と1998年の年平均比較)>

Indonesia 536		1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
<b>Exchange Rates</b>													
		<i>Rupiah per SDR: End of Period</i>											
Market Rate.....	aa	2,835.3	2,898.2	3,211.7	3,430.8	3,426.7	6,274.0	11,299.4	9,724.2	12,501.4	13,070.0	12,154.1	12,578.7
		<i>Rupiah per US Dollar: End of Period (ae) Period Average (rf)</i>											
Market Rate.....	ae	2,062.0	2,110.0	2,200.0	2,308.0	2,383.0	4,650.0	8,025.0	7,085.0	9,595.0	10,400.0	8,940.0	8,465.0
Market Rate.....	rf	2,029.9	2,087.1	2,160.8	2,248.6	2,342.3	2,909.4	10,013.6	7,855.2	8,421.8	10,260.9	9,311.2	8,577.1

出所：IMF International Financial Statistics Yearbook 2004, p367,

Market Rate ae : End of Period, Market Rate rf: Period Average

当時、インドネシアでは多くの発電 IPP 案件が展開されていたが、中でも Paiton 1 案件は、日米企業が出資する当時最新鋭の石炭火力発電（亜臨界圧）設備を導入した大型案件であった。旧日本輸出入銀行と日本の商業銀行が設備資金をバイヤーズ・クレジットで融資しており、通商産業省は日本の商業銀行の融資を付保していた。旧日本輸出入銀行、日本の商業銀行、通商産業省は本事業のリストラ交渉に入ることとなった<sup>240</sup>。インドネシア政府の支援を得て関係者によるリストラ案が策定され、それに応じて保険契約内容も修正された。結果として貿易保険は事故には至らず、その後のインドネシア経済の回復もあり、IPP は金融機関からの借入れを完済した<sup>241</sup>。

### 5-3-2 アジア通貨危機による保険金支払いとプロジェクトの高度化

アジア通貨危機に関する日本貿易保険の保険金支払いは、2001年度～2002年度に集中した。同危機に端を発した債務者の破産による保険金支払いは約500億円となり<sup>242</sup>、公的債務のパリクラブ・リスクによるものが約330億円となった。通商産業省は構造がより複雑で多様な関係者が存在するプロジェクト・ファイナンス案件への対応には専門知識と経験を要することを痛感した。

2001年度のアジア地域の保険金支払額は460億円（前年度比127.3%増）と

<sup>240</sup> 日本貿易会月報オンライン(2013年11月号 (No. 719))「アジア・中東のモデルとなった石炭火力発電所建設事業」三井物産株式会社 プロジェクト本部 電力事業アセットマネジメント部 <https://www.jftc.jp/monthly/feature/detail/entry-426.html>

<sup>241</sup> IPP 事業に限らず、現地通貨で事業収入を得るインフラ案件については、プロジェクト参加者の誰が為替リスクを引き受けるのかが大きな争点となる。一般に開発途上国の現地通貨とドル間の通貨スワップ契約は長期間では成り立ちにくくコストも高いと言われ、為替リスクの低減は難しい。

<sup>242</sup> 行政減量・効率化有識者会議参考資料（独立行政法人日本貿易保険）、p4

<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai53/shiryou2-2.pdf>

<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/kaigi.html>

なり、全支払保険金額の9割以上を占めた。保険金請求の主因はインドネシアと中国の紙パルプ関連バイヤー向け案件の信用事故で235億円、インドネシアの第2次パリクラブ・リスクに伴う非常事故で180億円の支払いがあった。国別支払保険金シェアは、インドネシアが72%で最も多く、次いで中国15%、韓国3%であった。2002年度は、非常事故ではインドネシア政府のパリクラブ・リスクに対する146億円の保険金支払があり、信用事故ではタイの製鉄会社の債務不履行に対する146億円、インドネシア、中国およびシンガポールの紙パルプ関連向けバイヤー向け案件の債務不履行に対する130億円といった保険金支払いがあった。2003年度の保険金支払いは一連の大型の保険金支払いが終了したため、前期比64.7%に留まった<sup>243</sup>。

＜アジア通貨危機に起因する債務者の破産による保険金支払い（赤枠）＞<sup>244</sup>

	発生事由	保険金支払金額	回収状況（金額）	回収期間
中南米累積債務問題 （83年～93年）	通貨危機 （公的債務繰延）	約3500億円	約4900億円	24年 （ほぼ回収終了）
湾岸戦争の影響 （91年）	戦争 （公的債務繰延）	約3400億円	0億円	（回収未開始）
旧ソ連崩壊 （92年～01年）	通貨危機 （公的債務繰延）	約2000億円	約2294億円	14年 （回収終了）
アジア通貨危機 （01年～04年）	アジア通貨危機に端を発した債務者の破産	約500億円	約219億円	6年 （一部未回収）

アジア通貨危機後、各国のECAや国際金融機関と同様に日本のECAsもPPP（Public Private Partnership）案件に取り組んだ。東南アジア各国の経済が回復した後、日本政府は民間企業とともに、大規模なインフラ輸出案件を押し進めた。中でも発電所案件はプロジェクト・ファイナンスによるものが多くを占めた。限られた開発途上国の政府予算で巨額の費用を要するインフラ開発を実施するには限界があり、開発途上国の政府・公的金融機関・民間金融機関がリスクを分担する手法が次第に広がった。

1998年には、プロジェクト・ファイナンスの特殊性に鑑み、OECDアレンジメントでも事前通報をすることによって、例外対応が認められることとなった。アレンジメントの本則では最長償還期間は5～10年であるところ、14年ま

<sup>243</sup> 独立行政法人 日本貿易保険 2001年度～2003年度 年次報告書

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/annual/index.html>

<sup>244</sup> 前掲 産業構造審議会 貿易経済協力分科会 第1回貿易保険小委員会「中間とりまとめ（案）-今後の貿易保険制度の在り方について-（資料3、P4、図2.過去の保険事故案件）」（平成20年6月20日）<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai53/shiryou2-2.pdf>

で可能となり返済開始までの据え置き期間も通常は設備のコミッショニングから半年までとなっているところ、2年まで遅らせること等が可能となった。これにより借入人の返済に係る負担が軽減された。

＜アジア通貨危機後のインドネシアの IPP 案件の進捗：2001 年 1 月現在＞

表 3 PROGRESS STATUS OF IPP RENEGOTIATION PROCESS (2001 年 1 月)	
IPP	PROGRESS STATUS
PT Energy Sengkang (Sengkang)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on Long-term solution for price and terms &amp; conditions of contract</li> <li>Interim Agreement until 30 September, 2000</li> </ul>
PT Tenaga Listrik Amurang (Amurang) & PT Tenaga Listrik Sibolga (Sibolga-A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project proposal</li> </ul>
PT Unocal Geathemal Indonesia (Salak 4,5,6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on Long-term solution for price and terms &amp; conditions of contract</li> <li>Interim Agreement until December, 2000</li> </ul>
PT HI Power Tubanan I (Tj. Jati -B & Tj. Jati -C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Extention of Head of Agreement until December, 2000</li> <li>Discussion on alternatives project plan</li> </ul>
PT Makassar Power (Pare- pare)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on proposal for long term agreement</li> </ul>
PT Amoseas (Darajat)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PLN and Project company has signed and Amendment Agreement regarding long term solution (May 12, 2000)</li> </ul>
PT Mandala Nusantara (Wayang Windu)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Interim Agreement unti December, 30, 2000</li> <li>Discussion on long term solution</li> </ul>
PT Paiton Energy Co. (Paiton I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Interim Agreement until December, 30, 2000</li> <li>Discussion on Long Term Agreement</li> </ul>
PT Jawa Power (Paiton II)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Interim Agreement until December 30, 2000</li> <li>Discussion on Long Term Agreement</li> </ul>
PT Asrigita Nusantara (Palembang Timur CCPP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project planning and proposal</li> </ul>
PT East Java Power (Pasuruan CCPP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project plan alternatives</li> </ul>
PT Cikarang Listrindo (Cikarang CCPP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project planning and proposal and discussion on Interim Agreement</li> </ul>
PT Daya Listrik Pratama (Cilegon Coal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project resolution</li> </ul>
PT Power Jawa Barat (Serang Coal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project planning</li> </ul>
PT Citra Kartika Daya (Cilacap Coal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Settlement Agreement has been signed on November, 2000 (Contract Close Out)</li> </ul>
PT Tj. Jati A Power Co. (Tj. Jati A Coal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Settlement Agreement has been signed on May 11, 2000 (Contract Close Out)</li> </ul>
PT Bajradaya Sentranusa (Asahan Hydro PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project planning and proposal</li> </ul>
PT Latoka Bina (Kamojang Geothermal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Correspondence on schedule and project proposal</li> </ul>
PT Yala Tekno Geothermal (Cibuni Geothermal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Correspondence and discussion on Confidentiality Agreement and project proposal</li> </ul>
PT Bali Energy (Bedugul Geothermal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Correspondence on project termination between IPP and Pertamina</li> </ul>
Unocal North Sumatra (Sarulla Geothermal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project planning and proposal</li> </ul>
PT Dizamatra Powerind (Sibayak Geothermal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Discussion on project planning and proposal</li> </ul>
OPIC for Dieng & Patuha Geothermal Power Plant	<ul style="list-style-type: none"> <li>Correspondence and discussion on project resolution with OPIC and Lenders</li> </ul>
Karaha Bodas Company (Karaha Bodas Geothermal PP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Arbitration process between Karaha Bodas Company vs. Pertamina &amp; PLN</li> </ul>
出所) 世界銀行。	

□ : 日本企業が参画した案件<sup>245</sup>

<sup>245</sup> 「アジア通貨危機と援助政策：インドネシアの課題と展望」第7章 開発途上国における民活インフラ事業の再検討（アジア経済研究所（2002年））p274、手島茂樹 \*赤枠は筆

#### 5-4 パリクラブでの貿易保険付き商業債権の元本削減

2002年にパリクラブで合意されたコンゴ民主共和国の債務救済措置に関して、2004年に同国と日本政府の間で書簡が交わされた（交換公文）。これにより、貿易保険が付保商業債権の元本が初めて削減されることになった。2016年までの非ODA債権の削減額<sup>246</sup>は、元利合わせて総計で1兆1,558億円に上る。貿易保険事業の財務健全性維持のためには、適切な保険料収入と保険金支払後の代位債権の回収が鍵となる。

特に、他国政府を相手とした債権に関しては、回収確実性が高いことを前提に保険料率が設定されている。パリクラブでの合意は、付保商業債権の回収期間が超長期になることを意味し、元本削減に踏み込む場合は日本貿易保険の回収機会を奪い、その財務健全性を著しく毀損することとなる。したがってこうした国際合意を行う場合は、削減額と同額の交付金や追加資本の注入等の方策を前提とすべきである。2017年に日本貿易保険は株式会社化され、より会計の透明性が求められており、過去の国際合意に基づく債務削減を含め、このような対応が必要である。

#### ＜パリクラブ合意に基づく非ODA債権の削減額＞

										単位：億円
年	2004年	2005年	2006年	2008年	2009年	2010年	2011年	2013年	2016年	総計
金額	60.25	7,412.13	1,015.07	1,778.57	7.76	4.52	39.07	44.43	1,196.51	11,558.31

出所：外務省「我が国の債務救済措置（公的債務免除額）（概算値）」<sup>247</sup>

#### 5-5 世界金融危機と日本の金融

2008年、リーマン・ブラザーズの破綻を契機に欧米の金融機関の破綻が相次いだ。これら金融機関による融資が減少し、資金の流動性が欠如した。この影響は急速に世界に広まり、開発途上国では欧米から投資資金が引き揚げられ、欧米向けの輸出も減少した。日本においても急激な円高と主要な輸出先である欧米等の外需の急減によって輸出が急減し、企業業績が悪化する深刻な状況となった<sup>248</sup>。こうして世界の景気が大きく後退する世界金融危機が起こった。

者が追記。

[https://ir.ide.go.jp/search?page=1&size=20&sort=custom\\_sort&search\\_type=2&q=3298](https://ir.ide.go.jp/search?page=1&size=20&sort=custom_sort&search_type=2&q=3298)

<sup>246</sup> ODA債権以外の債権。付保商業債権、貿易保険債権、JBICの国際金融債権はここに含まれる。（株式会社日本貿易保険 用語集）

<https://www.nexi.go.jp/glossary/detail/003561.html>

<sup>247</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/saimuhouki.html>

<sup>248</sup> 日本企業の輸出先であるアジア企業も米国を主要な輸出先としており、これらの企業へ

他方、日本の商業銀行はサブプライムローン関連証券化商品の保有が比較的少なく、銀行部門への直接的な影響は限定的であった。「米国が信用膨張によるブームを謳歌していた 2000 年代半ば、日本は 1990 年代に始まった銀行危機からの回復過程にあった。日本政府はようやく金融監督を強化し、金融庁は銀行に対して不良債権の最終処理を強制した。監督当局もようやく抜け出すことができた金融危機に逆戻りすることは避けたかった。このことが日本の銀行経営を保守的なものにし、結果として高リスクの証券化商品の保有は限られた」（鯉渕・櫻川・星・細野（2014）<sup>249</sup>）。

**表 1 日米欧アジア金融機関の金融危機に伴う損失比較**  
(単位：10億ドル)

	確定した償却損・引当額 (2007:Q2-2010:Q2)	今後見込まれる償却損・引当額 (2010:Q3-Q4)
日本	31	n.a.
米国	709	169
英国	375	56
ユーロ地域	472	158
その他一部欧州	82	74
アジア	23	92

(注) 日本の数字は金融庁の「FSF 報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について」のヒアリングベースを元としている。他は IMF, *Global Financial Stability Report*, October 2010.  
(出所) 大山 (2011)。

出所：鯉渕賢・櫻川昌哉・星岳雄・細野薫(2014), p2

### 5-5-1 欧州の海運会社向け船舶案件と海外の日系子会社支援

世界金融危機の影響を受け、日本貿易保険では欧州の海運会社向け船舶輸出入案件と海外日系子会社の運転資金供給案件の引き受けが増加した。欧州の海運会社は、過去に日本の造船会社に発注した船舶の引き渡しを控えており、欧州のメインバンクから支払いにあてる資金を調達しようとしていたが、世界金融危機によりそれが困難となった。そのため、日本の ECAs はバイヤーズ・クレジットで支援した。

通常、セカンドマーケットが存在する船種は動産価値があり、海運会社は ECAs を活用せずとも船舶を金融機関の担保とし、船舶の購入費用を借り入れることが可能であった。そのため、2000 年代に国際協力銀行（旧日本輸出入銀

の輸出も減少した。

<sup>249</sup> 「金融経済研究」第 36 号(2014 年 4 月) p2、鯉渕賢・櫻川昌哉・星岳雄・細野薫  
<https://www.jsmeweb.org/ja/journal/pdf/vol.36/full-paper-36jp-koibuchi.pdf>

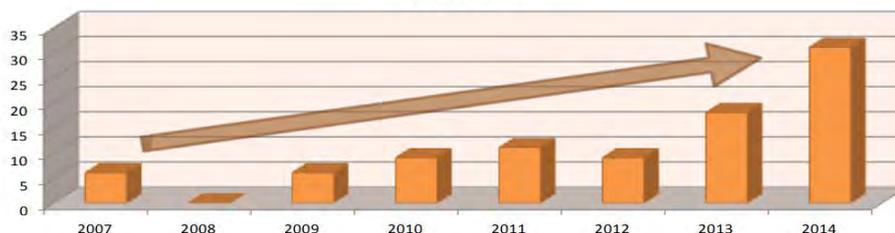
行) と商業銀行 (日本貿易保険の保険付き) によるバイヤーズ・クレジットを活用する例は稀であった。しかし、欧米の金融機関はサブプライムローン関連証券化商品等による損失のため、ボラティリティが高い海運事業への新規融資が難しく、欧州の海運会社は日本の造船所で建造された船舶代金の支払いのためにバイヤーズ・クレジットを活用して資金調達することが増えた<sup>250</sup>。

また、海外日系子会社の運転資金供給案件は、海外日系子会社が運転資金の調達に苦勞していたため、親会社が返済を保証し、商業銀行が親会社の保証不履行に備えて海外事業資金貸付保険を付すものであった。海外事業資金貸付保険は2年以上の償還期間を持つ融資を付保対象としているが、このような案件については「1年以上の運転資金」融資も付保対象とし、総額で約1兆円の保険を引き受けた<sup>251</sup>。欧米金融機関と比較し、世界金融危機の影響が少なかった日本の商業銀行には貸し出し余力があり、欧米の金融機関が海外案件への融資を減少させた分は邦銀が受け皿となった。

＜日本貿易保険による船舶案件に関する融資保険の引受件数＞

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	※2015年1月時点 合計
ファイナンスによる引受船舶数	6	0	6	9	11	9	18	31	90

ファイナンスによる引受船舶数



出所：e-NEXI（独立行政法人日本貿易保険発行）2015年2月号、p3

<sup>250</sup> e-NEXI（独立行政法人日本貿易保険発行）2015年2月号、p1-p3  
[https://www.nexi.go.jp/webmagazine/mt\\_file/e-nex\\_2015\\_02.pdf](https://www.nexi.go.jp/webmagazine/mt_file/e-nex_2015_02.pdf)

<sup>251</sup> 独立行政法人 日本貿易保険「海外事業資金貸付保険による製造業等の海外日系企業運転資金支援について」（2009年1月21日）

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/001392.html>

株式会社 日本貿易保険 年次報告書 2019年度、p8

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2019-j.pdf>

<リーマンショック以降も増加する邦銀の国際総額>



出所：(上図) 東洋経済オンライン (2018年11月12日付) <sup>252</sup>



出所：ニッセイ基礎研究所 (2009-05-15) 「BIS 統計から捉えた欧州の金融危機」  
経済調査部門 主任研究員 伊藤さゆり <sup>253</sup>

## 5-5-2 G20 首脳会合、WTO・OECD 加盟国等による声明

2008年11月、ワシントンで開催された金融・世界経済に関する首脳会合に

<sup>252</sup> <https://toyokeizai.net/articles/-/247917?page=3>

[https://nkk-test.r-cms.jp/files/topics/38197\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://nkk-test.r-cms.jp/files/topics/38197_ext_18_0.pdf?site=nli)

<sup>253</sup> 「国際与信統計」は30カ国・地域とカバレッジは低いですが、銀行の国際与信・対外与信の残高を相手国・地域別に、本支店と現地法人を合計した連結ベースで集計しており、国籍別に見た銀行の動きを把握できる。

[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/38197\\_ext\\_18\\_0.pdf](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/38197_ext_18_0.pdf)

において、G20 首脳「金融・世界経済に関する首脳会合宣言」<sup>254</sup>に、流動性ファシリティおよびプログラム支援等を通じて、現在の困難な金融情勢の下における新興市場国や開発途上国による資金調達を支援することが明記された。

この実施に貢献するため、OECD 輸出信用部会加盟国<sup>255</sup>、公的輸出信用アレンジメント参加国<sup>256</sup>、OECD 非加盟国<sup>257</sup>および WTO 事務局は、公的輸出信用に対する世界的な金融危機の影響について議論するために集まり、「輸出信用と金融危機に関する声明」を出した。声明では、市場の能力が一時的に限定される場合のギャップを埋めることを支援し、公的輸出信用供与は不安定な状態を平衡に保つ上で重要な役割を果たし、OECD 加盟国および非加盟国の政府は国際貿易の流れを支援するため、各国の国際的な義務の範囲内で健全な引受方針に従って引き続き輸出信用を供与するとされた。

また、2009 年 1 月、業界団体である日本機械輸出組合は財務省・経済産業省・国際協力銀行・日本貿易保険あてに、以下の主旨の緊急要望を出した<sup>258</sup>。

①今次の金融危機は世界的に広がる歴史的な危機であり、IMF と各国政府は流動性確保に努めているが BIS 規制や民間金融機関のリスク管理の強化により、これら金融緩和策の効果が実体経済へ浸透するには時間を要する。

②長期の安定的な資金供給が不可欠であり、輸出や海外事業に対する国際協力銀行の融資対象範囲の拡大、日本貿易保険の付保率の拡充を要望する。

5-5-1 で述べた日本貿易保険の対応は、このような要望を踏まえたものであり、資金の流動性を補完する役割を担った。

## 5-6 日本貿易保険の特殊会社化<sup>259</sup>

日本貿易保険の特殊会社化は、「日本再生の基本戦略」（2011 年 12 月 24 日閣

---

<sup>254</sup> 外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_aso/fwe\\_08/sks.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_08/sks.html)

<sup>255</sup> オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ

<sup>256</sup> オーストラリア、カナダ、EC、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカ

<sup>257</sup> ブラジル、エストニア、インド、イスラエル、ルーマニア、ロシア、スロベニア

<sup>258</sup> 日本機械輸出組合「国際金融危機下におけるプラント・エンジニアリング金融に関する緊急要望の提出について」

[https://www.jmcti.org/jmchomepage/naigai\\_seisaku/plant/pdf/090115.pdf](https://www.jmcti.org/jmchomepage/naigai_seisaku/plant/pdf/090115.pdf)

<sup>259</sup> 首相官邸「独立行政法人改革等に関する分科会 第 2 ワーキンググループ」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/index.html>

(第 4 回) 配布資料

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryou2-2-2.pdf>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryou2-2-3.pdf>

議決定)<sup>260</sup>を踏まえ、「独立行政法人の制度および組織の見直しの基本方針」(2012年1月20日閣議決定)<sup>261</sup>の中で、政策上必要な業務の的確な実施を確保し、同時に経営の機動性を向上させるため、政府出資100%の特殊会社に移行するとされた。その前提として、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことが挙げられ、保険金支払債務への政府保証や非課税措置等、経済産業大臣による監督が検討された。

貿易再保険特別会計に関しては「特別会計改革の基本方針(2012年1月24日閣議決定)」において、「2015年度までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計および独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。」とされた<sup>262</sup>。

経済産業省は、日本貿易保険はインフラ輸出や日本企業の海外展開を支援する役割を期待されているが、組織体制が脆弱で利用者のニーズに切れ切れていないとの批判があり、金融ビジネスに相応しい会社法に基づく厳格なガバナンスを導入すると共に政策課題に合わせて保険制度を拡充できるよう、予算を管理し機動性のある組織とすることが望ましいとした<sup>263</sup>。しかし、「平成25年度予算編成の基本方針」(2013年1月24日閣議決定)によってこの見直しは一旦、凍結された。

その後、政府行政改革推進会議「独立行政法人改革に関する有識者懇談会の中間とりまとめ」(2013年6月5日)<sup>264</sup>等を経て、2017年に貿易保険法が改正され、日本貿易保険は独立行政法人から政府出資100%の株式会社(特殊法人)に移行し、貿易再保険特別会計も閉じられた。これに伴い、日本貿易保険が保険金支払いに際して、十分な支払原資がなく民間金融機関から長期借入を

---

<sup>260</sup>内閣官房「閣議決定」

[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2012/pdf/20111224\\_kakugikettei.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2012/pdf/20111224_kakugikettei.pdf)

<sup>261</sup> 行政改革推進会議「閣議決定」p25から抜粋「日本貿易保険「日本再生の基本戦略」

(平成23年12月24日閣議決定)を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理および組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する。」

[https://www.gyokaku.go.jp/suishinshitsu/siryou/dokuhou/120120\\_khoshin.pdf](https://www.gyokaku.go.jp/suishinshitsu/siryou/dokuhou/120120_khoshin.pdf)

<sup>262</sup> 首相官邸「特別会計改革について」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/yusikikondankai/pdf/sankou2.pdf>

<sup>263</sup> 首相官邸：行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会 第2ワーキンググループ(第4回) 配布資料 資料2」経済産業省「特別会計見直しの考え方について」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryou2-2-3.pdf>

<sup>264</sup> 内閣官房 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou\\_kaikaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou_kaikaku/index.html)

行う場合には、国会で決議を受けた範囲内で政府が保証することとなった。さらに事業資金が不足する場合には、政府が定められた予算の範囲内で財政措置を講じることとなった。以降、2024年度に至るまで貿易保険事業は株式会社日本貿易保険が運営している。

## 終章 非常危険の増大と貿易保険の役割

### 1 地域紛争や感染症・自然災害リスクの高まり

2020年代に入り、新型コロナ禍（2020年）・ロシアによるウクライナ侵攻（2022年）・イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突（2023年）等の非常危険が発生し、貿易保険では保険金の支払いが続いている。

新型コロナ禍関連の支払いは2021年度だけでも462億円に上った<sup>265</sup>。また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、2022年度に海外投資保険で197億円の損失発生が通知された。2023年3月、閣議了解に基づく「外国為替及び外国貿易法による輸出の制限若しくは禁止」<sup>266</sup>や、仕向国以外の国による経済制裁の実施によって、多数の案件で輸出不能や事業不能による保険事故が生じており、この傾向は今後も続くと考えられる。また、2023年度には地球環境問題に関連するとも言われる森林火災や大地震等の自然災害による複数の保険事故も発生した。

さらに、中台リスクに加え、新型コロナ禍で財政が悪化した国々で非常危険や信用危険が高まる可能性も懸念されており、貿易保険の役割は益々重要となっている。

### 2 経済安全保障と貿易保険

昨今、米中新冷戦時代が到来していると言われ、通商政策において経済安全保障がより重視されるようになってきている。これは、過去の米ソ冷戦時代のように単純に資本主義陣営の国と共産主義陣営の国に分断されるわけではなく、国家戦略によって分野毎に輸出入や投融資への規制が行われるハイブリッド型である。

日本政府は、経済安全保障に関する産業や技術基盤に影響が及ぶ脅威及びリスクが拡大する中、日本の産業や技術基盤を守ることは責務であるとしている。2022年5月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律<sup>267</sup>」が施行され、政令でサプライチェーン強靱化のため12の特

---

<sup>265</sup> 株式会社 日本貿易保険「2021年度年次報告書」、p21

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2021-j.pdf>

2021年度の日本貿易保険の保険金支払額は全体で、2002年度（当時は独立行政法人）の約651億円に次ぐ、創立以来2番目に大きな612億円となった。

<sup>266</sup> 「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について（2024年3月1日 外務省・財務省・経済産業省）」

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/gaitamehou\\_shisantouketsu\\_20240301.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaitamehou_shisantouketsu_20240301.html)

<sup>267</sup> 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年

定重要物資が指定された<sup>268</sup>。経済産業省は、サプライチェーン強靱化やGX、国際連携を含む政策的意義の高い分野における企業の挑戦を下支えするため、重点的に貿易保険を提供するとしている<sup>269</sup>。貿易保険による非常危険の填補はより重要性を増し、同時に巨額の保険金支払いの可能性が生じている。

### 3 開発途上国と貿易保険の債務問題

開発途上国の債務問題は現在も世界の大きな課題の1つであり、その解決には債務繰延や削減に関する国際合意とともに、重債務国への安易な新規融資の制限と、これらの国の経済を再建するための支援が必要とされる。かつてのようにパリクラブでの国際合意や二国間の政府による債務交渉だけではなく、多様な民間債権者との合意形成が必要となる例もあり、状況はより複雑化している。日本から開発途上国への資金フローは、①円借款等の政府開発援助資金、②国際協力銀行による公的金融貸付、③貿易保険付き商業債権、④商業銀行の融資や民間企業による投資に大別される。民間企業による投資や新規の貿易信用の供与は技術やO&M等の経営のノウハウ、設備等の経済開発資源と一体的に供与される。民間資金は、譲許性においては公的資金の直接供与に劣るが、開発途上国の経済成長にとってより効果的な場合があるため、開発途上国からも強い要請がある。開発途上国が債務不履行に陥ることなく、継続して返済を行うためには経済を担う産業の発展が必要である。それには基本的なインフラ整備を要し、最適な資金が供給されることが重要である。

しかしながら、貿易保険が付保する民間企業の海外事業には多様なリスクが含有されており、保険事故の予測は容易ではなく大数の法則が働きにくいと言われている。実際、過去には中進国・開発途上国の政府による債務不履行等の非常危険が頻発し、通商産業省は巨額の保険金を支払った。その結果、通商産業省は保険金の支払原資を財政融資に依存するようになり、保険料収入による返済が不可能な債務額となっても続いた。

最終的には、政府が貿易保険事業に増資し、通商産業省は保険料を値上げし、保険料収入から長期の返済が行われた。この間、新規の保険引受や保険金

---

法律第四十三号)」[https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043#Mp-Ch\\_2-Se\\_5](https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043#Mp-Ch_2-Se_5)

<sup>268</sup> 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）」第一章 特定重要物資の安定的な供給の確保（特定重要物資の指定）第一条：経済産業省関係では、半導体、蓄電池、クラウド、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、重要鉱物、天然ガス、先端電子部品がある。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504C00000000394>

<sup>269</sup> 経済産業省「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン改訂版」（2024年5月）

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/240515actionplan.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/240515actionplan.pdf)

の支払いに支障が生じることとなった。このような経験を踏まえ、現行の貿易保険法では政府保証や財政措置が担保されているが、これは日本貿易保険が大きな損失を計上すれば国民負担となることを意味する。

したがって、日本貿易保険が開発途上国等への資金還流や経済安全保障の観点を含めた日本企業のサプライチェーンの強靱化を支援する際には、これまで以上に適切なリスクコントロールを行い、財務健全性を維持することが求められる。

#### 4 日本貿易保険の財務健全性の維持

貿易保険事業の財務健全性は、保険料収入とリスクコントロール体制に応じた引き受けを行うことによって維持される。日本貿易保険は、限られた経営資源を最適な配分で活用する必要がある、そのためには特定の国や債務者に関して保険引受の上限を定め随時それを見直さなければならない。特定の国や債務者が引受上限に到達する可能性が高い場合には、より慎重なリスク審査を実施し<sup>270</sup>、リスクが継続して上昇する場合には保険料を上げることも検討しなければならない。

さらに、日本貿易保険は政策的重要度の高い案件の引き受けを優先する必要がある。引受上限を超えて、経済産業省が政策的重要度の高い案件への付保を日本貿易保険に求める場合には、同省は何を以て政策的に重要と判断するのか明確に示さなければならない。また、日本企業は日本貿易保険が付保する事由の範囲を十分に理解し、その経営危機は保険引受の縮小をもたらす可能性があることに対して理解が求められる。

#### 5 日本の産業構造の変化と今後の貿易保険

2015年の日本のGDPに占める製造業比率は2割弱<sup>271</sup>であり、今後、経済安全保障の観点から日本企業が一部の製造拠点を日本に戻す可能性はあっても、労働力不足やサプライチェーンの在り方から、多くの製造拠点が日本に戻る可能性は高くはないと考える。日本の産業構造の変容は貿易保険の収入構造にも変化をもたらした。日本貿易保険の保険料収入は過去、輸出保険に支えられ、製造業の輸出状況に大きな影響を受けてきた。輸出保険は審査も定型的で簡易なものが多く、保険期間が短いため保険期間の長い融資保険よりも資本回転率が

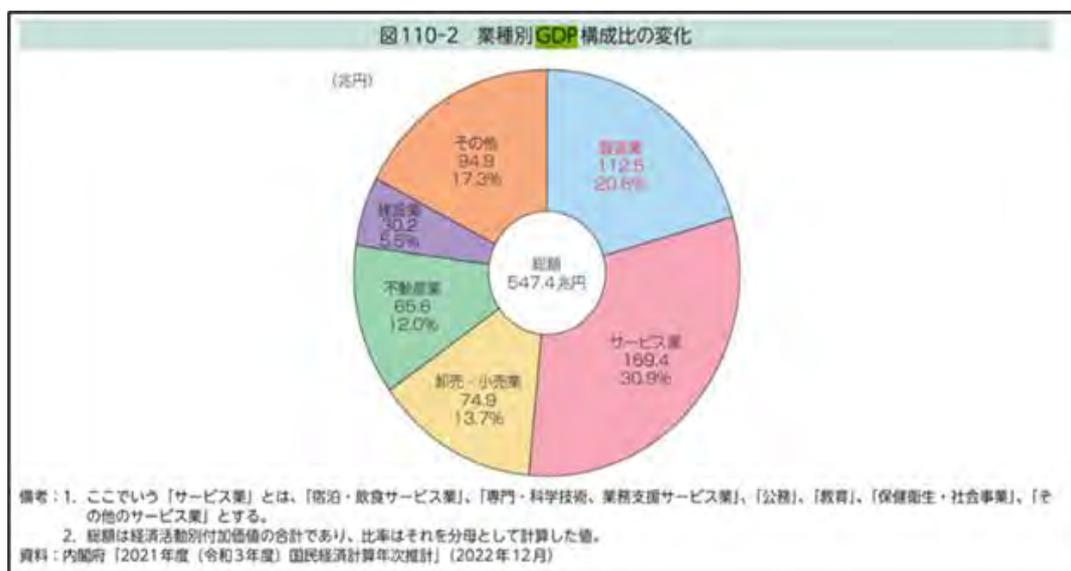
---

<sup>270</sup> 株式会社 日本貿易保険は引受残高の極一部ではあるが、海外のECAsや民間保険会社に出再する努力を行っている。

<sup>271</sup> 2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計（フロー編）ポイント、p10  
[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/2022/sankou/pdf/point\\_flow20231225.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2022/sankou/pdf/point_flow20231225.pdf)

高いと考えられる。しかし、長期で見れば保険料収入に占める輸出保険の比率は減少傾向にある。

2022年にドイツで開催されたG7サミットで、公的金融による化石燃料案件の支援が禁止された<sup>272</sup>。インフラ輸出の中でも火力発電プラントに強みを持つ日本企業は公的金融支援をパッケージとした大型の発電設備の輸出を進めてきたが、これらの案件への公的金融支援がG7で禁止され、例外的な案件のみ支援可能となった。この影響を受け、日本貿易保険の2022年度の保険料収入は減少した。2023年は海外事業資金貸付保険の引き受け増加によって保険料収入が大きく増加したが、このような傾向が継続するとは考えにくい。海外事業資金貸付保険の対象となるプロジェクトは構造が複雑で、交渉や確認を要するものが多く、ファイナンスクローズに至るまでに複数年かかり、1件の保険引き受けに時間と人的コストが掛かるためである。



出所：2023年度版「ものづくり白書」<sup>273</sup>

## 6 インフラ戦略と貿易保険

2013年3月に内閣官房長官を議長とする経協インフラ戦略会議が開催され、

<sup>272</sup> 外務省「G7首脳コミュニケ（2022年6月28日）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf> 「(前略)我々は、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了した。加えて、国家安全保障および地政学的利益の重要性を認識し、我々は、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する摂氏1.5度目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援の2022年末までの終了にコミットする。(後略)」

<sup>273</sup> <https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2023/pdf/all.pdf>

同年5月に「インフラシステム輸出戦略」<sup>274</sup>が策定された。インフラシステム輸出は、新興国と日本の経済成長に貢献するとされ、2016年5月のG7伊勢志摩サミットで「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」<sup>275</sup>が表明された。

新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要を巡っては受注獲得競争が厳しさを増し、日本は競合国との差別化を図るため官民が協働した。以降、「インフラシステム輸出戦略」は毎年改訂を重ね、2020年12月に新たに「インフラシステム海外展開戦略2025」が決定された。コロナ禍の環境変化やサプライチェーンの複層化を踏まえ、日本企業の事業持続性やレジリエンスを確保するため、貿易保険の対象の拡大や支払いの迅速化による支援強化が検討された。さらに、2024年6月には「2030年を見据えた新戦略骨子」が公表され、「インフラシステム海外展開戦略2025」に代わり、2030年のあるべき姿と実現に向けた新戦略が2024年内に策定される予定である。同骨子では、各国との脱炭素化への協力・サプライチェーンの強靱化と経済安全保障・グローバルサウスとの緊密な連携・スタートアップが世界のインフラ市場に挑戦できる環境整備等に注力するとされている。

このような状況下、日本貿易保険は新しい試みに挑戦している。2023年、日本貿易保険はアフリカ貿易保険機構(ATI)に1,480万米ドルの出資を行った。ATIと連携することにより、アフリカ案件への資金還流に貢献し、保険料収入を増やすことを目指している。また、日本貿易保険は脱炭素化案件への支援にも積極的に取り組む姿勢を見せている。次世代エネルギーに関しては、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助により、日本企業のコンソーシアムが水素のサプライチェーン構築を模索する実証事業を行った。アンモニアに関しては、専焼による発電の実証事業を行っている企業や、石炭火力発電設備の商用機で20%の混焼を実施している発電会社もある。日本貿易保険はこうした新分野を重視しているが<sup>276</sup>、付保案件となるには今しばらく時間を要す

---

<sup>274</sup> 首相官邸 経協インフラ戦略会議 HP に「インフラシステム輸出戦略」、「インフラシステム海外展開戦略2025」、「2030年を見据えた新戦略骨子」が掲載されている。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/index.html>

<sup>275</sup> 外務省「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」

原則5：PPP等を通じた効果的な資金動員の促進 質の高いインフラ投資は、PPPや、MDBs等を通じたその他の形態の革新的な資金調達により、民間部門を含む資金を効果的に動員すべきである。この目的のため、国家・地方政府のレベルにおける適切な投資環境を強化しデュー・プロセスおよび透明性を促進するための投資受入 国政府を含むステークホルダー間の共同の取組が不可欠である。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160310.pdf>

<sup>276</sup> 株式会社 日本貿易保険「2024年度 第8期 事業計画」、p2

[https://www.nexi.go.jp/corporate/general/administrative/plan/pdf/ol\\_keikaku\\_main](https://www.nexi.go.jp/corporate/general/administrative/plan/pdf/ol_keikaku_main)

ると考えられる。将来的には、モノの輸出を伴わないスタートアップ等によるデジタル技術の役務提供契約にも保険が付保されることが期待される。

## 7 日本貿易保険を担う人材

2001年に貿易保険業務が通商産業省から独立行政法人に移行した理由の1つに、職員が複雑化する海外案件に対応できる専門能力を持つ必要があったことが挙げられる。2017年に日本貿易保険が独立法人から株式会社に移行し、それまでのように職員の採用数や給与水準に関して独立行政法人の基準に縛られることがなくなった。2024年現在、職員数は独立行政法人時代の二倍近くなり、次代を担う新卒者採用も積極的に行うことができるようになった。

今後、さらに業務の質を高めるためには、保険や金融の分野で豊富な実務経験とマネジメント能力、国内外での人脈を備えた人材を経営陣に迎えることが重要である。独立行政法人移行、日本貿易保険の経営トップは経済産業省出身者であったが、必ずしも同省出身者である必要はない。保険引受に関する政策との一体性について経済産業省と本質的な議論を行うことができ、保険を含む金融の知見、国内外の人脈を備えた人材が適している。なぜなら、日本貿易保険が専門性と機動性を備え、健全に維持されるためには、経営陣がその機能と限界を熟知している必要があるからである。

日本企業の輸出支援と開発途上国への資金還流の促進が、長く貿易保険の重要な役割であったが、日本の産業構造が変化し地政学リスクが高まる今、どのような方法で貢献していくのか、その役割が問い直されている。

## ■年表

年	月	年表
1930	1	濱口雄幸内閣、金輸出解禁
	5	輸出補償法公布
1931		輸出額が大正元年以降、最低となる
1932		金輸出を再禁止
1937	6	輸出補償法が改正され、輸出補償法中改正法律公布
	7	日中戦争が勃発（盧溝橋事件）
1940	5	輸出資金及輸出製造資金融通損失補償法公布
	9	日独伊三国同盟条約締結
		<b>日本の貿易赤字が過去最大</b>
1941	5	輸出不能に因る損失補償制度実施要綱（閣議決定）
	7	<b>米英が対日資金凍結令発令</b>
	12	太平洋戦争勃発
1945	8	終戦
1950	3	<b>輸出信用保険法公布</b>
1955		日本の造船業は英国を抜き、受注量で世界一
1953	7	輸出信用保険法を輸出保険法に改称
1964		日本は IMF8 条国入り、OECD にも加盟
1965	12	<b>インドネシア中央銀行の外貨送金遅延、保険事故認定</b>
1966		ガーナ外貨送金遅延による保険事故発生（同年の支払保険金 120 億円）
1967		輸出保険特別会計の財政基盤が悪化（保険金支払額 153 億円）
	12	一般会計から輸出保険特別会計に 10 億円繰り入れ
1968	2	一般会計から輸出保険特別会計に 20 億円繰り入れ
1969	5	OECD 船舶了解成立
1971	8	ニクソン・ショック
1973		第一次石油危機
1976		IJPC プロジェクト着工
1978	1	イラン革命
		<b>OECD 輸出信用アレンジメント合意</b>
1979		第二次石油危機
1980	9	イラン・イラク戦争勃発
1981		ポーランドの債務繰延と巨額保険金支払い
1982		東欧諸国の債務繰延と巨額保険金支払い
1983		中南米諸国の債務繰延と巨額保険金支払い

1985	9	プラザ合意
1986	3	イラク政府の債務不履行による巨額保険金支払い
1987		日本の貿易収支は、964億ドルの大幅な黒字を記録
	3	輸出保険法を貿易保険法に改正
1988	5	保険引受停止国（55カ国）、引受制限国（40カ国）に及ぶ
	5	輸出業界、保険引受条件緩和を要望
	5	貿易保険審議会：発展途上国への資金還流と貿易保険の役割と財政基盤の強化を提言
	6	<b>G7 トロントサミット開催</b>
	8	イラン・イラク戦争停戦
	10	イラク政府と第一次オイルスキーム合意 (原油輸入代金で対日債務返済の引当て)
1989	3	累積債務問題による多額の保険金支払いが継続 単年度の保険収支が1,035億円の赤字
	3	補正予算により一般会計から貿易保険特別会計に900億円の繰り入れ
	4	当初予算により一般会計から貿易保険特別会計に32億円の繰り入れ
	12	イラク政府と第二次オイルスキーム合意
1990	8	イラクのクウェート侵攻により、オイルスキーム崩壊
1991		旧ソ連崩壊、IJPCプロジェクトへの保険金支払い（777億円）
1997		アジア通貨危機が起こる
2001	4	<b>独立行政法人日本貿易保険設立</b>
2008	9	世界金融危機
2013	5	「インフラシステム輸出戦略」策定
2015	11	OECDでECAsが支援する石炭火力支援条件合意 (アレンジメントに石炭火力セクター了解を導入)
2015	12	COPでパリ協定採択
2017	4	<b>株式会社日本貿易保険設立</b>
2020	12	「インフラシステム海外展開戦略2025」策定
2022	2	ロシアがウクライナに侵攻する
2023	10	パレスチナ・ガザ戦争勃発
2024	3	損益計算書に支払備金繰入額（翌期に支払われる保険金額） 807億円を計上

## 引用文献/参考文献

### ■文献

(論文)

浅井良夫「戦後為替管理の成立」成城大学・経済研究 第195号(2012年1月)(2024年6月23日最終閲覧) <https://www.seijo.ac.jp/pdf/faeco/kenkyu/195/195-asai.pdf>

伊藤さゆり「BIS統計から捉えた欧州の金融危機」(2009-05-15)ニッセイ基礎研究所経済調査部門 主任研究員(2024年10月18日最終閲覧)

[https://www.nli-research.co.jp/files/topics/38197\\_ext\\_18\\_0.pdf](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/38197_ext_18_0.pdf)

梅野巨利「イラン・ジャパン石油化学プロジェクト誕生過程の史的分析」(国際ビジネス研究第1巻第2号、p133-p145)(2009年)(2024年8月29日最終閲覧)

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaibs/1/2/1\\_KJ00006221315/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaibs/1/2/1_KJ00006221315/_article/-char/ja/)

岡田保「事變下に於ける輸出補償制度の概観」(「商工研究4」p31-p73、彦根高等商業学校商工研究会編)(1940年2月)(2024年8月4日最終閲覧)

<https://shiga-u.repo.nii.ac.jp/records/10531>

笠松鉄兵「独立行政法人制度の現状と問題点—独立行政法人改革とは何だったのか?」(日本科学者会議編集・発行「日本の科学者」Vol.54 No.12)(2019年12月)(2024年8月13日最終閲覧)

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsci/54/12/54\\_04/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsci/54/12/54_04/_article/-char/ja)

片岡伊「メキシコの対外債務と金融改革(1)」(大阪市立大学経営学会「経営研究」49(1)、p1-p29、1998年5月)(2024年10月11日最終閲覧)

<https://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/contents/osakacu/kiyo/DB00000493.pdf>

上坂西三「輸出信用保証論」(「現代金融経済全集」第二巻)(改造社1936年4月19日発行)

鯉渕賢・櫻川昌哉・星岳雄・細野薫「世界金融危機と日本の金融システム」(日本金融学会「金融経済研究」第36号p1-p23(2014年4月))(2024年6月19日最終閲覧)

<https://www.jsmeweb.org/ja/journal/pdf/vol.36/full-paper-36jp-koibuchi.pdf>

小林 篤(損保ジャパン日本興亜総合研究所) 亜細亜大学経営学部2018年度後期「保険論」第3回(2024年11月4日最終閲覧)

[https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/themes/sompori/assets/pdf/asia2018\\_03.pdf](https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/themes/sompori/assets/pdf/asia2018_03.pdf)

小松正昭「第10章 経済環境の変化と経済構造調整政策—インドネシア—」(「国際経済環境と経済調整」アジア経済研究所発行(1990)) (2024年9月8日最終閲覧)

<https://ir.ide.go.jp/records/44610>

杉浦 康「中国の「日本中立化」政策と対日情勢認識 第四次日中民間貿易協定交渉過程と長崎国旗事件を中心に」(アジア研究/54巻(2008)4号、p70)(2024年7月15日最終閲覧) [https://www.jstage.jst.go.jp/article/asianstudies/54/4/54\\_70/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/asianstudies/54/4/54_70/_pdf)

杉野文俊「ロイズのコーポレートガバナンス— 新生ロイズの復活と変貌について —」日本保険学会 保険学雑誌 第610号(平成22年9月発行)(2024年11月4日最終閲覧)

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsis/2010/610/2010\\_610\\_133/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsis/2010/610/2010_610_133/_pdf)

祖父江利衛「1950年代後半～60年代前半における日本造船業の建造効率と国際競争：建造実績世界一と西欧水準建造効率達成の幻影」（政治経済学・経済史学会「歴史と経済」2008年51巻1号 p1-p18（2024年4月22日最終閲覧）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/rekishitokeizai/51/1/51\\_KJ00007729495/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/rekishitokeizai/51/1/51_KJ00007729495/_article/-char/ja)

祖父江利衛「復興期の日本造船業」（2006年3月）21COE, University of Tokyo MMRC Discussion Paper No. 78（2024年8月16日最終閲覧）

[https://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC78\\_2006.pdf](https://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC78_2006.pdf)

高塚年明「国会から見た経済協力・ODA（1）参議院～賠償協定を中心に～」(「立法と調査」参議院事務局企画調整室編（256），p27-P40）（2006年6月）（2024年7月14日最終閲覧）

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2006pdf/2006062927.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/2006062927.pdf)

高瀬弘文「日本のココム加入と対中貿易－外務省と通産省の政策対立を中心に－」（一橋大学一橋学会一橋論叢編集所編、p57-p76）（2002年1月発行）（2024年8月13日最終閲覧） <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I6009985>

高屋定美・前田直哉「英国による金本位制復帰の選択に関する政策過程の実証分析」（関西大学商学論集 第64巻第2号（2019年9月）関西大学学術リポジトリ）（2024年6月30日最終閲覧） <https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/record/13545/files/KU-1100-20190925-02.pdf>

高根務「独立ガーナの希望と現実：ココアとエンクルマ政権，1951-1966年」国立民族学博物館研究報告 31(1)：1-20（2006年）2024年7月5日最終閲覧）

[https://minpaku.repo.nii.ac.jp/record/3977/files/KH\\_031\\_1\\_001.pdf](https://minpaku.repo.nii.ac.jp/record/3977/files/KH_031_1_001.pdf)（

立脇和夫「占領期日本の対外経済関係と外国為替銀行（上）」（早稲田商学第371号（1996年12月））（2024年6月22日最終閲覧）

[https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/12415/files/92923\\_371.pdf](https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/12415/files/92923_371.pdf)

津久間豊「〈特集1〉 繊維産業のビジョン 戦後の我国繊維産業の推移と今後」（「繊維機械学会誌 36巻11号 p489-p490（1983年）（2024年9月5日最終閲覧）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/transjtmsj1972/36/11/36\\_11\\_P489/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/transjtmsj1972/36/11/36_11_P489/_pdf/-char/ja)

波多野勝「戦後日中貿易の再開を巡る政治的背景－中日議員連盟の発足と第一貿易協定成立」（「アジア研究」アジア政経学会季編、如水書房 1巻1号）（1954年）

藤田昌三（経済産業委員会調査室）「貿易保険制度の変遷と改革の動き」（「立法と調査」No. 330(参議院事務局企画調整室編集）（2012年7月）（2024年4月29日最終閲覧）

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2012pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf)

[/20120702058.pdf](#)

畑瀬真理子「戦間期日本の為替レート変動と輸出 -1930年代前半の為替レート急落の影響を中心に-」（「金融研究」、p100、日本銀行金融研究所発行）（2002年6月）（2024年9月5日最終閲覧）<https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk21-2-5.pdf>

前田幸一「経済援助とカントリーリスク」、「危機と管理」第12巻、p100（1984年）、日本リスクマネジメント学会発行（2024年6月7日最終閲覧）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jarms/12/0/12\\_89/\\_article/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jarms/12/0/12_89/_article/-char/ja)

前田充浩「第2回海外面的開発に係る公的関与に関する研究会」資料（2017年）（2024年7月21日最終閲覧）[https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk144\\_3.pdf](https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk144_3.pdf)

松岡 順「現代のロイズー ロイズの組織とその仕組み -」損保総研レポート 第90号（2009.12）（2024年11月4日最終閲覧）

[https://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport090\\_2.pdf](https://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport090_2.pdf)

見浪知信「1930年代の輸出拡大と輸出補償法-新市場向け輸出を中心に-」（日本史研究 665巻 p28-p53、日本史研究会発行）（2018年1月）（2024年8月31日最終閲覧）

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/nihonshikenkyu/665/0/665\\_28/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/nihonshikenkyu/665/0/665_28/_article/-char/ja/)

山本義彦「両大戦間期 日本の貿易構造（上）統計指標による分析」静岡大学法経研究 静岡大学法経学会（1987年）（2024年4月29日最終閲覧）

<https://shizuoka.repo.nii.ac.jp/records/1184>

王広涛「日本の戦争賠償問題と対中政策」（名古屋大学法政論集巻267、p43-p81）（2016年9月25日発行）（2024年4月12日最終閲覧）

<https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/22781>

#### （書籍等）

「貿易保険40年のあゆみ」財団法人 貿易保険機構（1990年11月発行）

「貿易保険50年のあゆみ」財団法人 貿易保険機構（2001年3月発行）

「貿易保険20年のあゆみ」株式会社 日本貿易保険（2022年2月発行）

「貿易保険」財団法人貿易保険機構（2001年2月発行）

「輸出信用保険の解説」通商産業省通商振興局経理部金融保険課 編著（1950年7月発行）

「東京商工会議所八十五年史」上巻（東京商工会議所 1966年9月30日発行）

「商工行政史談会速記録」第2分冊（産業政策史研究所 解説・著/（財）通商産業調査会虎ノ門分室出版）（1975年3月31日発行）

「商工政策史」第6巻貿易（下）（通商産業省編・商工政策史刊行会出版）（1971年3月31日発行）

「商工省三十五年少史」通商産業省編（1960年発行）

「通商産業政策史」第9巻 - Ⅲ期 高度成長期（2） -、p244（1989年3月31日発行）

通商産業省編、財団法人 通商産業調査会発行

「貿易保険審議会中間報告」-新たな局面を迎えた累積債務問題と貿易保険-（1991年6月

10 日)

「貿易保険審議会中間報告」-発展途上国等に対する新たな民間資金還流の拡大に向け-  
(1992 年 12 月 10 日)

「戦時経済と貿易国策」商工省貿易局長官 菱沼勇 著、戦時経済国策大系第八巻 (産業経済  
学会) (1941 年 1 月発行)

「中南米債務」ペドロ＝パブロ・クチンスキー著 サイマル出版会 (1990 年)

「国際協力事業団二十五年史」国際協力事業団 (1999 年)

## ■引用/参考 WEB サイト

### (首相官邸)

行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会 第 2 ワーキンググループ (第 4  
回) 配布資料 資料 2」(2024 年 8 月 13 日最終閲覧)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryou.html>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryou2-2-2.pdf>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/wg2/dai4/siryou2-2-3.pdf>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/kaikaku/index.html>

経協インフラ戦略会議:「インフラシステム輸出戦略」、「インフラシステム海外展開戦略  
2025」、「2030 年を見据えた新戦略骨子」(2024 年 9 月 8 日最終閲覧)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/index.html>

### (内閣官房)

「閣議決定」(2024 年 8 月 25 日最終閲覧)

[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2012/pdf/20111224\\_kakugikettei.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2012/pdf/20111224_kakugikettei.pdf)

「特別会計改革について」(2024 年 8 月 25 日最終閲覧)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/yusikikondankai/pdf/sankou2.pdf>

「独立行政改革に関する有識者会議」(2024 年 8 月 29 日最終閲覧日)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou\\_kaikaku/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou_kaikaku/index.html)

### (衆議院)

「衆議院議員風早八十二君提出外国為替管理委員会に関する質問に対する答弁書」(2024  
年 8 月 13 日最終閲覧)

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b009146.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b009146.htm)

### (参議院)

「IJPC 閣議決定に関する質問主意書」(2024 年 6 月 7 日最終閲覧)

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/096/syuh/s096012.htm>

「IJPC 閣議決定に関する質問主意書への答弁」(2024 年 6 月 7 日最終閲覧)

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/096/touh/t096012.htm>

### (国会会議録検索システム)

「第6回国会 衆議院 通商産業委員会議録 第十九号 (1949年12月1日) (P3 中段)」  
(2024年8月13日最終閲覧)

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=100604793X01919491202&page=3&spkNum=2&current=1>

「第63回国会 衆議院 本会議 第18号 (1970年4月9日)」(2024年11月7日最終閲覧) <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/106305254X01819700409/7>

### (内閣府)

経済社会総合研究所「バブル／デフレ期の日本経済と経済政策」(2011年)(2024年6月25日最終閲覧)

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/history/history\\_01/history\\_01.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/history/history_01/history_01.html)

経済社会総合研究所 国民経済計算部「2022年度(令和4年度)国民経済計算年次推計(フロー編)ポイント」(令和5年12月25日)(2024年6月9日最終閲覧)

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/2022/sankou/pdf/point\\_flow20231225.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2022/sankou/pdf/point_flow20231225.pdf)

GDP統計(2024年7月21日最終閲覧)

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je08/08b09010.html>

### (行革会議)

行政改革会議「最終報告」(1997年12月3日)(2024年7月31日最終閲覧)

<https://www.gyokaku.go.jp/siryou/souron/report-final/index.html>

行政減量・効率化有識者会議 参考資料(独立行政法人日本貿易保険)(2024年6月11日最終閲覧)

<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai53/shiryoku2-2.pdf>

<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/index.html>

### (行政改革推進会議)

「閣議決定」p25(2024年8月25日最終閲覧)

[https://www.gyokaku.go.jp/suishinnshitsu/siryoku/dokuhou/120120\\_khoshin.pdf](https://www.gyokaku.go.jp/suishinnshitsu/siryoku/dokuhou/120120_khoshin.pdf)

### (経済産業省)

「通商白書 2023年度」(第1章 減速感を強める世界経済「コラム1 1980年代の中南米の累積債務問題」)(2024年10月11日最終閲覧)

<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2023/pdf/1-1-c1.pdf>

「経済産業省における行政事業レビューの取組について」(2023年度)(2024年8月10日最終閲覧)

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/review2023/html/1-2saisyu.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2023/html/1-2saisyu.html)

資源エネルギー庁「日本のエネルギー、150年の歴史④」（2024年6月24日最終閲覧）

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/history4shouwa2.html>

2023年度版「ものづくり白書」（2024年8月25日最終閲覧）

<https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2023/pdf/all.pdf>

「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン改訂版」（2024年5月）  
（2024年10月19日最終閲覧）

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/240515actionplan.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/240515actionplan.pdf)

## （外務省）

「日本外交文」占領期1巻「四 中間賠償、1 対象施設の決定と撤去に向けた対応、2 賠償の緩和から中止までの対応」（2024年8月16日最終閲覧）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page25\\_000803.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page25_000803.html)

「昭和32年度版わが外交の近況」（1957年度版）（2024年8月13日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1957/s32-2-2-2.htm>

「昭和34年度版わが外交の近況」（1959年度版）（2024年7月15日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1958/s33-contents.htm>

「昭和35年度版わが外交の近況」（1960年度版）（2024年7月6日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1960/s35-2-4-6.htm#1>

「昭和39年度版わが外交の近況」（1964年度版）（2024年4月30日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1964/s39-5-4-008.htm>

「昭和41年度版わが外交の近況」（1966年度版）（2024年10月10日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1966/s41-1-4.htm#3>

「昭和43年度版わが外交の近況」（1968年度版）（2024年7月6日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-2-1-1.htm#c5>

「昭和44年度版わが外交の近況」（1969年度版）」（2024年7月5日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1969/s43-13-2-1-8.htm>

「昭和45年度版わが外交の近況」（1970年度版）（2024年10月10日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1970/s44-2-1-1.htm#a9>

「債務救済措置に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の二の書簡の交換」（2024年6月20日最終閲覧）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc\\_00/r\\_eco7.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_00/r_eco7.html)

「我が国の債務救済措置（公的債務免除額）（概算値）」（2024年8月7日最終閲覧）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/saimuhouki.html>

「ODA白書」1997年度版（2024年7月21日最終閲覧）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji97/n8\\_3\\_34.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji97/n8_3_34.html)

「ODA白書」1999年度版（2024年7月21日最終閲覧）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji99/n6\\_3\\_34.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/nenji99/n6_3_34.html)

「ODA 白書」2002 年度版 (2024 年 7 月 21 日最終閲覧)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02\\_hakusho/ODA2002/html/siryo/sr3150006.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02_hakusho/ODA2002/html/siryo/sr3150006.htm)

「ODA 白書」2003 年度版 (2024 年 6 月 2 日最終閲覧)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03\\_hakusho/ODA2003/html/kakomi/kk02006.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/03_hakusho/ODA2003/html/kakomi/kk02006.htm)

「ODA 白書」2004 年度版 (2024 年 7 月 21 日最終閲覧)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04\\_hakusho/ODA2004/html/siryo/sr3150006.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/siryo/sr3150006.htm)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04\\_hakusho/ODA2004/html/honpen/hp202030207.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/honpen/hp202030207.htm)

「ODA 白書」2006 年度版 (2024 年 7 月 21 日最終閲覧)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06\\_hakusho/ODA2006/html/siryo2/sl1150005.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/siryo2/sl1150005.htm)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06\\_hakusho/ODA2006/html/honbun/hp202020207.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/honbun/hp202020207.htm)

G20 首脳「金融・世界経済に関する首脳会合宣言 (仮訳) (2008 年 11 月 15 日)」(2024 年 6 月 9 日最終閲覧)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_aso/fwe\\_08/sks.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_08/sks.html)

「G7 首脳コミュニケ (2022 年 6 月 28 日)」(2024 年 6 月 9 日最終閲覧)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf>

「トロントサミット経済宣言 (仮訳) (1988 年 6 月 21 日)」(2024 年 7 月 21 日最終閲覧)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toronto88/index.html>

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toronto88/j14\\_a.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toronto88/j14_a.html)

## (経済企画庁)

「昭和 37 年 年次世界経済報告」(1962 年 12 月 18 日) (2024 年 8 月 13 日最終閲覧)

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we62/wp-we62-01201.html>

「昭和 40 年 年次世界経済報告」(1965 年 12 月 7 日) (2024 年 5 月 24 日最終閲覧)

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we65/wp-we65-00303.html>

「昭和 63 年 世界経済白書 本編」(1988 年 12 月 9 日) (2024 年 5 月 24 日最終閲覧)

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we88-1/wp-we88-00202.html>

「年次世界経済報告 第 6 章 東南アジア経済の現局面と貿易」(昭和 41 年) (2024 年 4 月 27 日最終閲覧)

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we66-1/wp-we66-00601.html>

「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」原則 5 : (2024 年 8 月 29 日最

最終閲覧日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160310.pdf>

### (財務省)

「大蔵省史—明治・大正・昭和—」第2巻 第5期「恐慌からの脱出と大蔵省」(昭和4年-昭和11年)(2024年4月29日最終閲覧)

[https://www.mof.go.jp/pri/publication/mof\\_history/okurasif.htm](https://www.mof.go.jp/pri/publication/mof_history/okurasif.htm)

大蔵省財政史室編「昭和財政史—終戦から講話まで—」第19巻(統計)(1978年)「貿易統計 年別輸出入総額(確定値)」(2024年7月27日最終閲覧)

<https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/nenbet.htm>

「輸出損失補償制度拡充要項」昭和16年5月23日閣議決定(日本金融史資料 昭和編第34巻 日本銀行調査局 大蔵省印刷局(1973年5月)(2024年4月30日最終閲覧)

[https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s16\\_17/bib00317](https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s16_17/bib00317)

「貿易統計、貿易統計過去データ(1970年~1987年)」(2024年7月13日最終閲覧)

<https://www.customs.go.jp/toukei/suii/index.htm>

「我が国の発展途上国に対する資金の流れ」(「財政金融統計月報」財務総合政策研究所編)(2024年6月17日最終閲覧)

(1976年6月版) <https://dl.ndl.go.jp/pid/2703211/1/35>

(1977年6月版) <https://dl.ndl.go.jp/pid/2703247/1/40>

(1984年6月版) <https://dl.ndl.go.jp/pid/2703307/1/41>

「パリクラブ(主要国債権国会合)について」(2024年6月2日最終閲覧)

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/economic\\_assistance/others/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/economic_assistance/others/index.html)

「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について(2024年3月1日 外務省・財務省・経済産業省)」(最終閲覧 2024年11月26日)

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/gaitamehou\\_shisantouketsu\\_20240301.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaitamehou_shisantouketsu_20240301.html)

### (会計検査院)

「平成元年度決算検査報告」(2024年7月21日最終閲覧)

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h01/1989-h01-0450-0.htm>

### (国土交通省)

国土交通省「運輸白書」昭和42年度(2024年5月8日最終閲覧)

[https://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa42/ind090101/001.html#figII-\(IV\)-1](https://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa42/ind090101/001.html#figII-(IV)-1)

## (日本貿易保険)

独立行政法人日本貿易保険「貿易保険事業の独立行政法人化について」(2024年6月11日最終閲覧) [https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/topics-o/to\\_001201.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/topics-o/to_001201.html)

独立行政法人日本貿易保険「2001年度～2003年度 年次報告書」(2024年6月11日最終閲覧) <https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/annual/index.html>

独立行政法人日本貿易保険「ロシア・プリペイメントについて」(2006年8月)(2024年6月11日最終閲覧)

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv\\_syuppan/magazine/200608/paris.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv_syuppan/magazine/200608/paris.html)

独立行政法人日本貿易保険「海外事業資金貸付保険による製造業等の海外日系企業運転資金支援について」(2009年1月21日)(2024年7月31日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/001392.html>

株式会社日本貿易保険「e-NEXI「2008年度の保険事故の特色について」(2009年7月)(2024年6月11日最終閲覧)

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv\\_m\\_tokusyu/sv\\_m\\_tokusyu\\_0907-1.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/service/sv_m_tokusyu/sv_m_tokusyu_0907-1.html)

独立行政法人日本貿易保険「e-NEXI『倍増するNEXIの船舶輸出ファイナンス支援案件』(2015年2月号)」(2024年6月19日最終閲覧)

[https://www.nexi.go.jp/webmagazine/mt\\_file/e-nex\\_2015\\_02.pdf](https://www.nexi.go.jp/webmagazine/mt_file/e-nex_2015_02.pdf)

株式会社日本貿易保険「用語集」(2024年8月7日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/glossary/detail/003561.html>

株式会社日本貿易保険「輸出手形保険の改善のお知らせ」(2024年4月1日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/001985.html>

株式会社日本貿易保険「年次報告書2019年度」(2024年6月19日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2019-j.pdf>

株式会社日本貿易保険「年次報告書2021年度」(2024年11月26日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2021-j.pdf>

株式会社日本貿易保険「2021年度の保険事故・保険金支払の状況」

[https://www.nexi.go.jp/topics/mt\\_file/2022072101.pdf](https://www.nexi.go.jp/topics/mt_file/2022072101.pdf)

株式会社日本貿易保険「2023年度の保険金支払の状況」

[https://www.nexi.go.jp/topics/mt\\_file/hokenjikono\\_tokushoku2023.pdf](https://www.nexi.go.jp/topics/mt_file/hokenjikono_tokushoku2023.pdf)

株式会社日本貿易保険「年次報告書2023年度」(2024年9月8日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2023-j.pdf>

株式会社日本貿易保険「2024年度 第8期 事業計画」(2024年8月29日最終閲覧日)

[https://www.nexi.go.jp/corporate/general/administrative/plan/pdf/ol\\_keikaku\\_main2024.pdf](https://www.nexi.go.jp/corporate/general/administrative/plan/pdf/ol_keikaku_main2024.pdf)

株式会社日本貿易保険「貿易保険事業収支の推移」(2024年7月27日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/corporate/profile/transition/index.html>

株式会社日本貿易保険「G7 ECA 会合への参加」(2024年8月10日最終閲覧)

<https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2023052201.html>

#### (日本貿易振機構：JETRO)

「アジアの動向 [インドネシア] 1966」アジア経済研究所発行 (1967年) (最終閲覧 2024年11月2日) <https://ir.ide.go.jp/records/52048>

直接投資データ (2024年5月8日最終閲覧)

<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>

「アジア通貨危機と援助政策：インドネシアの課題と展望」第7章 開発途上国における民  
活インフラ事業の再検討 (アジア経済研究所発行 (2002年)) p274、手島 茂樹 (2024年  
11月20日最終閲覧)

[https://ir.ide.go.jp/search?page=1&size=20&sort=custom\\_sort&search\\_type=2&q=3298](https://ir.ide.go.jp/search?page=1&size=20&sort=custom_sort&search_type=2&q=3298)

#### (愛媛県)

愛媛県史「三 生糸暴落と弱小経営の淘汰と粘着—製糸業 輸出の花形製糸業」社会経済3  
商工(昭和61年3月31日発行) (2024年5月19日最終閲覧)

<https://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:2/45/view/5802>

#### (国会図書館)

「国立国会図書館デジタルコレクション」

・「外国為替管理委員会規則 輸出貿易決済規則 第一号第二条一」(官報(号外) 昭和24年  
12月1日 第136号) (1949年12月1日) (2024年9月8日最終閲覧)

<https://dl.ndl.go.jp/pid/2963409/1/23>

・「外国為替管理委員会規則第十五号 附表第一」(官報 昭和25年11月1日 第7144号)  
(1950年11月1日) (2024年9月8日最終閲覧)

<https://dl.ndl.go.jp/pid/2963691/1/5>

「国立国会図書館インターネット資料収集保存資料」

・「貿易保険法第五十四条に規定する再保険てん補率を定める手続等に関する規程」(平  
成18・03・30 貿保総第1号) 最終改正：平成20年4月7日 (2024年6月11日最終  
閲覧)

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1002361/nexi.go.jp/outline/pdf/kitei.pdf>

・「平成25年度 貿易再保険特別会計財務書類」(2024年7月21日最終閲覧)

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13022278/www.meti.go.jp/main/downloadfiles/boueki/boueki\\_25fyzaimusyorui.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13022278/www.meti.go.jp/main/downloadfiles/boueki/boueki_25fyzaimusyorui.pdf)

「国会図書館 NDL ラボ」

・「商工統計摘要」昭和5年～昭和12年（2024年11月6日最終閲覧）

<https://lab.ndl.go.jp/dl/fulltext?keyword=%E5%95%86%E5%B7%A5%E7%B5%B1%E8%A8%88%E6%91%98%E8%A6%81>

・「商工省統計」昭和11年～12年（2024年11月6日最終閲覧）

<https://lab.ndl.go.jp/dl/fulltext?keyword=%E5%95%86%E5%B7%A5%E7%9C%81%E7%B5%B1%E8%A8%88>

（データベース「世界と日本」）

「日中 LT 貿易覚書」日中関係基本資料集、p215-p216（2024年11月6日最終閲覧）

<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19621109.01J.html>

（国立公文書館）

「国立公文書館「公文書に見る日本の歩み」」

・日本国、独逸国及伊太利国間三国条約締結ニ関スル内閣告諭（三国同盟条約締結時に発表された内閣告諭の閣議書）（2024年6月23日最終閲覧）

<https://www.archives.go.jp/ayumi/photo.html?m=115&pm=6>

・総司令部発日本政府宛覚書（件名 日本円に対する公定為替レートの設定）（1949年4月23日付）の仮訳（2024年10月29日最終閲覧）

[https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s24\\_1949\\_01.html](https://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s24_1949_01.html)

「国立公文書館デジタルアーカイブ」

・「輸出保険法の一部を改正する法律・御署名原本・昭和四十五年・第三巻・法律第五七号」（2024年11月7日最終閲覧）

[https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail\\_F000000000000116849](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000116849)

（アジア歴史資料センター）

・「輸出補償法・御署名原本・昭和五年・法律第六号」（2024年11月7日最終閲覧）

<https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/137086>

・「米国対日資金凍結令に関する件」JACAR、Ref. C04014833300、壹大日記 第四号 昭和16年（防衛省防衛研究所）（2024年8月24日最終閲覧）

<https://www.jacar.archives.go.jp/das/meta/C04014833300>

（日本研究のための歴史情報法令データベース）

・「輸出信用保険に関する経理を一般会計と区分するための法案」（2024年8月13日最終閲覧）<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/1/325a0068>

・「教育基金特別会計法外二十三法律ノ廃止ニ関スル法律」法令番号:法律第七十四號、公布年月日:昭和18年3月17日（公布年月日:1943年3月17日）（2024年4月29日最終閲覧）<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/1/318a0074>

- ・「輸出信用保険法の一部を改正する法律」（2024年5月8日最終閲覧）

<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/l/326a0281>

#### （e-Gov 法令検索）

- ・「貿易保険法」（令和4年法律第25号）（2024年7月4日最終閲覧）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000067>

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第四十三号）」（2024年10月19日最終閲覧）

[https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043#Mp-Ch\\_2-Se\\_5](https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043#Mp-Ch_2-Se_5)

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）」（2024年10月19日最終閲覧）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504C00000000394>

#### （日本法令索引）

- ・「輸出信用保険法の一部を改正する法律」（法律番号：昭和28年法律第七十九号 公布年月日：昭和28年7月24日（2024年4月29日最終閲覧）

<https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?lawId=0000045935&current=-1>（

#### （産業構造審議会）

産業構造審議会 貿易経済協力分科会 第1回貿易保険小委員会「中間とりまとめ(案) -今後の貿易保険制度の在り方について-（資料3、図2 過去の保険事故案件）」（平成20年6月20日）<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai53/shiryou2-2.pdf>（2024年8月13日最終閲覧）

#### （業界団体・その他）

- ・経済団体連合会

「開発途上国における民活インフラ事業の推進に向けて」（2024年7月26日最終閲覧）

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/poll161.html>

「新たな貿易保険制度に対するわれわれの考え」（2024年7月26日最終閲覧）

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/039.html>

「2001年4月に、独立行政法人化される貿易保険—通産省 加藤貿易保険課長より聞く」（経団連くりっぶ No.128、2000年7月13日）（2024年7月27日最終閲覧）

<https://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/CLIP/clip0128/cli015.html>

- ・日本貿易会

「アジア・中東のモデルとなった石炭火力発電所建設事業 三井物産株式会社プロジェクト本部電力事業アセットマネジメント部」（日本貿易会月報オンライン 2013年11月号

(2024年6月11日最終閲覧)

(No. 719)) <https://www.jftc.jp/monthly/feature/detail/entry-426.html>

・日本機械輸出組合

「国際金融危機下におけるプラント・エンジニアリング金融に関する緊急要望の提出について」(2024年6月19日最終閲覧)

[https://www.jmcti.org/jmchomepage/naigai\\_seisaku/plant/pdf/090115.pdf](https://www.jmcti.org/jmchomepage/naigai_seisaku/plant/pdf/090115.pdf)

・IJPCプロジェクト史編纂委員会「IJPCプロジェクト史ー日本・イラン石油化学合弁事業の記録ー」(1993年3月)(2024年9月2日参集閲覧)

<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000136-I1130000796648828800>

<https://www.knak.jp/munikai/japan/ijpc-history.htm>

・横浜市輸出補償規程施行細則(横浜市告示第63号公布(昭和11年4月25日))(2024年4月29日最終閲覧) <https://www.nexi.go.jp/topics/system/001985.html>

・日本銀行金融研究所「統計データ 2. 金融市場関連統計(4) 外国為替相場 横浜正金銀行建電信買(1912-1941年)」

<https://www.imes.boj.or.jp/jp/historical/hstat/hstat.html> (2024年6月12日最終閲覧)

・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構「石油・天然ガス資源情報」(2024年4月12日最終閲覧) <https://oilgas-info.jogmec.go.jp/termlist/1000521/1000610.html>

・日本財団「日本財団30年の歩み」日本財団図書館(2024年4月12日最終閲覧)

<https://nippon.zaidan.info/kinenkan/history30/1/1311.html>

・The national archives of UK government “Records of the Export Credit Department and Export Credits Guarantee Department” (2024年4月2日最終閲覧)

<https://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C100>

・OECD「OECD輸出信用アレンジメント」

[https://one.oecd.org/document/TAD/PG\(2023\)7/en/pdf](https://one.oecd.org/document/TAD/PG(2023)7/en/pdf) (2024年7月21日最終閲覧)

・東京都中央区平和記念バーチャルミュージアム(2024年6月23日最終閲覧)

[https://www.city.chuo.lg.jp/virtualmuseum/sensokiroku/history/1940\\_0927.html](https://www.city.chuo.lg.jp/virtualmuseum/sensokiroku/history/1940_0927.html)

・John Born jr. (2024年6月11日最終閲覧)

<https://cleantechlaw.com/teams/john-bohn/>

・野村證券「証券用語解説集」（2024年6月25日最終閲覧）

[https://www.nomura.co.jp/terms/japan/hu/plaza\\_a.html](https://www.nomura.co.jp/terms/japan/hu/plaza_a.html)

#### （新聞記事）

日本経済新聞「IJPC 清算（1990年）イラン革命・戦争が翻弄 カントリーリスク、教訓に」（2013年7月28日）（2024年8月13日最終閲覧）

<https://www.nikkei.com/article/DGKDZ057831850X20C13A7TY8000/>

・日本経済新聞「累積債務問題 貿易保険引受弾力化を」（1988年10月18日）

・日本工業新聞「貿易保険のすすめ」（1989年6月24日）

・日本工業新聞「今なぜ貿易保険」（1989年7月1日四面）

・化学工業日報「IJPC最後の集い 記憶が繋ぐ 未完の事業」（2023年11月13日）（2024年8月13日最終閲覧） <https://chemicaldaily.com/archives/381438>

・化学工業日報「IJPC最後の集い サイト被爆も続く絆」（2023年11月14日）（2024年10月11日最終閲覧） <https://chemicaldaily.com/archives/382226>

・AFP「ロシア、旧ソ連時代の対外債務を完済へ」（2017年3月26日）（令和6年6月20日最終閲覧） <https://www.afpbb.com/articles/-/3122795>

Hélène Richard, Le Monde diplomatique 《Manière de voir》 #173, octobre-novembre 2020, “Qui a payé la dette soviétique?”（2024年6月21日最終閲覧）

<https://www.monde-diplomatique.fr/mav/173/RICHARD/62239>

#### （辞典）

JapanKnowledge、日本大百科全書（ニッポニカ）

・「オープン・アカウント」（2024年8月13日最終閲覧）

<https://japanknowledge-com.utokyo.idm.oclc.org>

・「プラザ合意」（2024年8月13日最終閲覧）

<https://japanknowledge-com.utokyo.idm.oclc.org>

世界史小辞典 改訂新版 山川出版「中東戦争」

旺文社世界史事典 三訂版 「スエズ戦争」

原子力百科事典「ATOMICA」（2024年9月2日最終閲覧）

[https://atomica.jaea.go.jp/database\\_fig.html](https://atomica.jaea.go.jp/database_fig.html)

#### ■聞き取り

独立行政法人日本貿易保険初代理事長（元貿易保険課長）の荒井寿光氏との談話（2024年9月18日 於：東京）

## 謝辞

経済産業省での勤務が長くなり、若かりし頃に惜しげなく知見を分けてくださった先輩方のことを最近、一際懐かしく、感謝の念で思い出すことが多くなった。

4年前、コロナ禍がいつまで続くのか見通せず、積み重ねた仕事が中断され、テレワークの日々が続いた。無為に過ごしているのではないかと焦る気持ちを転換して、今なら行きたかった大学院で勉強できるのではないかと思いついた。

大学院の受験には職場の了解が必要であり、当時の上司であった藤井亮輔通商金融課長に就学を相談し、推薦をお願いした。藤井課長は「こんな時だからこそ、前向きなことには大賛成。」と快諾くださった。この時、断られていたら受験要件が揃わず、本校で学ぶことができなかった。

当初、研究論文はエネルギーと公的金融をテーマに執筆しようと考え、本校の有馬純先生に趣旨をお伝えしたところ、ご多忙にも関わらずアドバイスをくださった。他方、入学後、公的金融の1つである貿易保険制度について、その始期から現在までを概観する資料がないことに気づき、次第にそれをまとめてみたいと思うようになった。

貿易保険は公的金融の中でもその役割がわかりにくく、実務経験がないと理解が難しい分野であるため、果たして指導教官になってくださる先生がいるのだろうかと不安であった。しかし、旧日本輸出入銀行、IMF、世銀でのキャリアをお持ちの西沢利郎先生に思い切ってお願いしたところ幸いにも快諾くださり、非常に嬉しく安堵した。毎月、月末に書き上がった内容を西沢先生に送付し、都度、温かい言葉で励ましていただいた。そうして大学院、仕事、家庭を回しながら書き続けることができた。西沢先生に心から感謝申し上げる。

そして、本論は荒井寿光 独立行政法人日本貿易保険の初代理事長（元通商産業審議官）に捧げたい。貿易保険が最も財政悪化で苦しんだ時期に貿易保険課長に就任され、答えのない中で思考と挑戦を繰り返し乗り越えて来られたご経験から多くを学ばせていただいた。疑問が生じる度に応えていただき、貴重な資料に加え、本論を丁寧に読んでコメントをしてくださった。三十年に渡り、職業人としての成長を見守っていただき深く感謝している。

最後に、書き慣れない論文の形式や資料の収集方法に悩んでいた時、他分野の研究者である夫が度々アドバイスをくれた。以前から大学院での勉強を希望していたものの優先すべきことが多々あり、なかなか実現できなかったことを知っている夫は、私が合格した時、誰よりも喜び今日まで伴走してくれた。本論を書き終えたことを報告し、安心させたい。東京大学公共政策大学院での修学は本当に幸せな時間だった。私の学びを励まし、支援下さった同僚をはじめとする多くの方々に心より感謝申し上げ、本論の結びとする。